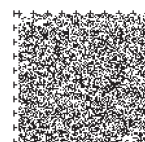


港区地域保健福祉計画

Minato City Local Health and Welfare Plan

【令和3（2021）年度～令和8（2026）年度】

令和5（2023）年度改定版



港区平和都市宣言

かけがえのない美しい地球を守り、世界の恒久平和を願う人びとの心は一つであり、いつまでも変わることはありません。

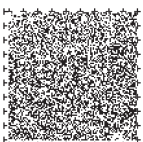
私たちも真の平和を望みながら、文化や伝統を守り、生きがいに満ちたまちづくりに努めています。

このふれあいのある郷土、美しい大地をこれから生まれ育つ子どもたちに伝えることは私たちの務めです。

私たちは、我が国が『非核三原則』を堅持することを求めるとともに、ここに広く核兵器の廃絶を訴え、心から平和の願いをこめて港区が平和都市であることを宣言します。

昭和60年8月15日

港 区



はじめに

区は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6か年を計画期間とした「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的な計画として策定し、保健福祉施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この間、令和5（2023）年5月に、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類相当から5類へ移行し、再び日常の生活が戻ってきました。一方で、物価高騰、地方行政のDXの進展、自然災害の頻発や激甚化等、社会情勢は目まぐるしく変化しており、区民生活における課題はますます複合化、多様化しています。

こうした状況の中、計画期間の中間見直しに当たっては、子ども、高齢者、障害者、生活困窮等、保健福祉分野の施策を分野横断的かつ総合的に推進し、区民の支援ニーズに適切に対応するため、「港区地域保健福祉計画」を区の保健福祉行政における最上位計画と位置付け、関連する他の保健福祉分野の9つの計画を一体化した総合的な計画に改めました。改定にあたっては、各種調査結果を踏まえ、公募区民・学識経験者・保健福祉関係団体の委員で構成する「港区地域保健福祉推進協議会」において検討を進めてまいりました。

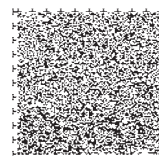
区は、本計画のもと、安全で安心して健康に暮らし続けることのできる地域づくりに引き続き取り組み、区民一人ひとりがこれまで以上に尊重され、多様性を認める社会の実現をめざします。今後も区民の皆さん、関係機関、地域福祉活動団体や事業者の方々と力を合わせ、本計画がめざす将来像である「誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会」の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

結びに、本計画の改定に当たりまして、「くらしと健康の調査」ほか各種調査への回答、区民説明会やパブリックコメントにおける貴重なご意見やご提案をいただきました区民の皆さんに、厚く御礼申し上げます。

令和6（2024）年2月

港区長

武井 雅 昭



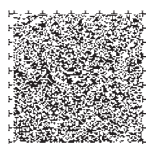
目 次

第1部 総論 9

第1章 計画の概要	10
1 計画改定の背景と目的	10
2 計画の位置付け	12
3 計画の対象とする期間	21
4 計画の改定経過	21
5 計画の推進・評価体制	21
第2章 改定に向けて踏まえるべき社会の変化	22
1 社会情勢の変化	22
2 港区を取り巻く状況等	23
3 港区地域保健福祉計画（前期）の進捗状況	30
第3章 本計画のめざす将来像と各分野の施策	36
1 めざす将来像	36
2 施策の体系と分野横断的な取組	38
3 ライフステージに応じた主な保健福祉サービス	44

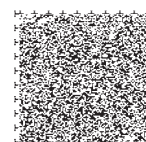
第2部 分野ごとの計画 47

第1章 子ども・子育て分野	49
1 めざす姿と施策の全体像	49
2 子ども・子育て分野の施策	52
第2章 高齢者分野	83
1 めざす姿と施策の全体像	83
2 高齢者分野の施策	86
第3章 障害者分野	131
1 めざす姿と施策の全体像	131
2 障害者分野の施策	134
第4章 健康づくり・保健分野	163
1 めざす姿と施策の全体像	163
2 健康づくり・保健分野の施策	166
第5章 生活福祉分野	199
1 めざす姿と施策の全体像	199
2 生活福祉分野の施策	202
第6章 地域福祉分野	207
1 めざす姿と施策の全体像	207
2 地域福祉分野の施策	210
第7章 分野横断的取組	226



第3部 参考資料..... 239

1	関連計画等一覧	241
2	くらしと健康の調査の実施概要	242
3	港区の自殺対策について（区政モニターアンケート）の実施概要 ..	243
4	ヤングケアラー実態調査の実施概要	244
5	港区地域保健福祉推進協議会設置要綱	245
6	港区地域保健福祉推進協議会委員名簿	247
7	港区地域保健福祉推進本部設置要綱	248
8	港区地域保健福祉推進本部委員名簿	250
9	港区高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱	251
10	港区高齢者保健福祉計画検討委員会委員名簿	253
11	港区障害者地域自立支援協議会設置要綱	254
12	港区障害者地域自立支援協議会委員名簿	256
13	港区自殺対策関係機関協議会設置要綱	257
14	港区自殺対策関係機関協議会委員名簿	259
15	港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱	260
16	港区成年後見制度利用促進協議会委員名簿	262
17	港区地域保健福祉推進協議会・分科会 検討経過	263
18	区民説明会開催状況	265



計画の見方

第2部では、本計画を構成する6分野（子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉）の計画を6つの各章にまとめています。また、分野横断的取組について第7章にまとめています。

各章の冒頭に、各分野のめざす姿を示しています。

各分野の全体像について、施策（中項目）、小項目、及び具体的な取組を一覧で示しています。

第2部 高齢者分野

2 高齢者分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

住み慣れた地域でいきいきと 安心して暮らせるよう、 高齢者を地域で支え合う社会

全ての高齢者が心豊かに生きがいを持って、元気に活躍できる社会を実現するため、一人ひとりの多様な生活様式にあった介護予防の取組や通いの場の充実などを積極的かつ効果的に推進します。

地域共生社会の実現に向けた介護サービスの基盤や在宅支援サービスの更なる充実を図るとともに、認知症の理解促進や早期発見、相談体制の充実につながる取組の推進に加え、地域包括ケアの推進によって、ひとり暮らし等高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会をめざします。

83

第2部 高齢者分野

2 高齢者分野

(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
心豊かで健康な生活への支援	(1) 社会参加の促進	
	(2) 健康で自立した生活を維持するための支援	
	(3) 介護予防の効果的な推進	
認知症と共生する地域づくり	(1) 認知症の理解促進	
	(2) 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり	
	(3) 適切なサービスの利用の促進	
	(4) 地域で支え合う共生のための体制づくり	
日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	
	(2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実	
	(3) 介護にあたる家族等への支援	
誰もが安心して暮らせる地域づくり	(1) 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	
	(2) 高齢者の権利の擁護	
	(3) 災害時等の安全の確保	
	(4) 生活支援体制の充実	
	(5) 医療及び介護の緊密な連携	
■ 介護保険制度の持続可能性の確保		
介護保険制度の円滑な運営		
(1) 港区の高齢者の現状		
(2) 日常生活圏域の設定		
(3) 介護保険事業費の見込み		
(4) 介護保険料の設定		
(5) 介護保険制度の適正な運営		

: 港区住宅基本計画
 : 港区生活学習推進計画

: 港区地域防災計画
 : 港区スポーツ推進計画

関連計画等の詳細

84

具体的な取組

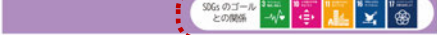
① いきいきプラザ等の事業の充実	② 老人クラブ活動への支援
③ 生涯学習やスポーツ活動の参加促進	④ チャレンジコミュニティ大学の支援の拡充
⑤ 高齢者の就業に向けた支援	⑥ 情報発信の工夫と充実
① ICTを活用した推進	② 医療機関と連携した促進
③ 健康課題を踏まえた推進	④ 「通いの場」への支援
① 周知・啓発の充実	② 評価分析と効果の発信
③ 地域人材の養成と支援	
① 認知症の普及・啓発	② 認知症サポーター養成の促進
③ 認知症サポーターの活躍の場の拡充	
① 認知症の早期発見・早期診断の促進	② 認知症の備えに向けた取組の推進
③ 若年性認知症の早期発見の充実と普及・啓発	
① サービスの普及・啓発	② 認知症カフェの充実
③ 認知症の人や家族への包括的支援	
① 認知症本人の視点に立った地域づくり	② 地域で支え合う体制の整備
③ 認知症疾患医療センターとの連携	
① 高齢者の在宅生活の支援の充実	② ひとり暮らし等高齢者への支援の充実
③ 高齢者の住居の支援	④ わかりやすい情報の効果的な発信
① 介護予防・生活支援サービスの充実	② 介護保険制度等の整備の推進
③ 介護事業者への運営支援の拡充	④ 介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援の推進
⑤ 介護ロボット及びICT下機器導入の促進	
① 介護家族への支援	② 施設での介護家族等への支援
③ 支援ニーズが多様な介護者への支援	
① 高齢者相談センターの相談機能の充実	② 高齢者の熱中症予防の推進
③ ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の見守り体制の充実	
⑤ 高齢者のセーフティネットワーク構築の推進	④ 高齢者の熱中症予防の推進
① 高齢者の権利の擁護	② 成年後見制度の理解と利用促進
③ 本人の意思を尊重した取組の推進	④ 災害時避難行動支援登録事業等の普及・啓発
⑤ 高齢者施設における感染症情報連携体制の整備	
① 生活支援の推進体制の充実	② 地域活動情報の収集・発信
③ 地域の若い世代との連携	
① 在宅療養の多職種連携の推進	② 情報基盤の効果的かつ効率的な推進

各分野の施策に関連する港区の個別計画をアイコン化して小項目単位で示しています。関連計画は、添付の二次元バーコードから確認（関連する個別計画の凡例は、241 ページ参照）できます。

国際的なコンセンサスであるSDGsの理念との整合について、施策（中項目）ごとに関連する目標を示しています。

2 高齢者分野の施策

施策1 心豊かで健康な生活への支援



現状と課題

(1) 心豊かで健康に暮らし続けていくために

65歳以上の人口が各地区で増加していく中、高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って暮らし続けていくための活躍の場が一層充実し、必要な情報が、必要な人にわかりやすく発信されていることが重要です。

このため、デジタルデバインド（※1）の解消をはじめとした高齢者の多様な生活様式に対応した環境づくりのほか、いきいきプラザ等の地域の施設の役割や取組の発信とともに、地域活動などへの支援の充実が必要です。

(2) 高齢者自らが介護予防に取り組む仕組みづくり

高齢者が地域で健康な日常生活を送るためには、転びやすくなるなど加齢とともに現れる生活の不安に対応した介護予防の取組に加え、社会参加・栄養・体力を3つの柱とするフレイル（※2）予防が重要です。

身近な場所で参加できる教室のほか、もっと気軽に楽しく参加できる事業の実施や地域の通いの場における積極的な事業展開、また、関係機関との連携によって介護予防に取り組む機運の促進を図ることが必要です。

(3) 介護予防・フレイル予防の充実と重要性の周知に関する取組の推進

高齢者が要介護の状態になることなく、できる限り長く健康でいるためには、早期の段階から介護予防に取り組むことが大切です。

地域で介護予防の取組を促進するための支援の充実や介護予防プログラムの参加結果を踏まえた内容の見直しとともに、介護予防プログラムの効果と予防の重要性を高齢者にわかりやすく発信していくことが必要です。

※1 デジタルデバインド：デジタル技術を使うことができる人とできない人との間に生じる格差を指し、身体的・精神的・社会的な問題を抱えやすく、自立障害や死を含む健康障害を引き起こすことを意味する。

86

施策（中項目）における「現状と課題」を示しています。

施策の考え方

全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができ、また地域の施設等の各種活動に気軽に参加できるよう、心豊かに充実した生活を送るための事業の実施や、団体の活動などわかりやすい地域の情報発信に努めます。

また、高齢者自らが、地域の施設や活動を知り、ボランティアや介護予防の取組など、生きがいや健康づくり等に積極的に参加できる仕組みを構築するとともに、その支援の充実を図っていきます。

施策（中項目）ごとに、現状と課題を踏まえた施策の考え方を示しています。

本計画は、他に9つの計画を一体化しています。

一体化している各計画が、本計画中、どの項目に該当するのかを、各施策の「現状と課題」、「小項目」の単位で各計画名称をアイコン化して示しています。

（該当する各計画の凡例は20ページ参照）

施策（中項目）における取組のアウトラインである小項目について記載しています。

小項目と具体的な取組

(1) 在宅生活を支えるサービスの充実

高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者ニーズに対応した高齢者福祉サービスの提供や積極的なサービスの情報発信を推進するとともに、住み替えが必要な高齢者世帯への支援を充実させます。

具体的な取組

① 高齢者の在宅生活の支援の充実

コミュニティバス乗車の発行や補聴器購入費助成など、高齢者の健康増進や外出機会の確保に取り組みます。介護が必要な人へは、紙おむつの給付や理美容サービスを実施するなど、高齢者が安心して生活できるよう支援を充実させます。

② ひとり暮らし等高齢者への支援の充実

配食サービスや訪問電話、こみの戸別訪問収集などにより、日常的な見守りや安否確認を行うとともに、緊急事態に備えた救急通報システムや救急医療情報キットの利用促進など、ひとり暮らし等高齢者への支援を充実させます。

③ 高齢者の住まいの支援

手すりの取付や浴槽交換等の費用を助成し、高齢者の自立生活を支援します。また、住み替えが必要な高齢者には、民間賃貸住宅や債務保証会社の紹介等事業を実施し、家主の不安軽減に取り組むなど、高齢者の住まいを支援します。

④ わかりやすい情報の効果的な発信

必要な人に必要な情報が届けられるよう、区の高齢者向けサービス等について各種媒体を活用し、施設や各種事業などを通じて、わかりやすく効果的に発信します。

(2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実

高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数の増加が見込まれることから、介護予防や生活支援サービスの充実を図る必要があるため、地域の介護を支える介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援並びに介護保険施設等の整備を進めます。

具体的な取組

① 介護予防・生活支援サービスの充実

日常生活支援が必要な人に、身体介護や生活支援等の多様なサービスを提供します。また、心身機能の維持のため、施設における運動や栄養改善プログラム等のサービス提供を充実します。

② 介護保険施設等の整備の推進 計画事業

介護を必要とする高齢者のための特別養護老人ホーム、在宅生活を支える小規模多機能型居宅介護施設及び認知症高齢者が安心して生活できる認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

目標	令和8年度末		現況				後期実施内容	
	全体	個別施設	令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
特別養護老人ホーム								
完成1施設 (計10施設 定員858人)		南青山一丁目 (定員29人)	9施設 定員829人		完成			
		—	5施設 定員133人	6施設 定員162人	7施設 定員191人	8施設 定員220人		
小規模多機能型居宅介護施設		南青山二丁目 (定員29人)		完成				
完成3施設 (計8施設 定員220人)		芝浦四丁目 (定員29人)			完成			
		三田一丁目 (定員29人)				完成		
		東麻布二丁目 (定員29人)				建設中		
認知症高齢者グループホーム		南青山一丁目 (定員27人)	5施設 定員108人		完成			
完成1施設 (計6施設 定員135人)								

各小項目の具体的な取組を示しています。

「具体的な取組」のうち、計画事業については、令和8年度末までの目標と年度別の実施内容を示しています。

第7章では、6分野に共通する課題認識を示しています。

課題ごとに各分野が対応している「具体的な取組」について整理しています。
それぞれの「具体的な取組」の内容は、該当ページを参照ください。

7

分野横断的取組

複雑化、多様化したニーズに一体的に対応していくため、各分野に共通する課題に対して分野横断的に取り組んでいきます。

分野横断的な取組 1 人権・権利擁護

共通する課題認識

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、本人の意向を尊重しながら、意思決定のサポートや虐待からの保護など、あらゆる権利擁護に関する取組を推進していく必要があります。

各分野での具体的な取組

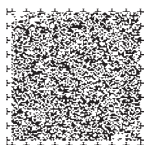
分野	施策（中項目）	小項目	具体的な取組	該当ページ
子ども・子育て	5	子どもの権利擁護を重視した環境づくり	(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進	
			① 「子どもの権利条約」4つの原則の啓発	72 ページ
		② 子どもの意見を把握する取組の推進		
		(2) 児童虐待未然防止対策等の推進	① 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進	
			② 養育支援訪問事業の充実	73 ページ
		③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進		
		④ 養育支援家庭等への支援の充実		
		⑤ 児童及び好産婦に関する包括的な支援体制の強化		
		(3) 身近な児童相談所における支援の充実	① 児童のニーズに応じた社会的養護の充実	
			② 親子関係再構築支援の充実	74 ページ
		③ 施設退所後等の児童の自立の支援		
		④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進		
		⑤ 一時保護所の適正な運営の確保		
		⑥ A1等を活用した相談対応機能の強化		

226

8

総論

第1部



1 計画改定の背景と目的

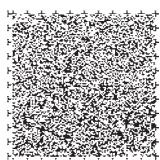
区では、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間を計画期間として「港区地域保健福祉計画」「港区高齢者保健福祉計画」「港区障害者計画」を一体的に策定し、全ての区民が地域社会を構成する一員であるとし、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、人格と個性を尊重し合いながら地域全体が相互に協力し、支え合う社会をめざして、日常生活や社会生活を支援するとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できる環境の整備に努めてきました。

個人や世帯が抱える生活上のリスクは多様化し、これまで潜在化していた課題の顕在化や、受給要件を満たさない軽度な障害等が重なるなど制度の狭間に落ち込んでしまっている課題が表面化しています。

また、人口構造や世帯構成の変化により家族や地域でのつながりが弱まる中で、ひきこもりやヤングケアラー等、複数の課題が重なり合い複雑化した課題も顕在化しています。これらの課題は、これまで制度の対象ごとに展開されてきた行政サービスでは支援等が難しい制度の狭間の課題と捉えることができ、分野横断的に対応していくことが求められます。

国は、令和2(2020)年6月に社会福祉法等(※)を改正(令和3(2021)年4月施行)し、包括的な支援体制を構築するための方策として「重層的支援体制整備事業」を創設しました。この重層的支援体制整備事業は、高齢者福祉における地域支援事業の取組、障害者福祉における地域生活支援事業の取組、児童福祉における地域子ども・子育て支援事業の取組等に幅を持たせる役割も担っています。

区では、地域共生社会の実現に向けて地域の相互支援による地域包括ケアを推進してきました。令和4(2022)年8月には、区民に最も身近な総合支所に福祉総合窓口を設置し、ワンストップであらゆる相談を受け止め支援につなげる体制を整備しました。



※社会福祉法等：地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

令和3（2021）年4月に区は児童相談所設置市となりました。児童虐待への対応強化とともに、児童福祉施設の設置認可、指導監督や愛の手帳判定など、東京都が担っていた児童相談所設置市事務が移管され、区の権限と責任が拡大し地域に根差した総合的な子育て支援を推進しています。

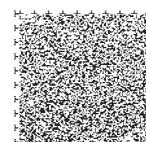
令和5（2023）年4月には、こども基本法の施行、こども家庭庁の設置、さらに令和6（2024）年4月には、改正児童福祉法（※1）の施行など、「こどもまんなか社会」の実現、子育て世帯に対する包括的な支援に関する国の動向を踏まえ、区における子ども施策をより一層推進していく必要があります。

令和2（2020）年以降の新型コロナウイルス感染症拡大に対して、健康危機管理体制の強化や福祉サービスにおける感染症対策の配慮に取り組んできました。令和5（2023）年5月には、新型コロナウイルス感染症が感染症法（※2）上の2類相当から5類へ移行され、社会はアフターコロナへと向かいつつあります。法令に基づいた規制も緩和されており、その収束に向けた対応や取組が求められます。

国や東京都の制度改正等の動向に的確に対応するとともに、社会情勢の様々な変化により、ますます複合化、多様化している区民ニーズや課題解決に分野横断的に取り組み、それぞれの分野の施策の整合を図って推進できるよう、本計画の後期3年の地域保健福祉施策の方向性を示すため、港区の保健福祉関連分野の計画を「港区地域保健福祉計画」として一体的に改定（一部策定）します。

※1 改正児童福祉法：児童福祉法等の一部を改正する法律

※2 感染症法：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



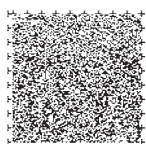
2 計画の位置付け

社会情勢が変化する中、誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、健やかに、安心して暮らし続けることのできる、支え合いの地域社会の実現に向けて、ますます複合化・複雑化する福祉課題解決のために保健・福祉の施策を分野横断的かつ総合的に推進するため、港区地域保健福祉計画を保健福祉に係る政策における最上位計画と位置付け、関連する計画を包含した一体的な計画として改定（一部策定）します。

「港区地域保健福祉計画」は、社会福祉法に定める市町村地域福祉計画として位置付け、策定時に包含した「港区健康増進計画」（健康増進法に定める市町村健康増進計画）、既に一体的に策定している「港区高齢者保健福祉計画」（老人福祉法に定める市町村老人福祉計画）、「港区障害者計画」（障害者基本法に定める市町村障害者計画）、別冊とした「第9期港区介護保険事業計画」（介護保険法に定める市町村介護保険事業計画）及び「第7期港区障害福祉計画」（障害者総合支援法（※）に定める市町村障害福祉計画）・「第3期港区障害児福祉計画」（児童福祉法に定める市町村障害児福祉計画）のほか、関連する計画を一体的に改定及び策定します。

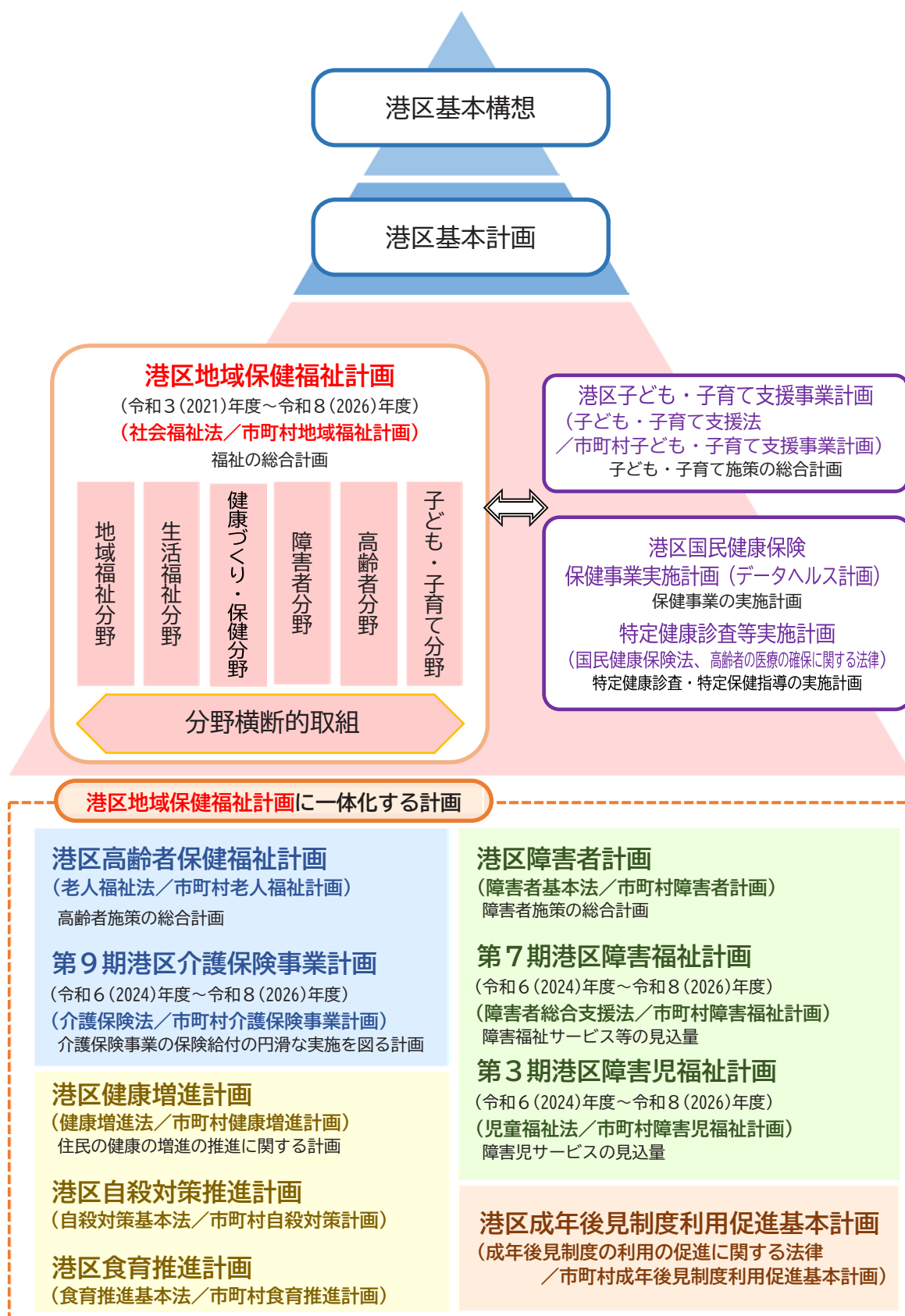
今般、新たに一体的に改定及び策定するのは、「港区自殺対策推進計画」（自殺対策基本法に定める市町村自殺対策計画）、「港区食育推進計画」（新規策定、食育基本法に定める市町村食育推進計画）、「港区成年後見制度利用促進基本計画」（成年後見制度の利用の促進に関する法律に定める市町村成年後見制度利用促進基本計画）です。

また、上位計画である「港区基本計画」や、「港区子ども・子育て支援事業計画」等と整合・連携を図ります。



※障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

【港区地域保健福祉計画の位置付け】



総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

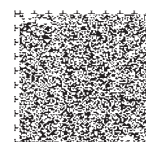
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料

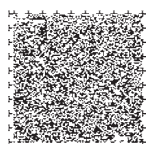


該当する計画の索引

港区地域保健福祉計画に一体化している9つの計画について、本計画中で該当している項目及び掲載箇所（ページ）を一覧で示しています。

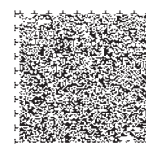
第1部 総論

		港区高齢者保健福祉計画	第9期港区介護保険事業計画	港区障害者計画	第7期港区障害福祉計画	第3期港区障害児福祉計画	港区健康増進計画	港区自殺対策推進計画	港区食育推進計画	港区成年後見制度利用促進基本計画
ページ										
第1章 計画の概要										
1	計画改定の背景と目的	10	全計画共通							
2	計画の位置付け	12								
3	計画の対象とする期間	21								
4	計画の改定経過	21								
5	計画の推進・評価体制	21								
第2章 改定に向けて踏まえるべき社会の変化										
1	社会情勢の変化	22	全計画共通							
2	港区を取り巻く状況等	23								
3	港区地域保健福祉計画（前期）の進捗状況	30								
第3章 本計画のめざす将来像と各分野の施策										
1	めざす将来像	36	全計画共通							
2	施策の体系と分野横断的な取組	38								
3	ライフステージに応じた主な保健福祉サービス	44								

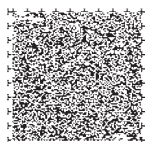


第2部 分野ごとの計画

			港 区 高 齢 者 保 健 福 祉 計 画	第 9 期 港 区 介 護 保 険 事 業 計 画	港 区 障 害 者 計 画	第 7 期 港 区 障 害 福 祉 計 画	第 3 期 港 区 障 害 児 福 祉 計 画	港 区 健 康 増 進 計 画	港 区 自 殺 対 策 推 進 計 画	港 区 食 育 推 進 計 画	港 区 後 援 制 度 利 用 促 進 基 本 計 画
			ペ ー ジ								
第1章 子ども・子育て分野											
1 めざす姿と施策の全体像			49	—	—	—	—	—	—	—	—
2 子ども・子育て分野の施策											
施策1 多様なニーズにあ わせた保育サービ スの拡充	現状と課題	(1) 保育園待機児童の解消	52								
		(2) 保育施設の定員に対する空きの増加	52								
		(3) 一時預かり、病児・病後児保育の供給不足	52								
	小項目	(1) 多様な保育サービスの充実	54								
施策2 保育施設における 保育の質の向上	現状と課題	(2) 保育施設を円滑に利用できる環境整備	56								
		(1) 保育の質の重要性の高まり	57								
		(2) 認可外保育施設を含めた区内全体の保育の質の向上	57								
		(3) 安全・安心な保育環境の確保	57								
施策3 子育て支援サービ スの充実	小項目	(1) 保育内容の質の向上	59								
		(2) 質の高い保育環境の整備	60								
		(3) 保育体制の質の確保	60								
		(4) 教育・保育の連携体制の整備	61								
施策4 子どもの健やかな 成長を支援する総 合的な施策の推進	現状と課題	(1) 在宅子育て家庭の孤独感・負担感の増加	62								
		(2) 子育て支援が必要な人に切れ目なく支援できる環境づくりを推進	62								
		(3) 子育て支援に関わる担い手の確保	62								
	小項目	(1) 在宅での子育て支援事業の推進	63								
施策5 子どもの権利擁護 を重視した環境づ くり		(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援	64								
		(3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進	65								
		(4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築	66								
	小項目	(1) 学童クラブ待機児童の解消	67								
施策6 支援が必要な子ど もと家庭を確実に 支える	現状と課題	(2) 全ての子どもが安全で安心に過ごせる居場所の確保	67								
		(3) 青少年が犯罪に巻き込まれない環境の確保	67								
		(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備	68								
	小項目	(2) 青少年の健全育成のための支援	69								
施策7 子どもの未来を応 援する施策の推進	現状と課題	(1) 子どもの最善の利益を第一に考えた環境整備	70								
		(2) 身近な児童相談所における支援の充実	70								
		(3) 区内の児童虐待の件数は増加傾向	70								
	小項目	(4) ヤングケアラーの区内の現状	71								
施策8 子どもの未来を応 援する施策の推進		(1) 子ども最善の利益を実現する施策の推進	72								
		(2) 児童虐待未然防止対策等の推進	73								
		(3) 身近な児童相談所における支援の充実	74								
	小項目	(4) ヤングケアラー支援対策の推進	75								
施策9 子どもの未来を応 援する施策の推進	現状と課題	(1) ICTを活用した情報提供体制の構築	76								
		(2) ひとり親家庭の多様なニーズに対応するサービスの充実	76								
		(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への支援	76								
	小項目	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実	77								
施策10 子どもの未来を応 援する施策の推進		(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進	78								
		(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応	79								
		(4) 離婚前後の親への支援	79								
	小項目	(1) 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもへの支援	80								
施策11 子どもの未来を応 援する施策の推進		(2) 「港区子どもの未来応援施策」による貧困対策の実施	80								
		(3) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正	80								
		(1) 生活環境の安定の支援	81								
	小項目	(2) 経済的安定の支援	82								
施策12 子どもの未来を応 援する施策の推進		(3) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	82								
	小項目										



			ページ	港区高齢者保健福祉計画	第9期港区介護保険事業計画	港区障害者計画	第7期港区障害福祉計画	第3期港区障害児福祉計画	港区健康増進計画	港区自殺対策推進計画	港区食育推進計画	港区成年後貸制度利用促進基本計画
第2章 高齢者分野												
1 めざす姿と施策の全体像			83	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 高齢者分野の施策												
施策1 心豊かで健康な生活への支援	現状と課題	(1) 心豊かで健康に暮らし続けていくために	86	●								
		(2) 高齢者自らが介護予防に取り組む仕組みづくり	86	●	●							
		(3) 介護予防・フレイル予防の充実と重要性の周知に関する取組の推進	86	●	●							
	小項目	(1) 社会参加の促進	88	●								
		(2) 健康で自立した生活を維持するための支援	89	●	●							
		(3) 介護予防の効果的な推進	90	●	●							
施策2 認知症と共生する地域づくり	現状と課題	(1) 認知症の人が尊厳と希望を持って暮らすための取組	91	●	●							
		(2) 認知症になっても自分らしい生活を続けるために	91	●	●							
		(3) 共生社会の実現に向けて	91	●	●							
	小項目	(1) 認知症の理解促進	92	●	●							
		(2) 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり	93	●								
		(3) 適切なサービスの利用の促進	94	●	●							
施策3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	現状と課題	(1) 在宅支援サービスの充実と情報の発信	96	●								
		(2) 安定的な介護サービスの提供と質の向上のために	96	●	●							
		(3) 介護にあたる家族等や介護者への支援の充実	96	●	●							
	小項目	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	98	●								
		(2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実	99	●	●							
		(3) 介護にあたる家族等への支援	101	●	●							
施策4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	現状と課題	(1) 全ての高齢者の尊厳と権利を守るための取組	102	●	●							
		(2) ひとり暮らしでも安心して暮らせる地域づくりの推進	102	●	●							
		(3) 複合的な問題に対応するための関係者のネットワークの構築	102	●	●							
	小項目	(1) 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	103	●	●							
		(2) 高齢者の権利の擁護	105	●	●							
		(3) 災害時等の安全の確保	106	●	●							
介護保険制度の持続可能性の確保	介護保険制度の持続可能性の確保	(4) 生活支援体制の充実	107	●	●							
		(5) 医療及び介護の緊密な連携	108	●	●							
		(1) 港区の高齢者の現状	109		●							
		(2) 日常生活圏域の設定	112		●							
		(3) 介護保険事業費の見込み	114		●							
		(4) 介護保険料の設定	123		●							
		(5) 介護保険事業の適正な運営	129		●							



			ページ	港区高齢者保健福祉計画	第9期港区介護保険事業計画	港区障害者計画	第7期港区障害福祉計画	第3期港区障害児福祉計画	港区健康増進計画	港区自殺対策推進計画	港区食育推進計画	港区成年後制度利用促進基本計画		
第3章 障害者分野														
1 めざす姿と施策の全体像				131	—	—	—	—	—	—	—	—		
2 障害者分野の施策														
施策1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備	現状と課題	(1) 安心して外出できる生活環境の整備	134			●	●	●						
		(2) 障害者による情報の取得利用・意思疎通のしやすさの向上	134			●	●	●						
		(3) 災害や感染症等からの危機に対する不安解消に向けた取組の充実	134			●	●	●						
	小項目	(1) 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進	136			●	●	●						
		(2) 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上	137			●	●	●						
		(3) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実	138			●	●	●						
施策2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	現状と課題	(4) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実	139			●	●	●						
		(1) 家族等の介助の負担軽減に係る取組や親なき後を見据えた支援の充実	140			●	●	●						
		(2) 希望する居住の場の確保と整備	140			●	●	●						
		(3) 余暇活動の促進	140			●	●	●						
		(4) 日中に過ごせる施設の利用促進	140			●	●	●						
	小項目	(5) 医療的ケアが必要な障害児や障害者への生活支援の充実	141			●	●	●						
		(1) 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備	142			●	●	●						
		(2) 日常生活を支えるサポート体制の強化	143			●	●	●						
		(3) 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実	144			●	●	●						
		(4) 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	144			●	●	●						
		(5) 事業者によるサービスの量の確保と質の向上	145			●	●	●						
		施策3 特別な配慮の必要な子どもへの支援	現状と課題	(1) 児童発達支援センターが担う地域の発達支援体制の強化	146			●		●				
				(2) 障害児の保護者の就労支援の充実	146			●		●				
				(3) 障害児の特性に応じた障害児通所支援の充実	146			●		●				
			小項目	(1) 児童発達支援センターを中心とした支援の充実	148			●		●				
(2) 家族が安心して就労できる環境の整備	149					●		●						
(3) 地域全体で支える発達支援体制の強化	149				●		●							
施策4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり	現状と課題	(1) 障害の特性に対する理解促進	150			●	●							
		(2) 障害の特性に応じた就労支援の充実	150			●	●							
	小項目	(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化	151			●	●							
		(2) あらゆる手段を活用した就労支援の推進	152			●	●							
障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて	サービスの見込量	障害者数の推移	153											
		(1) 障害福祉サービス等の見込量	155				●	●						
		(2) 障害児サービスの見込量	158					●						
		(3) 地域生活支援事業の見込量	159				●	●						

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

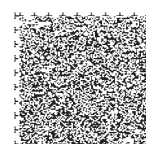
健康づくり・
保健

生活福祉

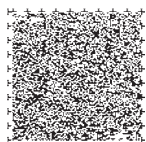
地域福祉

分野横断的
取組

参考資料

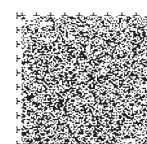


			ページ	港区高齢者保健福祉計画	第9期港区介護保険事業計画	港区障害者計画	第7期港区障害福祉計画	第3期港区障害児福祉計画	港区健康増進計画	港区自殺対策推進計画	港区食育推進計画	港区成年後介護制度利用促進計画
第4章 健康づくり・保健分野												
1 めざす姿と施策の全体像				163	—	—	—	—	—	—	—	—
2 健康づくり・保健分野の施策												
施策1 感染症対策の強化・推進	現状と課題 小項目	(1) 感染症に対する関心の高まりと、戦略的な情報発信の必要性	166									
		(2) 若い世代に増加傾向にある梅毒への対策強化	166									
		(3) コロナ禍の経験を生かした、新たな感染症への対応力の向上	166									
		(4) 予防接種情報の発信とデジタル化の整備	167									
		(1) 感染症対策の充実	168									
施策2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進	現状と課題 小項目	(2) 新たな感染症に備えた体制の整備	168									
		(3) 予防接種の充実	169									
		(1) アフターコロナにおける医療提供体制の強化	170									
		(2) かかりつけ医に関する普及・啓発	170									
		(3) 東京都及び区の防災計画の改定を踏まえた災害保健医療体制の整備	170									
施策3 子どもの健康を守る体制をつくる	現状と課題 小項目	(4) アフターコロナにおける健康づくり活動の促進、食育の推進	171									
		(5) マイナンバーカードの健康保険証利用の促進を通じた業務の効率化	171									
		(1) 地域医療体制の充実	172									
		(2) 災害時における保健・医療体制の整備	173									
		(3) 支え合いによる地域保健活動の強化	174						●		●	
施策4 全世代にわたる健康増進と食育の推進	現状と課題 小項目	(1) 安心して出産・子育てのできる環境の整備	175									
		(2) 乳幼児健康診査受診率の向上	175									
		(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実	176									
		(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	177									
		(3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進	178									
施策5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	現状と課題 小項目	(4) 食育の推進	179									
		(1) 生活習慣病予防対策の推進	179							●		
		(2) がん検診の質の向上	179							●		
		(3) がん予防・がん在宅緩和ケア等に関する普及・啓発の推進	179							●		
		(4) 食育の推進	179									●
施策6 快適で安心できる生活環境の確保	現状と課題 小項目	(1) 生活習慣病等の予防・改善	180									
		(2) 口と歯の健康づくりの充実	181							●		
		(3) がんの早期発見の推進	182							●		
		(4) 地域で支えるがん対策の充実	183							●		
		(5) たばこ対策の推進	184							●		
施策7 こころの健康づくり、自殺対策の推進	現状と課題 小項目	(6) 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進	185									●
		(1) うつ病などを含む気分障害の増加	186								●	
		(2) 安心して生きていくための必要な包括的取組	186								●	
		(3) 子ども・若者が相談でき、自殺のサインに気づける人を増やす	186								●	
		(4) 自殺のリスクが高い人への支援	187								●	
施策8 こころの健康づくり、自殺対策の推進	現状と課題 小項目	(1) 自殺予防のための情報提供と普及・啓発	188								●	
		(2) 相談、支援の充実による自殺防止	189								●	
		(3) こころの健康づくりの推進	190								●	
		(4) 自殺未遂者の再発防止と遺された方への支援	191								●	
		(1) 施設における衛生環境の維持向上	192									
施策9 港区食育推進計画 事業一覧	現状と課題 小項目	(2) 安心できる生活環境の確保	192									
		(1) 食品の安全の確保	193									●
		(2) 医療・医薬品の安全の確保	194									
		(3) 環境衛生対策の充実	194									
		(4) 快適な生活環境の確保	195									
港区食育推進計画 事業一覧			196								●	
港区自殺対策推進計画 事業一覧			197							●		



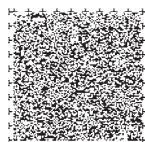
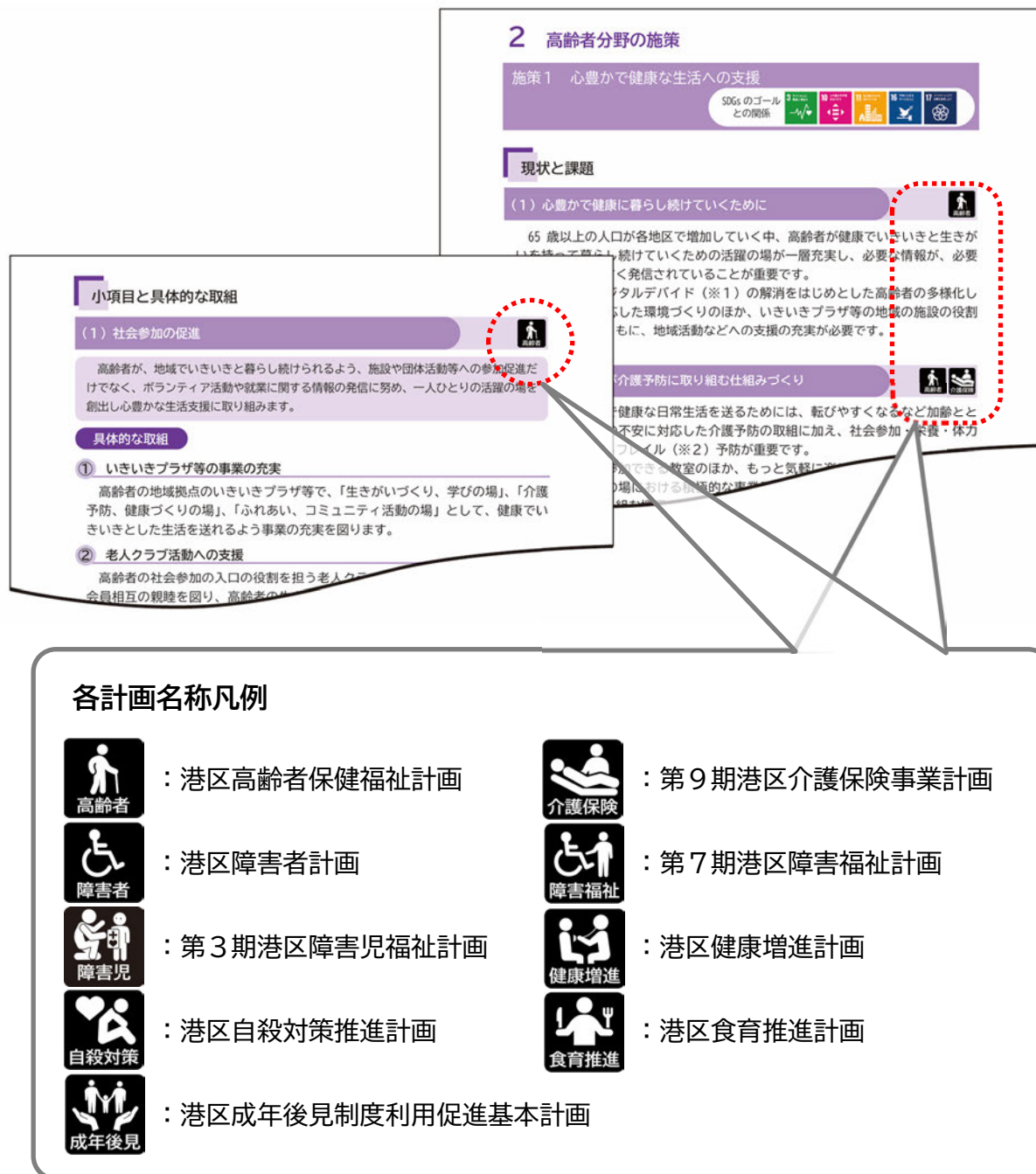
		ページ	港区高齢者保健福祉計画	第9期港区介護保険事業計画	港区障害者計画	第7期港区障害福祉計画	第3期港区障害児福祉計画	港区健康増進計画	港区自殺対策推進計画	港区食育推進計画	港区成年後見制度利用促進基本計画
第5章 生活福祉分野											
1 めざす姿と施策の全体像		199	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 生活福祉分野の施策											
施策1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実	現状と課題	(1) 生活保護受給者の増加	202								
		(2) 生活困窮者への支援	202								
		(3) ひきこもりへの支援	202								
	小項目	(1) 生活保護受給者等への支援の推進	204								
		(2) 生活困窮者への自立支援の促進	205								
		(3) ひきこもり支援の実施	206								

第6章 地域福祉分野											
1 めざす姿と施策の全体像		207	—	—	—	—	—	—	—	—	—
2 地域福祉分野の施策											
施策1 港区ならではの地域包括ケアの推進	現状と課題	(1) 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり	210								
		(2) 複雑化・複合化した福祉課題への対応	210								
	小項目	(1) 地域包括ケアの推進体制の充実	211								
		(2) 重層的支援体制整備事業の実施	212								
		(3) 医療と介護の連携の推進	213								
施策2 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進	現状と課題	(4) 効果的な情報発信	214								
		(1) 複雑化・複合化する地域福祉課題の解決に向けた関係機関の連携	215								
		(2) 地域福祉活動の支援と担い手の確保	215								
		(3) 福祉のまちづくりの推進	215								
	小項目	(4) 公衆浴場への支援の強化	216								
		(1) 地域福祉を推進する体制の強化	217								
		(2) 地域における福祉活動の支援	218								
		(3) 福祉のまちづくりの推進	219								
施策3 成年後見制度の理解と利用の促進	現状と課題	(4) 公衆浴場の活用の推進と将来に向けた効果的な支援	220								
		(1) 成年後見制度を必要とする人の増加	221								●
		(2) 権利擁護支援の必要性	221								●
	小項目	(3) 成年後見制度の周知啓発や担い手の確保と支援強化の必要性	221								●
		(1) 適切かつ安心な成年後見制度の運用	223								●
		(2) 権利擁護支援の推進	224								●
	小項目	(3) 成年後見制度の理解促進	225								●



該当する計画の示し方について

今回の計画改定で複数計画を一体化するに当たり、各計画が該当する項目等を明確にするため、第2部第1～6章各施策の「現状と課題」及び「小項目」の見出し部分に、各計画名称をアイコン化して示します。



3 計画の対象とする期間

本計画の対象とする期間は、令和3(2021)年度から令和8(2026)年度までの6年間であり、前期3年と後期3年で区分しています。本計画の期間は後期3年に該当する令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までとします。

4 計画の改定経過

計画の改定に当たり、区の内部検討組織として、保健福祉支援部長を本部長とする港区地域保健福祉推進本部及び課長級職員で構成する港区地域保健福祉推進本部関係課長会を設置し、計画策定に係る協議・検討を行いました。

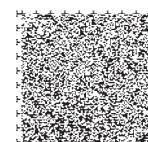
また、区の外部検討組織として、学識経験者、福祉・地域関係団体の代表者、公募区民等で構成する「港区地域保健福祉推進協議会」を設置し、各分野について横断的に計画策定に関する協議を行いました。同協議会には、子ども・子育て、高齢者(介護保険含む)、障害者、健康づくり・保健、自殺対策、成年後見制度利用促進の分科会等を設置し、各分野に関する検討を行いました。

このほか、令和4(2022)年度に実施した「くらしと健康の調査ーコロナ禍における保健福祉に関する調査ー」、「区政モニターアンケート(港区の自殺対策について)」、「ヤングケアラー実態調査」の結果、みなとタウンフォーラムや区民参画組織からの提言等を踏まえ、令和5(2023)年11月に計画素案を作成しました。また、同年12月に区民説明会を開催したほか、広報みなとや区ホームページで区民意見等を募集し、そこでいただいた意見を反映した上で、本計画を改定しました。

5 計画の推進・評価体制

本計画を実効性のあるものとするため、PDCAサイクル(計画、実行、評価、見直し)に沿って、目標の達成状況を定期的に点検・評価し、継続的に改善を図ります。

本計画の進捗を適切に管理するため、「港区地域保健福祉推進協議会」に進捗状況を報告し、施策全体の進捗を包括的に点検・評価します。必要に応じて、事業の見直し等についても協議します。



1 社会情勢の変化

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する今後の変化と対応

人々の生活に甚大な影響を与えた新型コロナウイルス感染症は、令和5(2023)年5月8日からは、感染症法上の位置付けが5類感染症に変更されました。これを受けて行政が感染拡大の防止に向けて様々な要請・関与していく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースにした対応に変わりました。アフターコロナを見据え、一人ひとりが感染防止対策に配慮しつつ、社会経済活動に参加していくことが求められます。

(2) 物価高騰への対応

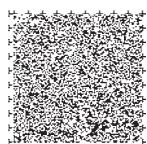
ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇に加え、円安の影響などにより、日常生活に密接なエネルギー・食料品等の価格が上昇しています。こうした物価高騰の影響を受けている区民等に対して、個々の実情に合わせた支援に取り組むことが必要となっています。

(3) 地方行政のDXの進展

令和3(2021)年9月1日、デジタル庁が発足し、令和5(2023)年6月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」を踏まえて施策を推進しています。誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、行政サービスや暮らしのデジタル化に資する取組や、デジタル知識・能力を持つ人材の育成・確保などが進み、区民に対して提供する行政サービスや区民の暮らしのデジタル化が期待されます。

(4) 自然災害の頻発や激甚化

令和元(2019)年度時点において、首都直下地震で想定されるマグニチュード7程度の地震の30年以内の発生確率は70%程度と予測されています。また、近年、異常気象は激甚化・頻発化しており、毎年のように豪雨災害による被害が生じています。このような震災や水害・土砂災害等の気象災害などへの備えの強化が求められています。



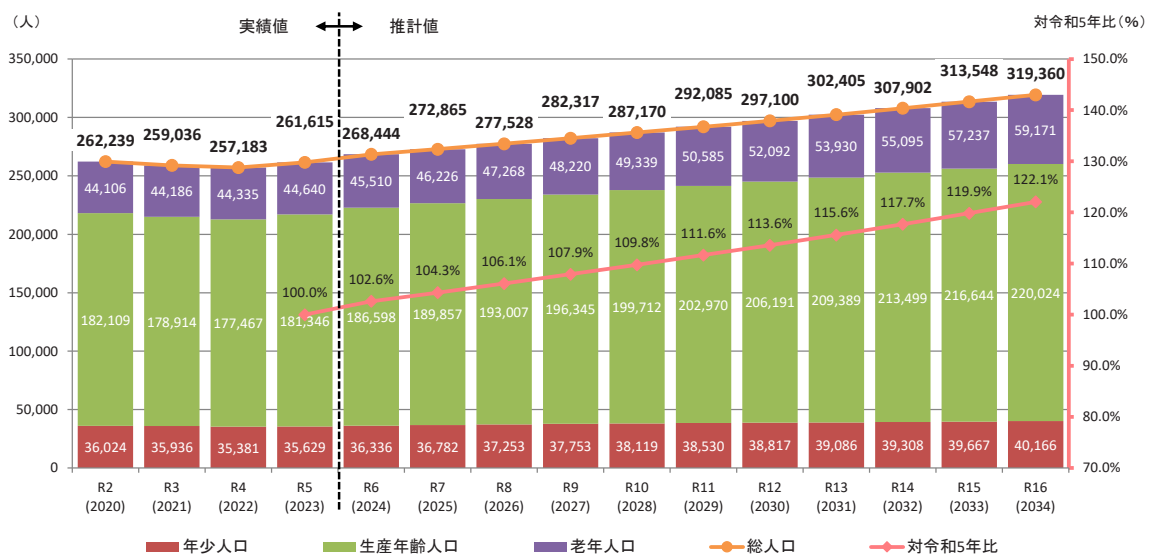
2 港区を取り巻く状況等

(1) 人口の動向

令和2(2020)年から令和4(2022)年までの総人口の推移によると、令和元(2019)年以前から増加を続けていた総人口が令和2(2020)年5月の262,239人をピークに減少に転じ、令和4(2022)年1月には257,183人となりました。その後、再び増加傾向となり、令和5(2023)年3月には262,504人まで増えて令和2(2020)年5月時点の総人口よりも多くなりました。令和6(2024)年1月の総人口は、266,306人です。

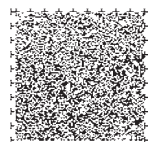
港区人口推計(令和5(2023)年3月)によると、年少人口、生産年齢人口及び老年人口のいずれの年齢区分においても人口が増加する見込みです。令和5(2023)年1月の人口は約26万人となっており、今後も増加傾向が継続し、本計画の最終年度である令和9(2027)年1月には約28万人になる見通しです。年齢3区分別人口で比較すると、老年人口が各区分の中で最も増加率が大きくなることが見込まれています。

【港区年齢三区分別人口推計】



注) 令和2(2020)年のみ5月1日時点の人口、他の年は1月1日時点

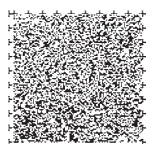
出典:「港区人口推計(令和5年3月)」及び住民基本台帳に基づく人口データを基に作成



(2) 各分野の動向

① 子ども・子育て分野

- ・ 令和5(2023)年4月、「こども基本法」が施行されるとともに、内閣府の外局として「こども家庭庁」が設置されました。令和5(2023)年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が閣議決定され、国は、「こどもまんなか社会の実現」と「異次元の少子化対策」を強力に推進していくことを明らかにしています。
- ・ さらに、令和6(2024)年4月に施行される改正児童福祉法に定められた「こども家庭センター」設置や、子どもの意見聴取の取組、児童相談所による支援強化などにも取り組んでいく必要があります。
- ・ 区はこれまで、待機児童解消を目的とする保育関連施策をはじめ、子育て世帯の孤立化を防ぐ相談事業や、子どもの健やかな成長をサポートする母子保健事業、障害児やひとり親世帯など困難な状況にある家庭への支援など、「子育てするなら港区」をスローガンに、世帯の状況に応じたきめ細かな子育て支援策を実施してきました。
- ・ 近年、こども基本法の施行のみならず、区における待機児童ゼロの達成・継続や、幼児教育・保育の無償化等の子育て支援に関する大きな制度改革、区の児童相談所設置市への移行、東京都の子供政策連携室の設置など、区内の子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。
- ・ 区は、区民に最も身近な自治体として、未来を担う全ての子どもが、生育環境にかかわらず健やかに成長できるよう、適切、的確かつ迅速な対応をしていく必要があります。



② 高齢者分野

- ・国の「医療介護総合確保促進会議」では、令和5（2023）年3月に地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針（総合確保方針）を決定し、今後の人口推計から、慢性疾患や複数の疾患を抱える患者、医療・介護の複合ニーズを有する患者・利用者が増加し、医療・介護の連携の必要性が高まるとしています。
- ・令和5（2023）年6月に、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立し、「全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全かつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにする」ことを目的に、総合的な認知症施策を計画的に推進することをめざしています。
- ・令和4（2022）年12月に、社会保障審議会介護保険部会では「介護保険制度の見直しに関する意見」を取りまとめ、令和5（2023）年7月には、介護サービス基盤の計画的な整備、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組や同システムを支える介護人材の確保及び介護現場の生産性向上の推進などを次期計画において充実するよう示しました。
- ・心豊かで健康な生活を送れるよう、高齢者の社会参加を促進する介護予防・フレイル予防の環境整備を着実に進めます。
- ・今後、住み慣れた地域で生きがいを持ち安心して暮らし続けられるよう、在宅生活の支援の充実や介護家族への支援、認知症への理解促進の取組と認知症の早期発見・早期対応へとつながる相談体制の充実に取り組めます。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

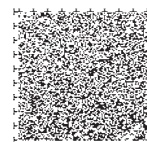
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

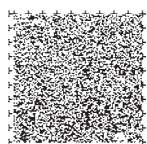
分野横断的
取組

参考資料



③ 障害者分野

- ・国は、令和4(2022)年12月に障害者総合支援法を改正し、障害者等の地域生活の支援体制の充実、障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進などに取り組むこととしています。
- ・また、令和4(2022)年5月に障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法(※)を公布・施行し、全ての障害者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であり、障害の種類・程度に応じた情報取得、利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進することとしています。
- ・区は令和3(2021)年4月から児童相談所設置市となり、放課後等デイサービス事業所などの指定事務が東京都から移管されたことに伴い、事業所を指定する際には、利用者のニーズに応じたサービス提供を事業者 directly 働きかけるなど、事業者のサービスの質の向上を図っています。
- ・区内において障害者の重度化、高齢化が進む中、今後、障害者本人と家族が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、障害者の重度化、高齢化、親なき後を見据えたグループホームをはじめとした住まいや活動場所の確保、障害児のいる保護者の就労を支援するための子どもの居場所の確保や移動支援、より円滑な情報の取得利用に向けた情報アクセシビリティの向上、障害の特性に応じた多様な就労機会の創出など、更なる支援の充実を図っていく必要があります。

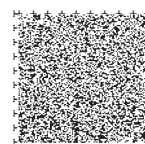


※障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法：障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律

④ 健康づくり・保健分野

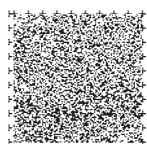
- ・新型コロナウイルス感染症は、令和5（2023）年5月8日に感染症法上の位置付けが、5類感染症に移行し、法律に基づき行政が様々な要請・関与していく仕組みから、個人の選択を尊重し、国民の自主的な取組をベースとした対応に変わりました。
- ・国は、令和6（2024）年からの国民健康づくり運動「健康日本21（第三次）」（※）において、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現を掲げ、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」等4つの方向性ごとに具体的な数値目標を定めています。現在東京都が改定を進めている東京都健康推進プラン21の内容も踏まえ、今後の生活習慣病の予防対策等について計画を策定する必要があります。
- ・国は、食育基本法に基づく食育推進基本計画を策定しています。現在は、令和3（2021）年度から令和7（2025）年度までを計画期間とする第4次食育推進基本計画が策定されており、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」「持続可能な食を支える食育の推進」「『新たな日常』やデジタル化に対応した食育の推進」の3つの重点事項を掲げています。
- ・令和4（2022）年10月に第4次「自殺総合対策大綱～誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、東京都においても令和5（2023）年3月に「東京都自殺総合対策計画～こころといのちのサポートプラン～（第2次）」を策定し、「生きることの包括的な支援」として、区市町村と連携を図りながら、総合的・効果的な自殺対策を推進しています。港区では国の動きに先行して平成26（2014）年9月に「港区自殺対策推進計画」を策定し、全庁を挙げて自殺対策に取り組んできました。今後は、多様化した悩みや時代のニーズに合わせた取組が必要です。

※健康日本21（第三次）：二十一世紀における第三次国民健康づくり運動



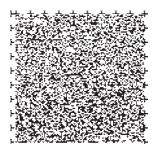
⑤ 生活福祉分野

- ・ 国による、5年に一度の保護基準の改正が令和5（2023）年度に行われましたが、一部の算定基準については、新型コロナウイルス感染症の影響やエネルギー・食料品を中心とした物価上昇等の動向の見極めが困難であるため、令和6年度までの臨時的・特例的な措置となりました。
- ・ 生活困窮者自立支援施策においては、コロナ禍において住居確保給付金の支給決定者数が、従前の千倍以上となり、増加が顕著でした。
- ・ 自立支援センター事業においては、令和5（2023）年度に「都区共同「路上生活者対策事業」の今後の在り方について（最終報告）」が出され、事業対象者の拡大や施設規模が整理されました。
- ・ ひきこもり支援については、国から、ひきこもり支援ステーション事業の実施及びひきこもり地域支援センターの開設が求められています。これにより、支援対象者の実態やニーズを把握するため、令和5（2023）年度に区内のうち6万世帯を対象に「社会参加に関する調査」を行いました。また、支援の基盤となるネットワークである「市町村プラットフォーム」を整備しました。
- ・ 国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用し、住民税非課税世帯等に対する臨時的な給付金として、世帯人員数に応じた非課税世帯等支援給付金を支給しました。



⑥ 地域福祉分野

- ・国は、地域共生社会の実現のため、令和2（2020）年6月に社会福祉法等を改正（令和3（2021）年4月施行）し、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。また、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を掲げた「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を令和4（2022）年3月に閣議決定しています。
- ・東京都は、東京における地域共生社会の実現に向け、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的として令和3（2021）年に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しています。
- ・区は、地域共生社会の実現に向けて誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会をめざし、地域包括ケアを推進しています。令和4（2022）年8月には、福祉総合窓口を設置し、あらゆる福祉相談に対応する体制を整えました。
- ・今後は、複雑化・複合化した課題に対応するため、重層的支援体制整備事業の実施について検討し、様々な課題を抱える区民に寄り添った支援を充実させる必要があります。また、より多くの方が地域社会において何らかの役割を発揮できるよう、地域福祉活動に参加しやすい環境の整備が求められています。権利擁護支援についても、包括的・重層的な支援体制と地域における様々な支援・活動のネットワークを更に推進していきます。



3 港区地域保健福祉計画（前期）の進捗状況

(1) 調査概要

「港区地域保健福祉計画」の各計画事業（小項目）の「主な取組事業」について、各事業担当課が「進捗状況」及び「効果」を選択式で評価しました。

また、計画事業（小項目）ごとに、「主な取組と評価」「今後の取組予定」について、各分野担当が特徴的なものを取りまとめています。「進捗状況」「効果」は、計画事業を総合的に評価しました。

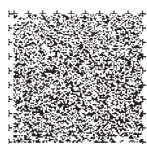
(2) 調査対象期間

令和5(2023)年4月～令和5(2023)年9月
(基準日：令和5(2023)年9月30日現在)

(3) 評価

進捗状況 A：計画どおり B：遅延 C：変更
効果 s：期待以上の効果があった a：期待通りの効果があった
 b：一定の効果があった c：効果がなかった

内 容 《章》	分 野 (大項目)	施策 (中項目)	計画事業 (小項目)	主な 取組事業	評価（小項目）						
					進捗状況			効果			
					A	B	C	s	a	b	c
1	子ども・子育て	5	18	58	18	0	0	0	18	0	0
2	高齢者	4	14	52	14	0	0	0	13	1	0
3	障害者	4	13	35	12	1	0	0	12	1	0
4	健康づくり・保健	6	20	49	20	0	0	0	20	0	0
5	生活福祉	1	2	8	2	0	0	0	2	0	0
6	地域福祉	3	11	31	11	0	0	0	11	0	0
合計		23	78	233	77	1	0	0	76	2	0



(4) 各分野の進捗状況

子ども・子育て分野

- ・平成 31（2019）年4月の待機児童ゼロ達成以降も、保育定員の適正な管理や私立認可保育園の誘致等を進め、令和5（2023）年4月には、5年連続で待機児童ゼロとなりました。また、私立認可保育園等での余裕活用型一時保育事業や、子育てひろばあっぱい港南四丁目での乳幼児一時預かり事業の開始など、区民ニーズが高い一時預かり事業を拡充しました。
- ・子育て家庭を支援するため、産前産後家事・育児支援事業の利用時間数及び利用可能期間を拡充するとともに、未就学児から小学校6年生までを対象に、ベビーシッターの利用料の補助を開始しました。
- ・令和4（2022）年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、令和5（2023）年4月にヤングケアラー支援コーディネーターを子ども家庭支援センターに配置するとともに、家事・育児等支援事業と外国語対応通訳派遣を開始するなど、支援の充実を図りました。
- ・令和3（2021）年4月に児童相談所を設置しました。児童虐待の専門的な対応力を持つ児童相談所と、地域と連携した子どもと家庭の総合相談機能を持つ子ども家庭支援センターを同一の施設に設置したことで、相談内容に応じたきめ細かで柔軟な支援の充実を図りました。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

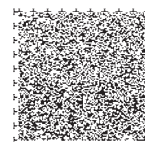
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

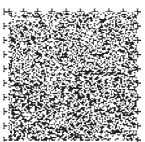
分野横断的
取組

参考資料



高齢者分野

- ・高齢者が心豊かに生きがいを持って暮らし続けられるよう、デジタルデバイド解消事業や認知症予防に効果が見込める補聴器購入費助成事業を開始するなど、在宅支援サービスの充実を図りました。
- ・高齢者の更なる社会参加を促進するため、令和5（2023）年4月に神応いきいきプラザを開設し、生きがいやふれあい、介護予防の地域拠点として運営を開始するほか、「高齢者地域活動情報サイト（スタみな）」を立ち上げ、わかりやすい情報発信にも取り組みました。
- ・介護人材の確保、育成及び定着に向けては、事業者への介護ロボット等導入支援助成事業を開始するなど、ICTの利活用を促す取組を充実しました。
- ・ひとり暮らし等高齢者の増加にも対応していくため、福祉総合窓口の設置等による相談体制の強化とともに、ふれあい相談員による電話訪問等の見守りを充実しました。併せて、認知症の理解促進のため、ガイドブックの見直しや啓発の拡充を図り、認知症サポート店の拡大も進めました。



障害者分野

- ・ 障害特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進に向け、手話の啓発冊子や動画を作成するとともに、令和3（2021）年10月から区政情報等をプッシュ式で配信する障害者支援アプリの運用を開始しました。
- ・ 障害者グループホームの整備は、当初予定より進捗が遅れていますが、南青山二丁目施設は令和6（2024）年度中、芝浦四丁目施設は令和7（2025）年度中の完成に向け、建設工事に着手しました。また、日中サービス支援型グループホームは南麻布三丁目に区立施設として整備することとし、整備計画の策定に着手しました。
- ・ 児童発達支援センターが、みなと保健所など関係機関と連携しながら、増加する児童の発達相談に応じて適切な支援につなげるとともに、保育園との併用通所を充実し、児童の発達支援と家族の就労支援に取り組みました。
- ・ 障害者の新たな働き方として、区役所の福祉売店における分身ロボットを活用した就労や超短時間雇用の促進の取組を令和3（2021）年7月から開始し、障害特性に応じた多様な就労の場を創出しました。

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

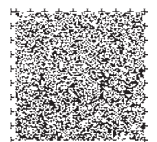
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

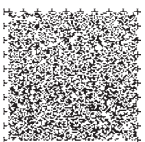
分野横断的
取組

参考資料



健康づくり・保健分野

- ・感染症対策の強化・推進については、区ホームページやSNSを効果的に活用し、感染症対策の正しい知識の普及・啓発を強化しました。
- ・地域保健、地域医療体制については、専管組織を設置し災害医療合同訓練を実施したほか、みなと地域感染制御協議会に参画するなど、関係機関との連携を強化しました。
- ・子どもの健康を守る体制については、産後ショートステイ事業の周知徹底及び申請方法の見直しを行うとともに、3歳児健診の土曜日開催を新たに実施するなど、安心して生み育てられる環境を確保し、妊産婦のニーズに応じた支援を行いました。
- ・健康づくりの積極的支援については、健康講座や個別相談等を継続して実施するとともに、自殺対策強化月間に合わせた講演会をオンラインで実施する等、効果的な普及・啓発を行いました。
- ・がん対策の強化・推進については、がん検診のあり方検討会を設置し区のがん検診の方向性を検討するとともに、「出張くつろぎカフェ」を実施し、対策を強化しました。
- ・快適で安心できる生活環境については、新たな動画の作成や区ホームページのコンテンツの見直しに取り組むとともに、苦情案件の現地確認・立入検査を迅速に実施しました。



生活福祉分野

- ・生活保護の適正な運営のため、ケースワーカーと、就労支援員やメンタル支援員などの専門の支援員が連携し支援を行いました。生活困窮者には、港区生活・就労支援センターにおいて、個別の支援計画を作成し、自立にむけた支援を行いました。ひきこもりの実態を把握するため「社会参加に関する調査」を実施しました。

地域福祉分野

- ・多機関・多職種連携を推進するため、新たに医療機関等連絡会の立ち上げや支援者のための関係機関連携ガイドブックを作成しました。また令和4（2022）年8月に福祉総合窓口を設置し、あらゆる福祉相談に対応する体制を整えました。
- ・コロナ禍においても地域福祉活動が滞ることのないよう、オンラインの活用や広い会場の確保など、関係団体の支援を行いました。また、公衆浴場の転廃業防止のため、港区公衆浴場経営対策会議を設置し、より効果的な支援策の検討を行いました。
- ・港区成年後見制度利用促進基本計画に基づき、地域連携ネットワークの構築や意思決定支援を重視した権利擁護支援チームの取組を推進しました。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

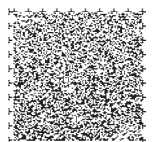
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



1 めざす将来像

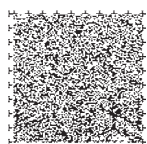
誰もが住み慣れた地域で、自分らしく、 健やかに、安心して暮らし続けることのできる、 支え合いの地域社会

全ての区民が地域社会を構成する一員として、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」をめざします。その実現に向け日常生活や社会生活を支援するとともに、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加できる環境の整備に努めます。

区は、地域共生社会の実現に向けて、地域全体が相互に協力し、支え合う地域包括ケアを推進しています。令和4(2022)年には、ワンストップで相談に対応する福祉総合窓口を設置し、あらゆる区民の相談に対応するための体制づくりに取り組んでいます。

一方、国は、地域共生社会実現のため、令和2(2020)年6月に社会福祉法等を改正し、「重層的支援体制整備事業」を創設しました(令和3(2021)年4月施行)。

区においても、重層的支援体制整備事業の令和7(2025)年度開始に向けた取組に着手し、生きる上での困難や生きづらさはあるものの既存制度の対象になりにくいケースや、8050問題やダブルケア、ヤングケアラーといった個人・世帯が複数の課題を抱えているケースなど、これまで支援に苦慮することが多かったケースに関しても丁寧に対応していきます。

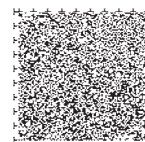


また、区民が抱える複雑化、多様化した課題に対して、一体的に対応していくため、本計画を構成している6分野に共通する課題に関し、「人権・権利擁護」「情報発信の強化」「D X、I C Tの推進」「担い手確保、人材育成」「生活拠点の確保」「多機関・多職種連携」の6つの観点において分野横断的に取り組んでいきます。

新型コロナウイルス感染症は、区民生活や行政サービスの在り方にも大きな影響を与えてきました。今後は、コロナ禍で広まったデジタル化への対応や、制限されていた取組に関して、感染症対策に一定程度配慮しながらの再開等、区民の日常生活や社会生活により一層寄り添いながら支援していきます。

「港区基本計画」では、国際的なコンセンサスであるS D G sの理念と整合を図り、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざした施策を計画しています。「港区基本計画」は本計画の上位計画であり、本計画においてもこの方針に基づきS D G sの目標を踏まえて、関連する取組を着実に実施していきます。なお、S D G sの目標と本計画に示す項目との関係は、第2部の各分野施策（中項目）に示します。

【持続可能な開発目標】

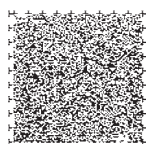


2 施策の体系と分野横断的な取組

港区地域保健福祉計画は、子ども・子育て、高齢者、障害者、健康づくり・保健、生活福祉、地域福祉の6分野で構成しています。

分野ごとに施策（中項目）、各施策における取組のアウトライン（小項目）を踏まえ、その具体的な取組を実施します。ここでは、分野ごとに「施策の体系」を示し、第2部でそれらの具体的な内容を説明します。

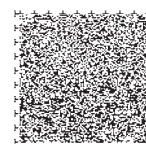
また、複雑化、多様化する区民ニーズに一体的に対応するため、各分野に共通する課題について6つの観点で分野横断的に取り組んでいきます。この分野横断的な取組に関しては、第2部第7章で示します。



(1) 子ども・子育て分野

施策（中項目）	小項目
1 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充	(1) 多様な保育サービスの充実 新規 拡充
	(2) 保育施設を円滑に利用できる環境整備
2 保育施設における保育の質の向上	(1) 保育内容の質の向上 拡充
	(2) 質の高い保育環境の整備
	(3) 保育体制の質の確保 拡充
	(4) 教育・保育の連携体制の整備
3 子育て支援サービスの充実	(1) 在宅での子育て支援事業の推進 拡充
	(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援 拡充
	(3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進
	(4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築
4 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備 拡充
	(2) 青少年の健全育成のための支援 拡充
5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進 新規
	(2) 児童虐待未然防止対策等の推進
	(3) 身近な児童相談所における支援の充実 新規
	(4) ヤングケアラー支援対策の推進 拡充
6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実 拡充
	(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進 拡充
	(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応
	(4) 離婚前後の親への支援
7 子どもの未来を応援する施策の推進	(1) 生活環境の安定の支援 新規 拡充
	(2) 経済的安定の支援 拡充
	(3) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

※ **新規** …新規の取組がある小項目、**拡充** …拡充の取組がある小項目

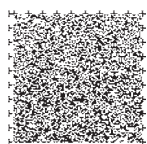


(2) 高齢者分野

施策（中項目）	小項目
1 心豊かで健康な生活への支援	(1) 社会参加の促進 拡充
	(2) 健康で自立した生活を維持するための支援 拡充
	(3) 介護予防の効果的な推進
2 認知症と共生する地域づくり	(1) 認知症の理解促進
	(2) 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり 拡充
	(3) 適切なサービスの利用の促進
	(4) 地域で支え合う共生のための体制づくり 拡充
3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実 拡充
	(2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実 拡充
	(3) 介護にあたる家族等への支援
4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	(1) 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進 拡充
	(2) 高齢者の権利の擁護 拡充
	(3) 災害時等の安全の確保
	(4) 生活支援体制の充実
	(5) 医療及び介護の緊密な連携 新規

※ 新規 …新規の取組がある小項目、拡充 …拡充の取組がある小項目

■ 介護保険制度の持続可能性の確保	
介護保険制度の円滑な運営	(1) 港区の高齢者の現状
	(2) 日常生活圏域の設定
	(3) 介護保険事業費の見込み
	(4) 介護保険料の設定
	(5) 介護保険事業の適正な運営

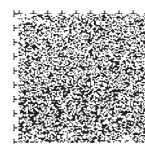


(3) 障害者分野

施策（中項目）	小項目
1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備	(1) 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進
	(2) 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上 拡充
	(3) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実
	(4) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実 拡充
2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	(1) 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備 拡充
	(2) 日常生活を支えるサポート体制の強化 拡充
	(3) 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実 新規
	(4) 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実 拡充
	(5) 事業者によるサービスの量の確保と質の向上 新規 拡充
3 特別な配慮の必要な子どもへの支援	(1) 児童発達支援センターを中心とした支援の充実
	(2) 家族が安心して就労できる環境の整備 拡充
	(3) 地域全体で支える発達支援体制の強化
4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり	(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化
	(2) あらゆる手段を活用した就労支援の推進

※ **新規** …新規の取組がある小項目、 **拡充** …拡充の取組がある小項目

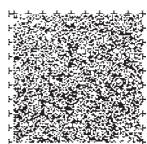
■ 障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて	
1 障害者数の推移	
2 サービスの見込量	(1) 障害福祉サービス等の見込量
	(2) 障害児サービスの見込量
	(3) 地域生活支援事業の見込量



(4) 健康づくり・保健分野

施策（中項目）	小項目
1 感染症対策の強化・推進	(1) 感染症対策の充実 拡充
	(2) 新たな感染症に備えた体制の整備
	(3) 予防接種の充実 拡充
2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進	(1) 地域医療体制の充実
	(2) 災害時における保健・医療体制の整備
	(3) 支え合いによる地域保健活動の強化
3 子どもの健康を守る体制をつくる	(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実
	(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化
	(3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進
4 全世代にわたる健康増進と食育の推進	(1) 生活習慣病等の予防・改善 拡充
	(2) 口と歯の健康づくりの充実
	(3) がんの早期発見の推進
	(4) 地域で支えるがん対策の充実
	(5) たばこ対策の推進
	(6) 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進 新規
5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	(1) 自殺予防のための情報提供と普及・啓発
	(2) 相談、支援の充実による自殺防止
	(3) こころの健康づくりの推進
	(4) 自殺未遂者の再企图防止と遺された方への支援
6 快適で安心できる生活環境の確保	(1) 食品の安全の確保
	(2) 医療・医薬品の安全の確保
	(3) 環境衛生対策の充実
	(4) 快適な生活環境の確保

※ 新規 …新規の取組がある小項目、拡充 …拡充の取組がある小項目



(5) 生活福祉分野

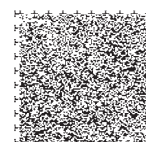
施策（中項目）	小項目
1 低所得者等の生活の支援 及び自立施策の充実	(1) 生活保護受給者等への支援の推進
	(2) 生活困窮者への自立支援の促進
	(3) ひきこもり支援の実施 拡充

※ **新規** …新規の取組がある小項目、 **拡充** …拡充の取組がある小項目

(6) 地域福祉分野

施策（中項目）	小項目
1 港区ならではの地域包括 ケアの推進	(1) 地域包括ケアの推進体制の充実
	(2) 重層的支援体制整備事業の実施 新規
	(3) 医療と介護の連携の推進
	(4) 効果的な情報発信
2 安心して暮らし続けるた めの地域福祉活動の推進	(1) 地域福祉を推進する体制の強化
	(2) 地域における福祉活動の支援
	(3) 福祉のまちづくりの推進
	(4) 公衆浴場の活用の推進と将来に向けた効果的な 支援 新規 拡充
3 成年後見制度の理解と利 用の促進	(1) 適切かつ安心な成年後見制度の運用 拡充
	(2) 権利擁護支援の推進
	(3) 成年後見制度の理解促進

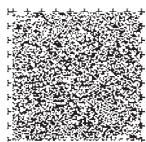
※ **新規** …新規の取組がある小項目、 **拡充** …拡充の取組がある小項目



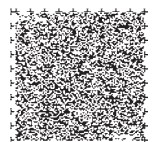
3 ライフステージに応じた主な保健福祉サービス

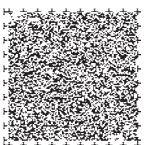
区は、全てのライフステージにおいて、切れ目なく保健福祉施策を展開します。

分野	妊娠 準備期	妊産婦期	乳・幼児期		学童
		妊娠・出産	0～2歳	3～5歳	小学生 6～11歳
子ども・子育て			児童手当・子ども医療費助成		
			保育園・保育室・認定こども園		
			児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家族等医療費助成		
		相談支援事業（健康推進課・子ども家庭支援センター・児童相談所）			
			子育てひろば		学童クラブ
			児童館・子ども中高生プラザ等		
			子どもの権利条約の啓発・みなと子ども相談ねっと		
			青少年の健全育成		
高齢者			子どもの未来応援施策（生活環境の安定の支援・経済的安定の支援など）		
障害者	相談支援事業（障害保健福祉センター・児童発達支援センター・精神障害者支援センター・障害者支援ホーム南麻布など）				
			障害者手当（心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当など）		
			補装具（補聴器・車椅子など）		
			日常生活用具の給付（ストーマ・入浴補助用具など）		
			在宅障害児者支援（配食・理美容・入浴・紙おむつなど）		
			障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）		
			短期入所		
健康づくり・保健			健康教育、健康相談		
			がん対策、がん在宅緩和ケア支援センター		
	助産師による母子保健相談、妊婦全数面接		産後ケア事業		
		妊婦健康診査	こんにちは赤ちゃん訪問		
			乳幼児健康診査		
			障害者歯科診療		
			食育の推進		
	こころの健康づくり（相談・普及啓発）・自殺対策（若者の自殺予防・職場のメンタルヘルスの推進）				
			予防接種（ロタ・ヒブ・4混など）		
			周産期医療・小児医療体制の整備		
生活福祉	生活保護・生活困窮者支援・路上生活者対策事業				
地域福祉	地域包括ケアの推進				



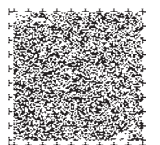
思春期		青・壮年期	高齢移行期	高齢前期	高齢後期
中学生	高校生	(大学生含む)			
12～14 歳	15～17 歳	18～59 歳	60～64 歳	65～74 歳	75 歳以上
児童手当・子ども医療費助成					
児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親家族等医療費助成					
相談支援事業（子ども家庭支援センター・児童相談所）					
児童館・子ども中高生プラザ等					
子どもの権利条約の啓発・みなと子ども相談ねっと					
青少年の健全育成					
子どもの未来応援施策（生活環境の安定の支援・経済的安定の支援など）					
ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応					
認知症サポーター養成・認知症についての正しい理解の普及・啓発					
			いきいきプラザ等・老人クラブ・チャレンジコミュニティ大学・チャレンジコミュニティ・クラブ・シルバー人材センター		
			介護予防事業		
			介護予防総合センター　ラクっちゃ		
			認知症予防・オレンジカフェ（認知症カフェ）		
			高齢者相談センター（地域包括支援センター）		
		若年性認知症の人への支援	在宅生活支援サービス		
			介護保険サービス・介護保険施設の整備		
相談支援事業（障害保健福祉センター・児童発達支援センター・精神障害者支援センター・障害者支援ホーム南麻布など）					
障害者手当（心身障害者福祉手当・重度心身障害者手当など）					
補装具（補聴器・車椅子など）					
日常生活用具の給付（スローマ・入浴補助用具など）					
在宅障害児者支援（配食・理美容・入浴・紙おむつなど）					
障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）					
		生活介護・就労支援			
		グループホーム・施設入所支援			
短期入所					
健康教育、健康相談		健康診査・がん検診			
がん対策、がん在宅緩和ケア支援センター					
		健康増進センター			
		禁煙相談、禁煙支援薬局、禁煙治療費助成			
		お口の健診			
障害者歯科診療					
食育の推進					
こころの健康づくり（相談・普及啓発）・自殺対策（若者の自殺予防・職場のメンタルヘルスの推進）					
予防接種（日本脳炎・子宮頸がんなど）		不妊・不育に対する支援			
周産期医療・小児医療体制の整備		予防接種（带状疱疹（50 歳以上）・インフルエンザ（65 歳以上）			
生活保護・生活困窮者支援・路上生活者対策事業					
学習支援					
地域包括ケアの推進					
		成年後見制度の運用、普及・啓発			

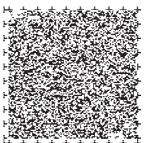




分野ごとの計画

第2部





第1章

子ども・子育て分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

未来を担う全ての子どもが、
生育環境にかかわらず健やかに成長し、
幸福な生活ができる地域共生社会
～地域で支え合う子どもの未来～

子育て世帯の働き方やライフスタイルが多様化する中、様々なニーズに合わせた保育サービスをはじめとする質の高い子ども・子育て支援サービス、切れ目のない一貫した相談・支援体制を提供し、安全に安心して子育てができる環境を整備します。

また、全ての子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、将来への夢や希望を描きながら成長できるよう、子どもの権利を守りながら、地域と連携した支援体制を構築します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

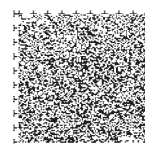
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
1 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充	(1) 多様な保育サービスの充実	
	(2) 保育施設を円滑に利用できる環境整備	
2 保育施設における保育の質の向上	(1) 保育内容の質の向上	
	(2) 質の高い保育環境の整備	
	(3) 保育体制の質の確保	
	(4) 教育・保育の連携体制の整備	
3 子育て支援サービスの充実	(1) 在宅での子育て支援事業の推進	
	(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援	
	(3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進	
	(4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築	
4 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備	
	(2) 青少年の健全育成のための支援	
5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進	
	(2) 児童虐待未然防止対策等の推進	
	(3) 身近な児童相談所における支援の充実	
	(4) ヤングケアラー支援対策の推進	
6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える	(1) 相談事業・子育て情報提供の充実	
	(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進	
	(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応	
	(4) 離婚前後の親への支援	
7 子どもの未来を応援する施策の推進	(1) 生活環境の安定の支援	
	(2) 経済的安定の支援	
	(3) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備	

【関連計画 凡例】



：港区子ども・子育て支援事業計画



：港区学校教育推進計画



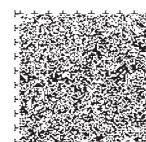
：港区幼児教育振興アクションプラン

関連計画等の詳細



具体的な取組

① 一時預かり事業の推進	② 未就園児の定期的な預かり事業の実施
③ 医療的ケア児・障害児保育の充実	④ 病児・病後児保育の充実
⑤ 保育定員の適正な管理	⑥ 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援
① 利用者支援事業の推進	② 育児休業からの復帰後の入所支援
① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進	② 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上
③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進	④ 給食を通じた食育の推進
① 園児の遊び場の確保	② 保育施設における安全確保の推進
① 保育従事職員の確保・定着の支援	② 保育士の業務負担軽減の推進
① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校での交流・連携	
② 保幼小合同研修会等の充実	
① 在宅子育て家庭向けサービスの充実	② 地域での在宅子育て家庭支援の推進
① 多子世帯、多胎児を育てる家庭の負担軽減	
② 多子世帯に対する移動の支援	
① 伴走型相談支援の推進	② 妊娠・出産期における経済的支援の推進
① 子育て援助活動支援事業の充実	② 地域における子ども・子育て支援者の育成
③ 区立保育園による地域に対する子育て支援	
① 学童クラブ事業の充実	
② 区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進	
③ 地域における児童の健全育成機能の強化	④ 保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援
① インターネットの適正利用の啓発	② 自主的・創造的な活動の支援
③ リーダー育成の支援	
① 「子どもの権利条約」4つの原則の啓発	② 子どもの意見を把握する取組の推進
① 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進	
② 養育支援訪問事業の充実	③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進
④ 要支援家庭等への支援の充実	⑤ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化
① 児童のニーズに応じた社会的養護の充実	② 親子関係再構築支援の充実
③ 施設退所後等の児童の自立の支援	④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進
⑤ 一時保護所の適正な運営の確保	⑥ AI等を活用した相談対応機能の強化
① 家庭が抱える様々な状況・課題の共有と支援	② 子どもが声を上げやすい環境づくり
③ 子どもの身体的な負担軽減と心理的サポート	
① 子ども家庭支援センターの相談体制の充実	② 相談体制の整備
③ 子育て情報提供の充実	
① ひとり親家庭に対する経済的支援の充実	② ひとり親家庭に対する生活支援の充実
① DV被害者支援策の強化・充実	
① 離婚前後の親への支援策の強化・充実	
① 子育て家庭の生活や社会参加の支援	② 高校生の居場所づくり
① 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への経済的支援	
② 教育にかかる経済的支援の充実	
① 子どもの未来応援施策の普及・啓発	② 子どもの孤食解消と保護者支援



2 子ども・子育て分野の施策

施策1 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 保育園待機児童の解消

区は、平成 29(2017)年4月の待機児童数が前年度4月に比べて大幅に増加したことを受け、待機児童解消緊急対策を開始しました。

区立認可保育園の新設や私立認可保育園の誘致、港区保育室の開設、開設後間もない保育園の空きクラスを活用した1歳児定員の拡大など、様々な手法による保育定員拡大に取り組み、平成 31(2019)年4月に待機児童ゼロを達成しました。

以降、各年度4月時点での待機児童ゼロを継続しています。

(2) 保育施設の定員に対する空きの増加

区内の保育施設数の増加により、入園希望者の選択肢が増え、より希望にあった園に入園できるようになりました。

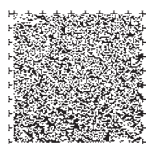
一方で、小学校就学前人口や入園希望者数の伸びが想定よりも鈍化した結果、近年、私立認可保育園や小規模保育事業所を中心に、特に3歳児から5歳児クラスの空気が多く発生しています。

今後の保育定員の設定については、真に必要な量を見極めながら行う必要があります。

(3) 一時預かり、病児・病後児保育の供給不足

保育園待機児童が解消された一方で、認可保育園で実施する一時保育や、子育てひろば「あっぱい」等で行われる乳幼児一時預かり事業については、「空気がなく予約が取れない」という意見が、近年継続して寄せられています。

病児・病後児保育については、保護者の仕事と子育ての両立のため利用ニーズが高い一方、受入れの枠が少なく、申し込んでも利用できない場合があり、適切な定員を確保していく必要があります。



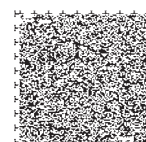
施策の考え方

今後の人口動向や社会経済情勢の変化が、子育て家庭に及ぼす影響を十分に踏まえた上で、子育て家庭の多様な働き方やライフスタイルによる様々なニーズにあわせた保育サービスを展開していきます。また、保育施設の利用を希望する家庭が、円滑に利用できる環境を整備します。

◆保育施設の種別◆

保育施設は、乳児又は幼児を保育することを目的とする施設です。認可の有無等の違いにより、様々な種類の保育施設があります。

種 別	内 容
認可保育園	児童福祉法等に定められた基準（施設の広さ、保育士等の職員数、給食設備等）を満たし、認可を受けた保育施設。
港区保育室	待機児童解消を目的に区が独自に設置した保育施設。認可外保育施設ですが、保育料、保育内容は認可保育園と同様です。
認定こども園	就学前の教育・保育を一体的に行う施設。就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることができます。
小規模保育事業所	0～2歳児を保育する区の認可施設。6～19人以下の小規模な定員で運営しています。
認証保育所	東京都独自の基準を満たし、区から補助を受けている保育施設。都市の多様化する保育ニーズに対応するために制度が創設されました。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく認可を受けていない保育施設の総称。



小項目と具体的な取組

(1) 多様な保育サービスの充実

子育て世帯の様々なニーズにきめ細かく対応するため、一時預かりや病児・病後児保育、医療的ケアが必要な児童等の保育など多様な保育サービスを推進し、子育てと就労の両立を支援します。また、保育需要を的確に把握し、保育定員を適正に管理することで、可能な限り、保育施設の定員に対する空きを縮減しつつ、待機児童ゼロを継続します。

具体的な取組

① 一時預かり事業の推進

理由を問わずに利用できる乳幼児一時預かり事業や、区立認可保育園での一時保育事業、私立認可保育園等での余裕活用型一時保育事業を推進します。また、みなと保育サポート事業の再編などにより、一時預かり事業の充実を図ります。

② 未就園児の定期的な預かり事業の実施

新規

在宅子育て家庭の保護者のリフレッシュや子ども同士の交流の機会を設けるため、未就園児を週に数回、定期的に保育を行う事業を試行的に開始し、港区版こども誰でも通園制度の構築をめざします。

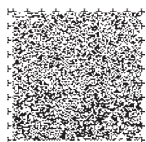
③ 医療的ケア児・障害児保育の充実

拡充

医師などの専門職による巡回指導や研修を実施し、状況に応じて必要な職員配置をするなど、障害児保育の充実を推進します。元麻布保育園の医療的ケア児・障害児クラスでは、関係機関と連携をとり、個々に合わせた保育を実施します。

④ 病児・病後児保育の充実

病気の回復期等で保育園での集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育の充実を図るとともに、ベビーシッター等を利用して家庭で病児・病後児保育を行う場合の費用の一部を助成します。



⑤ 保育定員の適正な管理 **計画事業**

待機児童ゼロを継続するとともに、定員に対する空きを縮減できるよう、保育定員の適正な管理に取り組みます。また、小規模保育事業には連携施設を確保するとともに、認定こども園については、各地区に1園ずつの整備をめざします。

目標	現況	後期実施内容		
令和8年度末	令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区立認可保育園 22園（※1）	22園	—	—	—
私立認可保育園 70園（※1）	62園	設置4園	設置2園	設置2園
認定こども園 1園	1園	—	—	—
小規模保育事業 10園	10園	—	—	—
港区保育室 9園	10園	—	—	—
認証保育所 17園	17園	—	—	—
保育定員（※2）	8,664人	8,532人	8,667人	8,820人

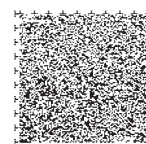
※1 保育園分園は、1園として計上しています。

※2 保育定員は、各年度4月1日現在の数値で、上記施設の定員に居宅訪問型保育事業、みなと保育サポートの定員を加えた合計です。

⑥ 認証保育所・認可外保育施設入所者への支援

拡充

多様な保育ニーズを満たすことができる施設の利用を支援するため、認可保育園の入園の申込みをしながら認証保育所・認可外保育施設に在園している児童の保護者に対して、保育料の補助を実施します。



(2) 保育施設を円滑に利用できる環境整備

保護者の希望や家庭の状況に応じて、保育施設を円滑に利用できるよう、保育コンシェルジュの活用など、相談体制や情報提供を強化することで、保護者の保育園選びを支援します。また、育児休業明け入所予約制度を継続し、安心して育児休業制度を利用できるよう支援します。

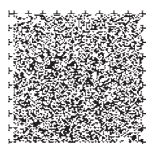
具体的な取組

① 利用者支援事業の推進

子育て家庭が、保育施設をはじめとする子ども・子育て支援サービスを適切に選択・利用できるよう、保育コンシェルジュや子育てコーディネーターが保護者等の相談を受ける体制を整備します。

② 育児休業からの復帰後の入所支援

育児休業制度を安心して利用できる環境を整えるために、保育園の入所予約制度を継続することで、育児休業中の保護者の保育園選びを支援します。



施策2 保育施設における保育の質の向上

SDGs のゴール
との関係

現状と課題

(1) 保育の質の重要性の高まり

「保育の量」の課題であった保育園待機児童は解消した一方で、近年の待機児童対策により急増した保育施設の「保育の質」の向上はますます重要な課題になってきています。

「保育の質」については、子どもが健やかに育つための保育内容、子どもが安全・安心に過ごすことのできる保育環境、保育士がいきいきと働くことができる保育体制など、その内容は多岐にわたり、それら全てについて向上させていくことが必要です。

(2) 認可外保育施設を含めた区内全体の保育の質の向上

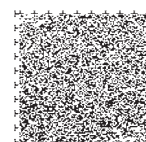
令和3(2021)年4月の児童相談所設置市移行により、認可保育施設に加え認可外保育施設に対する指導監督も区が行うことができるようになりました。

近年利用が増加しているインターナショナルスクールを含む認可外保育施設の更なる保育の質の向上に取り組む必要があります。

(3) 安全・安心な保育環境の確保

令和4(2022)年6月に成立した改正児童福祉法等により、保育所等の児童福祉施設は、児童の安全の確保を図るための計画の策定が義務付けられ、定期的に計画に基づく研修や訓練を実施することとされています。

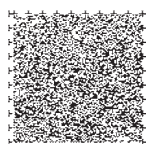
また、保育施設における子どもの安全確保については、送迎バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという大変痛ましい事案が発生するなど、重大事故が繰り返し発生しており、徹底した対策に取り組むことが求められています。



施策の考え方

子どもの健やかな成長のためには、保育の内容や環境、保育体制の質の向上が不可欠です。近年の待機児童対策により、区内の保育施設数は急激に増加し、保育の質の向上はますます重要になってきています。

区では、研究機関等の多様な主体と連携した保育の質の向上策や、保育士の業務負担の軽減、保育士等の専門性を高め資質を向上させる研修、施設の指導・監督の強化や関係機関との綿密な連携などにより、保育の質の向上に向けた取組を推進します。



小項目と具体的な取組

(1) 保育内容の質の向上

保育内容の質のさらなる向上を図るため、施設に対する指導監督や保育アドバイザー派遣を実施するとともに、研究機関等と連携した委員会設置や研修を実施するなど、多様な主体と連携した施策を実施します。

具体的な取組

① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進

効果的な保育の質の向上策を実施するため、研究機関等の多様な主体と連携し、保育の質向上に向けた委員会設置や、保育の実践的事例集を活用した取組等を推進することにより、区内保育施設全体の保育の質の底上げを図ります。

② 指導検査・訪問指導などによる保育の質の向上

拡充

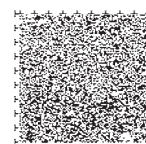
保育施設に対する指導監督により、基準に基づく運営や保育を遵守しているかを確認するとともに、認可保育施設に対しては保育の専門的な知見を持つアドバイザーを派遣するなど、保育施設の持つ課題に対し早期の解決や支援を行います。

③ 乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育の推進

乳幼児期にふさわしい心身の発達を促す保育を推進するために、学識経験者等と連携した研修や、私立認可保育園に対する区立認可保育園の公開保育等を実施します。また、保育指導員による巡回をとおして保育園の運営を支援します。

④ 給食を通じた食育の推進

子どもが食事の大切さを知り、望ましい食習慣を身につけ、健康な生活を送れるよう、給食を通じた食育を推進します。また、保育従事職員への研修等を通じて、食物アレルギーや離乳食の進め方等の基礎知識定着や対応の充実を図ります。



(2) 質の高い保育環境の整備

質の高い保育環境を整備するため、様々な手法を活用し、保育施設を利用する児童が、のびのびと遊ぶことができる場所の確保に取り組みます。また、児童や保護者が安心して保育施設を利用できるよう、施設の安全確保を推進します。

具体的な取組

① 園児の遊び場の確保

国や東京都、民間事業者に対し、遊び場整備のための未活用地の情報提供を求めるとともに、様々な手法を活用して園児の遊び場の確保に取り組みます。

② 保育施設における安全確保の推進

各施設が、児童・保護者への安全指導や施設・設備の安全点検など、安全計画に定めた取組を確実に実施するよう指導します。また、キッズ・ゾーン等の安全対策に取り組むとともに、園外活動時における安全体制の強化を支援します。

(3) 保育体制の質の確保

保育従事職員の確保・定着の支援や業務負担の軽減に取り組み、職員が意欲的に保育に従事できる環境を整えることで、区内保育施設の体制確保を図ります。

具体的な取組

① 保育従事職員の確保・定着の支援

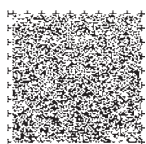
拡充

私立認可保育園などにおける保育人材の確保・定着、並びに保育サービスの質の向上を図るため、事業者の行う保育従事職員の賃金改善や宿舍借り上げなどの処遇改善の取組を支援します。

② 保育士の業務負担軽減の推進

拡充

I C T化を通じて保育士の業務負担軽減及び保護者の利便性向上を図ります。また、配置基準を上回る保育士の配置や、保育の周辺業務を担う保育支援者の活用などにより、保育体制を強化し、保育士が保育に専念できる環境を確保します。



(4) 教育・保育の連携体制の整備

幼児教育と小学校教育の更なる円滑な接続を図るため、保幼小連絡協議会（公私立保育園、公私立幼稚園、公立小学校の代表で組織）や合同研修会の実施等を通じて保育園、幼稚園、小学校の連携体制を強化します。

※幼児教育・小学校教育については、「港区学校教育推進計画」、「港区幼児教育振興アクションプラン」において、その基本的な考え方や施策を示しています。内容については241ページを参照してください。

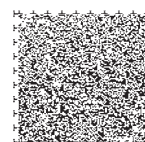
具体的な取組

① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校での交流・連携

教員・保育士同士の意見交換や子ども同士の交流等を通じて、「架け橋期の教育」の充実を図るとともに、「家庭で大切にしたいことハンドブック」や「小学校入学前教育カリキュラム」、「5歳児指導ポイント集」の活用を促進します。

② 保幼小合同研修会等の充実

教員・保育士の合同研修会を小学校区域ごとに実施し、公開保育や公開授業等を通じ、相互理解を図るとともに、教員・保育士の専門性の向上を図るための幼児教育研修会を計画的に実施します。



施策3 子育て支援サービスの充実

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 在宅子育て家庭の孤独感・負担感の増加

区内では、0歳児がいる子育て世帯の7割が在宅で子育てをしており、その3割が祖父母等の子育て支援を受けられていない状況です。

孤立した育児に陥りやすい在宅子育て家庭に対する支援をさらに進めていくことが必要です。

(2) 子育て支援が必要な人に切れ目なく支援できる環境づくりを推進

子どもの虐待による死亡事例の6割が0歳児であるなど、妊娠から産後間もない妊産婦は、子育てに関する不安や負担感を抱えやすい傾向にあります。

身近な場所で相談に応じ、個別の状況に応じた支援につなげる仕組みの構築など、妊産婦など子育ての支援を必要とする人が、切れ目のない支援を受けることができる環境づくりを推進していく必要があります。

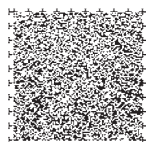
(3) 子育て支援に関わる担い手の確保

産後間もない妊産婦や、0歳児を抱える在宅子育て家庭など、孤立した育児に陥りやすい子育て世帯には、身近な場所でサポートを受けながら、子どもを育てることができる環境が必要です。

身近な地域で、子どもと子育てを支援するためには、子ども・子育て支援の新たな担い手を育成し、確保する必要があります。

施策の考え方

子育てに関するあらゆる不安を取り除き、希望する数の子どもを安心して生み育てることができるよう、結婚、妊娠、出産など子育て世帯の様々なライフステージに応じた子育て支援サービスを、地域資源を活用しながら展開し、全年齢層への「切れ目のない支援」を実現します。



小項目と具体的な取組

(1) 在宅での子育て支援事業の推進

保護者のリフレッシュなど理由を問わずに利用できる一時預かり事業や派遣型一時保育、ベビーシッター利用支援事業、産前産後家事・育児支援事業などの在宅子育て家庭向けサービスや、子育て家庭の親と子どもが集える場を提供する子育てひろば事業により、在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減を図ります。

具体的な取組

① 在宅子育て家庭向けサービスの充実

拡充

一時預かり事業や派遣型一時保育、ベビーシッター利用支援事業、産前産後家事・育児支援事業などを推進するとともに、港区版こども誰でも通園制度を構築することで、在宅子育て家庭の孤独感や負担感の軽減を図ります。

② 地域での在宅子育て家庭支援の推進

拡充

子育てひろば事業により、子育て家庭の親と子どもが集える場を提供することで、子育ての孤立化を防ぎます。また、子育てに関する不安や悩みの相談に応じることで、育児不安を軽減し、身近な地域で子育て家庭を支援します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

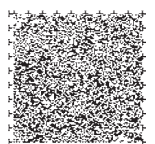
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 多子世帯、多胎児を育てる家庭に対する支援

第2子以降の保育料や多胎児における第2子以降の一時預かり事業利用料を無料にする
とともに、産前産後家事・育児支援事業やベビーシッター利用支援事業の利用上限時間を
子どもの数に応じた時間数にすることで、多子世帯や多胎児を育てる家庭の負担軽減を図
ります。また、未就学児が2人以上いる世帯へのタクシー利用券配付や、多胎児産婦に対
する港区コミュニティバス乗車券の無料発行により、多子世帯の移動を支援します。

具体的な取組

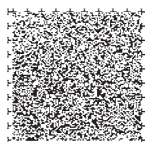
① 多子世帯、多胎児を育てる家庭の負担軽減

拡充

第2子以降の保育料や多胎児における第2子以降の一時預かり事業利用料の無
料化や、産前産後家事・育児支援事業、ベビーシッター利用支援事業の利用上限
時間を子どもの数に応じた時間数にすることで、子育て負担の軽減を図ります。

② 多子世帯に対する移動の支援

多子世帯の移動を支援するため、未就学児が2人以上いる世帯を対象にタクシ
ー利用券を配付するとともに、多胎児産婦に対しては、港区コミュニティバス乗
車券について、子どもの数に応じた枚数を無料で発行します。



(3) 保健師・助産師等による子育て支援事業の推進

新生児全戸訪問や妊婦全数面接を実施し、育児相談や母子保健サービスの紹介を通じた支援等を行うとともに、出産・子育て応援ギフトや育児パッケージを配付し、伴走型の相談支援と経済的支援を実施します。

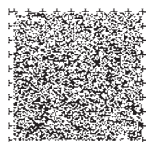
具体的な取組

① 伴走型相談支援の推進

新生児全戸訪問や、妊娠届のあった妊婦を対象とした妊婦全数面接を実施し、保健師や助産師等の専門職が育児相談、産後の体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行うことで、育児への不安を解消します。

② 妊娠・出産期における経済的支援の推進

新生児全戸訪問や妊婦全数面接を受けた区民を対象に、出産・子育て応援ギフトや育児パッケージを配付し、妊娠・出産期の経済的な支援を実施します。



(4) 地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築

子育ての手助けが必要な人と手助けする人をむすび、保育や保育施設等への送迎などを行う「育児サポート子むすび」や、港区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」、区立保育園での「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの交流事業により、地域ぐるみで子どもと子育てを支援する体制を構築します。

具体的な取組

① 子育て援助活動支援事業の充実

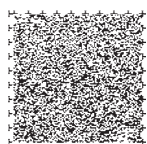
住民相互のつながりを広げ、地域全体で子どもの成長を支えることを目的に、子育ての手助けが必要な人と手助けする人（協力会員）をむすび、保育や保育施設等への送迎などを行う「育児サポート子むすび」を実施しています。

② 地域における子ども・子育て支援者の育成

一時預かり事業や子育て援助活動支援事業、派遣型一時保育事業等、港区の子ども・子育て支援事業の従事者を育成する「子育て支援員研修」を実施し、地域で子どもと子育てを支援する環境を整備します。

③ 区立保育園による地域に対する子育て支援

妊産婦や在宅子育て家庭を対象に、育児相談や子育て情報の提供を行うとともに、「園庭開放」、「保育園であそぼう」などの保育園での交流事業を実施します。



施策4 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進

SDGsのゴール
との関係

現状と課題

(1) 学童クラブ待機児童の解消

区はこれまで、学童クラブの新規開設や既存学童クラブの定員見直しなど、様々な手法により定員を積極的に拡大したことで、学童クラブの対象年齢引き上げ以降、人口増加率を上回る定員数の拡大を実現しました。しかし、学童クラブの入会希望者は増加傾向にあり、未だ入会待ちの児童が発生しています。引き続き、学童クラブ事業の質の向上を図るとともに、定員拡大に取り組む必要があります。

(2) 全ての子どもが安全で安心して過ごせる居場所の確保

地域における児童の健全育成支援の拠点となる児童館や子ども中高生プラザについては、各地区に子ども中高生プラザを設置するとともに、児童館の適正配置や児童館機能の整備を進めてきました。しかし、各施設で中高生の利用が低く、当事者の意見を積極的に反映した魅力的な取組が求められています。

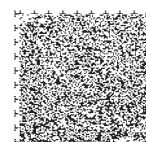
(3) 青少年が犯罪に巻き込まれない環境の確保

現在は、地域で子どもを見守る環境が大きく変わり、生活困窮などの家庭環境が見えづらくなっています。また、インターネットトラブルや性犯罪を含む犯罪行為から青少年を守り、青少年犯罪防止にも取り組む必要があります。

施策の考え方

放課後に子どもが安全に安心して過ごすことのできる場を確保するため、子どもの居場所づくりを推進します。

また、児童の心身ともに健やかな育ちを支援するため、学童クラブの質の向上や、環境学習、青少年健全育成の支援を推進します。



小項目と具体的な取組

(1) 子どもが健やかに成長できる環境の整備

増加する学童クラブ需要に応えるため、学童クラブの弾力的な運営や施設の改善等により、定員拡大等に取り組みます。また、放課後児童支援員の確保に向けた環境整備に取り組むなど、学童クラブ事業の質の向上を図ります。さらに、子ども中高生プラザや児童館等における質の高いプログラムの実施や、環境学習の推進などにより児童の健全育成を支援します。

具体的な取組

① 学童クラブ事業の充実

計画事業

拡充

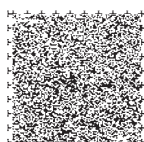
増加する学童クラブ需要に応えるため、弾力的な運営や施設の改善を行うほか、新規開設による定員拡大等に取り組みます。安全・安心な居場所を確保し、児童の心身ともに健やかな育ちを支援するため、学童クラブの質の向上を図ります。

目標	現況	後期実施内容		
令和8年度末	令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
学童クラブ定員数 3,643人	3,480人	3,520人 (定員増40人)	3,520人	3,643人 (定員増123人)
施設設置数 37クラブ	36クラブ	設置1クラブ (放課GO→学童クラブみた)	—	—

◆小学生の放課後の過ごし方◆

児童館・子ども中高生プラザ等の一般来館・直接一般来館、放課GO→・放課GO→クラブ、学童クラブなど、放課後の過ごし方には、様々な選択肢があります。子どもの成長や、家庭の状況に合わせて放課後の過ごし方が選択できます。

施設・事業種別		特徴
児童館等の一般来館		遊戯室、図書室、工作室、集会室等の設備があり、乳幼児から高校生までの幅広い年齢の子どもたちと行事や各種グループ活動を行います。
児童館等の直接一般来館		児童館等は原則一旦帰宅してから遊びにくるところですが、保護者の就労等の事情がある場合に限り、放課後に直接来館することができます。
放課GO→ クラブ ↓	放課GO→	学校施設等を活用し、学習、スポーツなどの活動を行うとともに、自主性、社会性及び創造性を養います。
	放課GO→ 学童クラブ	学校施設等において、保護者が就労等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、生活の場を提供します。
学童クラブ		児童館等において、保護者が就労等の理由で放課後等に家庭での保護を受けられない児童に対し、生活の場を提供します。



② 区立小学校を活用した放課後の居場所づくり（放課GO→）の推進

区立小学校内で児童が安全・安心に活動できる放課後の居場所づくり事業（放課GO→）を行います。

③ 地域における児童の健全育成機能の強化

子ども中高生プラザ、児童館等を乳幼児を持つ保護者への子育て支援や幼児期から中高生に至るまでの児童が過ごす場の提供等、地域における子ども・子育て支援の拠点として活用します。

④ 保育園、幼稚園、学校への環境学習の支援

拡充

環境学習を行うことができる環境づくりを支援するため、都心に生息する生物や生息環境に精通する専門家を小学校等に派遣します。

（2）青少年の健全育成のための支援

子ども・若者がSNS等を通じ犯罪に巻き込まれるケースが増えています。インターネットを適切に利用するためのリテラシー教育を通じて、子どもたちが安全にインターネットを利用できる環境づくりを行います。また、青少年が犯罪に巻き込まれない環境を確保するため、青少年の自主的・創造的な活動及び地域におけるリーダー育成を支援します。

具体的な取組

① インターネットの適正利用の啓発

青少年の成長に好ましくないインターネットサイトへのアクセス制限や、安全で適切なインターネット環境の利用に向けたリテラシー教育を子どもやその保護者に行い、子どもたちがインターネットを有効に活用できる環境を整備します。

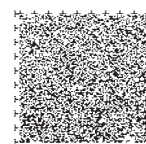
② 自主的・創造的な活動の支援

拡充

各地区の青少年対策地区委員会が行う、地域特性に応じた活動（みなとキャンプ村、運動会など）や、消防少年団によるボランティア活動など地域の青少年関係団体の活動を支援します。

③ リーダー育成の支援

豊かな知識経験を有する地域の人材が、青少年の人材育成を行うことで、青少年が地域活動のリーダーになるよう支援します。



施策5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 子どもの最善の利益を第一に考えた環境整備

令和5(2023)年4月、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目的とする「こども基本法」が施行されました。

こども基本法には、地方公共団体に、法の基本理念にのっとり子ども施策を策定・実施する責務や、施策に子ども等の意見を反映することが定められており、子どもの環境を改めて見直し、子どもの最善の利益を第一に考えた仕組みを整備していく必要があります。

(2) 身近な児童相談所における支援の充実

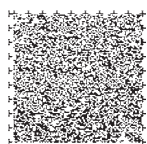
区は、児童の心身の健やかな成長をめざし、妊娠期から児童の自立まで切れ目のない支援を行うため、令和3(2021)年4月、児童相談所、子ども家庭支援センター、母子生活支援施設の複合施設「港区子ども家庭総合支援センター」を開設しました。

子どもの権利擁護を尊重し、一人ひとりの支援ニーズに対応できる社会的養護(※)の充実と、身近な自治体ならではの地域の連携ネットワークを生かした質の高い支援の充実が必要です。

(3) 区内の児童虐待の件数は増加傾向

児童虐待は大きな社会問題となっており、全国的にその件数は増加傾向にあります。区が令和4(2022)年度に受理した児童虐待相談件数は、児童相談所は956件、子ども家庭支援センターは867件でした。

子ども家庭支援センターは、児童相談所等の関係機関と連携を強化し、妊娠期から児童の自立まで、切れ目なく総合的に対応できる環境を整備し、児童虐待の未然防止に努めていきます。



※社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。

(4) ヤングケアラーの区内の現状

区では、令和4(2022)年9月～10月に、ヤングケアラー実態調査を実施しました。調査結果から、区においても一定程度の家族のお世話をしているヤングケアラーと思われる子どもが存在していることがわかりました。

一方で、子ども本人と家族にヤングケアラーという自覚がない、家庭内のデリケートな問題を周囲に知られたくないなどの理由から、支援が必要な家庭であっても表面化しにくく、支援につながりにくい状況にあります。

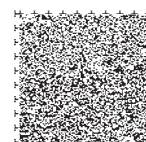
施策の考え方

全ての子どもの権利を擁護し、様々な事情により保護者の適切な養育を受けられない子どもや、養育に困難を抱える家庭への支援を充実させることで、一人ひとりの健やかな成長、発達及び自立が保障された環境の整備の実現をめざします。

◆港区子ども家庭総合支援センター◆

港区子ども家庭総合支援センター（愛称：ミナトイク）は、「子ども家庭支援センター」「児童相談所」「母子生活支援施設」が一体となった複合施設です。増加する児童虐待などの子どもの相談に迅速にワンストップで対応するとともに、各施設を持つ機能と専門性を活用し、妊娠期から子育て期、思春期、児童の自立まで、地域ぐるみで切れ目なく、子どもと家庭への丁寧な支援を行っています。

種別	役割
子ども家庭支援センター	「子ども・子育て支援サービスの提供」と「子どもと家庭の総合相談」の2つの機能を持ちます。妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、ひとり親家庭の支援、配偶者等からの暴力（DV）や離婚などの家庭相談を実施し、子どもと家庭の状況に応じた総合的な支援を行います。
児童相談所	児童福祉法等に基づく子どもと子どもを養育する人等のための専門相談機関です。妊娠期から子どもの自立まで、子どもに関する問題等を気軽に相談することができます。
母子生活支援施設 メゾン・ド・あじさい	様々な事情から支援が必要となった母子家庭が入所し、安定した生活と自立を支援するための施設です。本施設では、母子がそれぞれの居室で暮らします。子どもは、保育園や学校等に通います。



小項目と具体的な取組

(1) 子どもの最善の利益を実現する施策の推進

「子どもの権利条約」の4つの原則について、啓発活動を実施するとともに、様々な機会をとおして、子ども自身が自らの権利を自覚できるよう促します。また、子どもが意見表明しやすい環境を整え、日常的に意見を表明したり、主体的に区政やまちづくりに参加するための仕組みを構築します。

具体的な取組

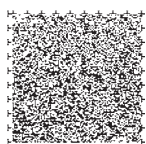
① 「子どもの権利条約」4つの原則の啓発

「子どもの権利条約」の4つの原則「命を守られ成長できること」「子どもにとって最もよいこと」「意見を表明し参加できること」「差別のないこと」について啓発活動を実施します。

② 子どもの意見を把握する取組の推進

新規

子どもの意見を反映した施策を講じていくため、子どもの声を拾う強化月間としての「港区こども月間」や、子どもの意見を表明する機会としての「みなとこども会議」の実施など、子どもの意見を把握する取組を推進します。



(2) 児童虐待未然防止対策等の推進

港区要保護児童対策地域協議会の関係機関の連携を強化し、支援対象児童等の早期発見や対応力を高めるとともに、子ども家庭支援センターを中心とした要支援家庭等への支援を充実させることで、児童虐待の未然防止を図ります。

具体的な取組

① 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進

要保護児童対策地域協議会と関係機関との連携の強化や子どもを守る地域ネットワーク巡回支援事業の実施等を通じて支援対象児童を早期に発見し、的確な対応を行うことができる環境を整備します。

② 養育支援訪問事業の充実

子どもの養育で支援が必要な家庭に、一定期間家事や育児などの必要な支援を行います。特に、孤食の傾向などの課題を抱える家庭には、食事の支援に加えて、家庭の問題全般への関わりを持ち、児童虐待の未然防止や早期対応につなげます。

③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進

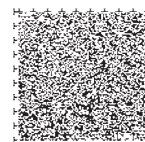
児童虐待について地域住民が関心を持ち、未然防止や早期発見への意識が高まるよう、リーフレット等の作成・配布や講演会の実施などにより、啓発活動を推進します。

④ 要支援家庭等への支援の充実

児童の養育が困難な要支援家庭等に対して、ショートステイ事業や医療機関と連携した保護者支援プログラム等の実施を通じた支援を行い、児童虐待の未然防止を図ります。

⑤ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化

子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の両機能を統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することで、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。



(3) 身近な児童相談所における支援の充実

区に児童相談所を設置した強みを生かし、地域住民、ボランティア、民間団体、関係機関等と連携・協働し、子どもの意見・意向を尊重した権利擁護の取組や、養育上の問題により傷ついた親子関係の再構築支援など、港区ならではの支援を充実します。また、A I ・ I C T 機器等を積極的に活用し、増加する虐待相談に迅速かつ丁寧に対応できるよう相談対応機能を強化します。

具体的な取組

① 児童のニーズに応じた社会的養護の充実

児童養護施設等への措置や里親への委託に当たっては、東京都及び特別区とも連携、調整し、児童のニーズに応じた支援を行います。また、施設等で暮らす子どもの権利が擁護され安心して生活できるよう支援します。

② 親子関係再構築支援の充実

養育上の問題で傷ついた親子関係を修復・再構築し、親と子が互いの存在や価値を肯定して生きていくことができるよう施設や里親、民間団体等多様な主体と連携・協働して支援します。

③ 施設退所後等の児童の自立の支援

児童養護施設や里親のもとで生活する児童が、施設を退所した後等に地域で孤立することなく安心して生活できるよう、施設や里親、地域、ボランティア、関係機関等と連携し、自立生活をサポートする体制を整えます。

④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進

里親体験発表会や相談会の開催や効果的な周知活動等を積極的に実施し、里親の登録拡大に努めます。また、里親が安定した養育ができるよう支援するとともに、里親を社会全体で支援する気運の向上に取り組みます。

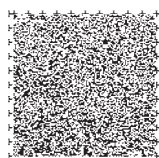
⑤ 一時保護所の適正な運営の確保

一時保護所の運営に当たっては、定められた基準等に沿った適正な運営を行い、アドボケイト（子ども意見表明支援員）が児童一人ひとりの意見・要望を聴き取り、支援や環境改善等に反映させます。

⑥ A I 等を活用した相談対応機能の強化

新規

A I ・ I C T 機器等を導入し「判断の迅速化と質向上」「業務効率化」「人材育成」など相談対応機能を強化します。



(4) ヤングケアラー支援対策の推進

ヤングケアラーの理解を深めるための周知啓発を行うとともに、区の組織横断的な連携及び子ども食堂など民間団体や関係機関との連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見と迅速な支援につなげます。また、子ども家庭支援センターに配置したヤングケアラー支援コーディネーターを中心に支援家庭の意向に添った支援の充実を図ります。

具体的な取組

① 家庭が抱える様々な状況・課題の共有と支援

拡充

学校、医療機関、子ども食堂など、地域の支援体制を強化するとともに、「ヤングケアラーサポーター養成講座」を実施し、地域のヤングケアラーへの理解を深め、ヤングケアラーが安心して支援を求められる環境づくりを推進します。

② 子どもが声を上げやすい環境づくり

子ども及び区民向けのヤングケアラー支援に関するリーフレットを作成し、子ども本人や地域の大人に対する周知・啓発をさらに推進していきます。

また、SNS等を活用し、子どもが声をあげやすい環境を整えます。

③ 子どもの身体的な負担軽減と心理的サポート

子どもたちが、子どもらしく過ごせる時間を確保できるよう、日頃のケアによる身体的・心理的な負担を軽減するために、配食支援、訪問支援と外国語通訳派遣を実施します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

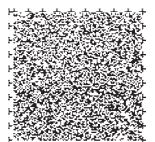
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



施策6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) ICTを活用した情報提供体制の構築

コロナ禍でテレワークやWeb会議などICTを介したコミュニティが増加し、子育て家庭の養育環境は大きく変化しています。

ICTを活用した母子保健や保育等の子ども・子育て支援サービスの情報提供、相談できる場の充実などが求められています。

(2) ひとり親家庭の多様なニーズに対応するサービスの充実

ひとり親家庭の増加やコミュニティの希薄化などにより、子育て不安解消に向けたきめ細かな支援が求められています。

区は、他自治体に先駆けて、裁判外紛争解決手続（ADR）利用助成をはじめ、離婚前後の弁護士相談や養育費保証利用助成、親子交流コーディネート事業など、ひとり親家庭の様々なニーズに対応するサービスを提供しています。

(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への支援

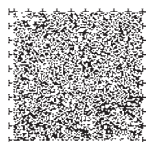
DV被害者に対する相談、保護、自立支援を充実するとともに、DV更生プログラム等の推進や、民間支援団体との連携が必要です。

DVは、表面化しにくく、相談に来られる時には、被害が深刻化しているケースが多く見受けられるため、専門の相談員が、関係機関と連携して丁寧に相談を受ける中で、DV行為や被害について説明し、DV被害者に寄り添った支援を行っています。

施策の考え方

児童虐待や非行、DVなどの子どもと家庭の問題に対し、関係機関と連携して総合的な支援を行うことで、自立した健全な子育てができる家庭環境づくりをめざします。

また、ひとり親家庭の多様なニーズに応え得る適切な対応を実施するとともに、DVについての情報を提供し、関係機関と連携しながらDV被害者に寄り添った支援を行います。



小項目と具体的な取組

(1) 相談事業・子育て情報提供の充実

子ども家庭支援センターにおける相談のほか、「みなと子ども相談ねっと」やスクールソーシャルワーカーなど、子ども自身の困りごとや不安、悩み等に寄り添う相談事業の充実を図ります。また、子育てをする家庭の子育て不安の解消を図るため、子育て情報提供の充実に努めます。

具体的な取組

① 子ども家庭支援センターの相談体制の充実

子ども家庭支援センターにおいて、子どもと子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、子ども向けの「みなと子ども相談ねっと」、保護者向けの「おとなの子育て相談ねっと」のメール相談実施など相談体制の充実を図ります。

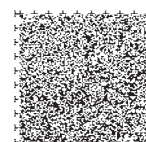
② 相談体制の整備

小学校及び中学校では、養育不安や不登校など問題を抱える家庭に対し、スクールソーシャルワーカーを派遣します。港区生活・就労支援センターでは、高校、大学等に進学後も、家庭等に関する相談業務を行うなど、切れ目なく支援します。

③ 子育て情報提供の充実

拡充

「メールマガジンきらっと☆」や「港区出産・子育て応援メール」により、子育て情報や、家庭内の円滑なコミュニケーションに役立つ情報を発信します。また、LINEを活用した施設の空き情報の提供や予約の導入などを進めます。



(2) ひとり親家庭の自立及び生活支援の推進

ひとり親家庭が抱える問題の解決を支援し、安心して子育てができるよう、母子・父子自立支援員が子ども・子育て支援サービスの利用について必要な配慮を行うほか、関係機関とも連携し、個々の状況にあった就労支援や資金貸付等、精神的負担や経済的負担の軽減に向けた支援を推進します。

具体的な取組

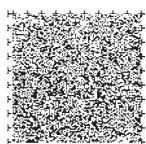
① ひとり親家庭に対する経済的支援の充実

ひとり親家庭の教育訓練や職業訓練における給付金の支給等を通じて、ひとり親家庭の経済的自立を支援します。また、港区生活・就労支援センターにひとり親家庭自立支援員を配置し、経済的に安定するための支援を行います。

② ひとり親家庭に対する生活支援の充実

拡充

ひとり親家庭が安心して子育てできるよう、食料品の定期的な給付や、ホームヘルプサービスの実施により生活支援の充実を図ります。



(3) ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応

配偶者暴力相談支援センター機能をもつ子ども家庭支援センターで、専門の相談員が配偶者等からの暴力の問題に関する相談に応じ、暴力被害から逃れてきた母子・父子等を港区立母子生活支援施設等の緊急一時保護施設で保護します。また、DV加害者が自身のDV行為に気づき、更生を促すプログラムの利用促進や、民間支援団体との連携を強化し、配偶者等からの暴力防止の環境を整備します。

具体的な取組

① DV被害者支援策の強化・充実

DV被害者の一時保護先を確保するため、DV被害者の支援活動を行っている民間団体に補助を行います。また、男性DV被害者の一時保護施設の拡充や、DV加害者更生プログラムの利用を促進するための助成制度を実施します。

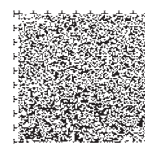
(4) 離婚前後の親への支援

離婚を考えている親又は既に離婚した親に対し、弁護士による養育費及び親子交流の取決めに係る法律相談を実施しています。また、離婚による心理的・経済的負担を最小限にとどめ、子どもの健やかな成長を促すために、養育費及び親子交流等に関する裁判外紛争解決手続（ADR）や、養育費未払い問題解消のための養育費保証制度の利用を推進するとともに、取決めに基づく親子交流を円滑に行うためのコーディネートを行います。

具体的な取組

① 離婚前後の親への支援策の強化・充実

離婚前後の家庭が経済的に安定した生活を送れるよう、離婚時に取り決めた養育費の確実な履行を支援します。また、子どもの心理的安定に配慮した親子交流の機会づくりを支援します。



施策7 子どもの未来を応援する施策の推進

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭・子どもへの支援

子どもの貧困対策の推進に当たり、平成 28(2016)年に実施した「子どもの未来応援施策基礎調査」及び「学びの未来応援施策実態調査」の結果から、経済的問題だけではなく、様々な問題を抱える家庭・子どもの問題が判明しました。

区としては、経済的事由以外に起因する問題にも様々な視点から積極的に取り組むこととし、対象者をより広く捉え、全庁をあげて横断的・総合的に取り組んでいます。

(2) 「港区子どもの未来応援施策」による貧困対策の実施

平成 26(2014)年 1 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。これを踏まえ、経済的問題だけでなく、家庭環境等において様々な問題を抱える家庭・子どもに対しても積極的に支援することとしました。

区では「港区子どもの未来応援施策」として子どもの貧困対策に関する事業を実施しています。

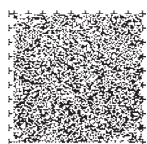
(3) 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正

令和元(2019)年 6 月に子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正されました。この改正で、区市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めることが努力義務化されました。

施策の考え方

家庭環境等で問題を抱える家庭に対する生活環境や経済的安定の支援を充実します。

また、地域が一体となって「港区子どもの未来応援施策」を推進する体制を整備します。



小項目と具体的な取組

(1) 生活環境の安定の支援

子ども及びその保護者に対する生活に関する相談、子どもに対する社会との交流の機会の提供、その他生活に関する支援により、家庭環境等において様々な問題を抱える子どもが、毎日の生活を身体的・精神的に安定して送ることができるよう支援します。また、高校生世代の不安や悩みに寄り添い、子どもたちの育ちや権利が保障される居場所づくりを推進します。

具体的な取組

① 子育て家庭の生活や社会参加の支援

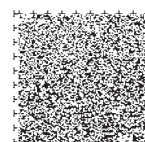
拡充

子育てへの不安解消や妊娠・出産期の社会的孤立を防止するために、産前産後家事・育児支援事業や子育てひろば事業の実施を通じて、親と子どもの生活支援及び社会参加の支援をします。

② 高校生の居場所づくり

新規

家庭や学校のほかに、高校生世代が思春期特有の悩みや不安などを相談でき、本音を言うことができる安全で安心して過ごせる第三の居場所を検討します。



(2) 経済的安定の支援

各種手当や生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け、教育、進学にかかる費用への支援等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。

具体的な取組

① 家庭環境等に様々な問題を抱える家庭への経済的支援

拡充

各種手当や生活に必要な食料品等の給付、貸付金の貸付け等を実施し、家庭環境等に様々な問題を抱える家庭の経済的安定を支援します。

② 教育にかかる経済的支援の充実

経済的支援が必要な家庭に対し、教育、進学にかかる費用について、就学援助、各種手当等の支給や資金の貸付け等により支援します。また、大学生等を対象とした給付型奨学金や奨学資金返還者を対象とした免除制度を導入しています。

(3) 地域で子どもの未来を応援する体制の整備

子どもの孤食解消と保護者支援のため、子ども食堂を運営する個人や団体の活動に対して支援を行います。また、担い手の育成や子ども食堂の取組の輪を広げるために設立した港区子ども食堂ネットワークを活用して、子どもや保護者に対する支援や周知をより充実していきます。

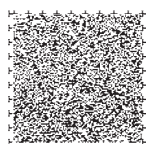
具体的な取組

① 子どもの未来応援施策の普及・啓発

学習ボランティア養成講座等を通じて、区民等に対し子どもの未来応援施策の理解を促進するとともに、地域で子どもたちを応援する人材の確保、育成を行います。

② 子どもの孤食解消と保護者支援

港区子ども食堂ネットワークを通じて、子ども食堂が安定的に運営できるよう支援し、開催場所や開催回数の増加をめざします。また、多様な手法により子どもの孤食解消を図ります。



第2章

高齢者分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

住み慣れた地域でいきいきと 安心して暮らせるよう、 高齢者を地域で支え合う社会

全ての高齢者が心豊かに生きがいを持って、元気に活躍できる社会を実現するため、一人ひとりの多様な生活様式にあった介護予防の取組や通いの場の充実などを積極的かつ効果的に推進します。

地域共生社会の実現に向けた介護サービスの基盤や在宅支援サービスの更なる充実を図るとともに、認知症の理解促進や早期発見、相談体制の充実につながる取組の推進に加え、地域包括ケアの推進によって、ひとり暮らし等高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会をめざします。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

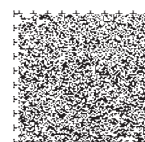
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
1 心豊かで健康な 生活への支援	(1) 社会参加の促進	 
	(2) 健康で自立した生活を維持するための支援	
	(3) 介護予防の効果的な推進	
2 認知症と共生する 地域づくり	(1) 認知症の理解促進	
	(2) 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり	
	(3) 適切なサービスの利用の促進	
	(4) 地域で支え合う共生のための体制づくり	
3 日々の生活を 支える介護・福祉 サービスの充実	(1) 在宅生活を支えるサービスの充実	
	(2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実	
	(3) 介護にあたる家族等への支援	
4 誰もが安心して 暮らせる 地域づくり	(1) 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	
	(2) 高齢者の権利の擁護	
	(3) 災害時等の安全の確保	
	(4) 生活支援体制の充実	
	(5) 医療及び介護の緊密な連携	
■ 介護保険制度の持続可能性の確保		
介護保険制度の円滑な運営	(1) 港区の高齢者の現状	
	(2) 日常生活圏域の設定	
	(3) 介護保険事業費の見込み	
	(4) 介護保険料の設定	
	(5) 介護保険事業の適正な運営	

【関連計画 凡例】



：港区住宅基本計画



：港区地域防災計画



：港区生涯学習推進計画



：港区スポーツ推進計画

関連計画等の詳細



具体的な取組

① いきいきプラザ等の事業の充実	② 老人クラブ活動への支援
③ 生涯学習やスポーツ活動の参加促進	④ チャレンジコミュニティ大学の支援の拡充
⑤ 高齢者の就業に向けた支援	⑥ 情報発信の工夫と充実
① ICTを活用した推進	② 医療機関と連携した促進
③ 健康課題を踏まえた推進	④ 「通いの場」への支援
① 周知・啓発の充実	② 評価分析と効果の発信
③ 地域人材の養成と支援	
① 認知症の普及・啓発	② 認知症サポーター養成の促進
③ 認知症サポーターの活躍の場の拡充	
① 認知症の早期発見・早期診断の促進	② 認知症の備えに向けた取組の推進
③ 若年性認知症の相談対応の充実と普及・啓発	
① サービスの普及・啓発	② 認知症カフェの充実
③ 認知症の人や家族への包括的支援	
① 認知症本人の視点に立った地域づくり	② 地域で支え合う体制の整備
③ 認知症疾患医療センターとの連携	
① 高齢者の在宅生活の支援の充実	② ひとり暮らし等高齢者への支援の充実
③ 高齢者の住まいの支援	④ わかりやすい情報の効果的な発信
① 介護予防・生活支援サービスの充実	② 介護保険施設等の整備の推進
③ 介護事業者への運営支援の拡充	④ 介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援の推進
⑤ 介護ロボット及びICT機器導入の促進	
① 介護家族への支援	② 施設での介護家族等への支援
③ 支援ニーズが多様な介護者への支援	
① 高齢者相談センターの相談機能の充実	
② ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の見守り体制の充実	
③ 高齢者のセーフティネットワーク構築の推進	④ 高齢者の熱中症予防の推進
⑤ 本人の意思を尊重した取組の推進	
① 高齢者虐待対応の充実	② 成年後見制度の理解と利用促進
③ 消費者被害の防止	④ 困難事例等への適正な取組の推進
① 防災に関する関係機関との連携	② 災害時避難行動要支援者登録事業等の普及・啓発
③ 施設等における災害時の支援	④ 高齢者施設における感染症情報連絡体制の整備
① 生活支援の推進体制の充実	② 地域活動情報の収集、発信
③ 地域の担い手の育成と支援	
① 在宅療養の多職種連携の推進	② 情報基盤の効果的かつ効率的な推進

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

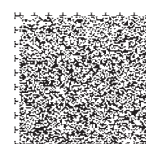
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



2 高齢者分野の施策

施策1 心豊かで健康な生活への支援

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 心豊かで健康に暮らし続けていくために



65 歳以上の人口が各地区で増加していく中、高齢者が健康でいきいきと生きがいを持って暮らし続けていくための活躍の場が一層充実し、必要な情報が、必要な人にわかりやすく発信されていることが重要です。

このため、デジタルデバインド（※1）の解消をはじめとした高齢者の多様化した生活様式に対応した環境づくりのほか、いきいきプラザ等の地域の施設の役割や取組の発信とともに、地域活動などへの支援の充実が必要です。

(2) 高齢者自らが介護予防に取り組む仕組みづくり



高齢者が地域で健康な日常生活を送るためには、転びやすくなるなど加齢とともに現れる生活の不安に対応した介護予防の取組に加え、社会参加・栄養・体力を3つの柱とするフレイル（※2）予防が重要です。

身近な場所で参加できる教室のほか、もっと気軽に楽しく参加できる事業の実施や地域の通いの場における積極的な事業展開、また、関係機関との連携によって介護予防に取り組む機運の促進を図ることが必要です。

(3) 介護予防・フレイル予防の充実と重要性の周知に関する取組の推進

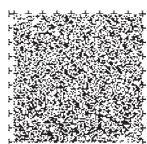


高齢者が要介護の状態になることなく、できる限り長く健康でいるためには、早期の段階から介護予防に取り組むことが大切です。

地域で介護予防の取組を促進するための支援の充実や介護予防プログラムの参加結果を踏まえた内容の見直しとともに、介護予防プログラムの効果と予防の重要性を高齢者にわかりやすく発信していくことが必要です。

※1 デジタルデバインド：デジタル技術を扱うことができる人とできない人との間に生じる格差

※2 フレイル：要介護状態に至る前段階として位置付けられている。身体的、精神・心理的、社会的脆弱性など多面的問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。



施策の考え方

全ての高齢者が、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができ、また地域の施設等の各種活動に気軽に参加できるよう、心豊かに充実した生活を送るための事業の実施や、団体の活動などわかりやすい地域の情報発信に努めます。

また、高齢者自らが、地域の施設や活動を知り、ボランティアや介護予防の取組など、生きがいや健康づくり等に積極的に参加できる仕組みを構築するとともに、その支援の充実を図っていきます。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

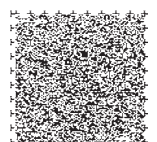
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 社会参加の促進



高齢者が、地域でいきいきと暮らし続けられるよう、施設や団体活動等への参加促進だけでなく、ボランティア活動や就業に関する情報の発信に努め、一人ひとりの活躍の場を創出し心豊かな生活支援に取り組みます。

具体的な取組

① いきいきプラザ等の事業の充実

高齢者の地域拠点のいきいきプラザ等で、「生きがいづくり、学びの場」、「介護予防、健康づくりの場」、「ふれあい、コミュニティ活動の場」として、健康でいきいきとした生活を送れるよう事業の充実を図ります。

② 老人クラブ活動への支援

高齢者の社会参加の入口の役割を担う老人クラブや、老人クラブの育成指導と会員相互の親睦を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進する港区老人クラブ連合会の運営を支援します。

③ 生涯学習やスポーツ活動の参加促進

いきいきプラザ等で開催する各種講座や教室への参加、区内のミュージアム等への訪問など、心豊かに楽しみながら暮らし続けられるよう、機会の創出とともに参加を促進します。

④ チャレンジコミュニティ大学の支援の拡充

地域で活躍するリーダーを養成するため、明治学院大学と連携したチャレンジコミュニティ大学の参加促進の周知とともに、卒業生等で構成するチャレンジコミュニティ・クラブの支援を拡充します。

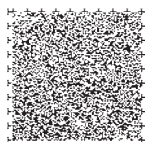
⑤ 高齢者の就業に向けた支援

働く意欲のある高齢者に、経験や能力を生かして働く機会を提供し、生きがいづくりにつながる地域貢献活動を実施する港区シルバー人材センターの活動を周知するとともに、活動場所や運営等を支援します。

⑥ 情報発信の工夫と充実

拡充

地域で活動する団体やボランティア情報のほか就業に関する情報などをわかりやすく発信していくとともに、デジタルデバイド解消に向けた取組を充実させ、関係機関等と連携して、情報発信の工夫と充実を図ります。



(2) 健康で自立した生活を維持するための支援



高齢者が自らの生活に合わせ介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、様々な事業を展開します。また、高齢者が健康でいきいきと自立した生活を続けるため、介護予防の取組について医療面との連携から支援します。

具体的な取組

① ICTを活用した推進

拡充

介護予防総合センター（ラクっちゃ）を中心とし、ICTを活用したイベント等を開催するほか、気軽に取り組めるアプリの導入など、ICTを活用した介護予防を推進します。

② 医療機関と連携した促進

健康診査時に実施している生活機能評価（介護予防における基本チェックリスト）やお口の健診等の機会を活用し、港区医師会等と連携の上、本人に合った介護予防事業への参加を促進します。

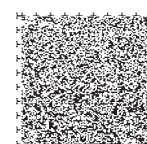
③ 健康課題を踏まえた推進

拡充

高齢者の健康課題に対して、対象者への保健師等による個別指導や健康相談、全体への普及のための教室等を行うなど、保健事業と介護予防を一体的に捉え、介護予防とフレイル予防を推進します。

④ 「通いの場」への支援

高齢者向けに定期的に行われる介護予防以外の「通いの場」へも、希望に応じ介護予防総合センター（ラクっちゃ）の専門職が出向き講座等を行うことで、様々な場所で介護予防の取組を行えるよう、積極的に支援します。



(3) 介護予防の効果的な推進



高齢者が介護予防事業を地域の中で相互に協力しながら取り組めるよう支援します。また、参加を促進するため、介護予防の重要性を積極的に周知し、介護予防の取組全体を効果的に推進します。

具体的な取組

① 周知・啓発の充実

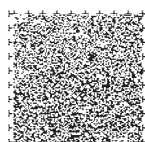
より多くの高齢者が介護予防・フレイル予防に取り組めるよう、広報みなと等による周知のほかに、参加者の口コミなど様々な方法で介護予防の重要性等の周知・啓発の充実を図ります。

② 評価分析と効果の発信

介護予防事業参加者の測定値を基に、効果を評価・分析し、介護予防総合センター（ラクっちゃ）及び事業実施施設全体と内容の改善に取り組み、より丁寧な指導等に活用するとともに、その効果をわかりやすく発信します。

③ 地域人材の養成と支援

介護予防の学びを地域で実践する介護予防リーダー・サポーターを養成し、地域活動の立ち上げやフォローアップ研修、交流会等の支援を充実します。



施策2 認知症と共生する地域づくり

SDGs のゴール
との関係

現状と課題

(1) 認知症の人が尊厳と希望を持って暮らすための取組



高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者数は今後も増加する見込みです。「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の基本理念である、認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会（共生社会）の実現に向けて、認知症の人の意思を尊重し、認知症施策を多面的に展開するなど、認知症の人やその家族への支援の充実や安心して生活できる地域づくりへの取組が必要です。

(2) 認知症になっても自分らしい生活をするために



認知症は早期に発見し、適切な対応を講じることで、認知機能の低下を緩やかにすることができたり、早期治療によって進行を遅らせたり、症状を改善させたりできる場合があります。また、認知症には誰もがなる可能性があることから、将来への備えのために、症状が軽いうちに今後の準備をすることが重要です。

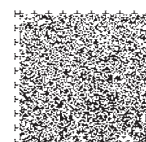
認知症になっても住み慣れた地域で希望を持って日常生活を送るためには、認知症の兆候をより早期に発見し対応する取組が必要です。

(3) 共生社会の実現に向けて



認知症があってもなくても同じ社会でともに生きていくためには、あらゆる世代に対して認知症の理解を深める取組が必要です。

また、認知症の本人や家族などの当事者の思いや意見を反映させた支援のあり方を検討し、認知症の症状や当事者の状況に応じた必要なサービスの選択、また、適切なサービスの利用につなぐ体制づくりが必要です。



施策の考え方

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる共生社会の実現に向けて、認知症になっても住み慣れた場所で希望をもって過ごせる地域づくりに取り組みます。認知症の理解促進や認知症の人に向けたサービスの提供に取り組むとともに、新たな早期発見・早期対応の仕組みづくりや地域で支え合う共生のための体制づくり、認知症本人の視点を取り入れた事業展開など、更なる充実を図ります。

小項目と具体的な取組

(1) 認知症の理解促進



地域で活動する区民等に向けて、認知症に関する講座の開催や「港区認知症ガイドブック」を活用した啓発を進めます。また、認知症サポーターを養成し、認知症の人を地域で見守る体制を推進するとともに、認知症の理解促進を図ります。

具体的な取組

① 認知症の普及・啓発

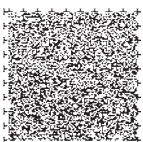
認知症に関する講演会等の開催や「港区認知症ガイドブック」の区有施設及び区民講座等での効果的な配布など、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解の普及・啓発に取り組みます。

② 認知症サポーター養成の促進

認知症に関する正しい知識を持ち、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を幅広い年代で養成するとともに、金融関係や小売業など地域で生活する認知症の人と接することが多い業種には、積極的に受講を促します。

③ 認知症サポーターの活躍の場の拡充

認知症サポーターを対象に、ステップアップ講座を実施し、地域で活動するボランティアやチームオレンジの登録を促すとともに、高齢者相談センターなどと連携した活躍の場を拡充します。



(2) 認知症の早期発見・早期対応の仕組みづくり



軽度認知障害（MC I）や認知症初期の人を早期に発見し、速やかに適切な支援が開始できるよう認知症検診事業を実施します。また、若年性認知症の人や家族が安心して暮らせるよう、地域の社会資源を活用した支援体制の仕組みづくりを進めます。

具体的な取組

① 認知症の早期発見・早期診断の促進

拡充

認知症の初期の状態から速やかに支援が開始できるよう、認知機能のセルフチェックの機会を幅広く提供し、認知機能の低下が疑われる人に対し、認知症コーディネーターが個別に支援するなど、認知症の早期発見・早期診断を促進します。

② 認知症の備えに向けた取組の推進

認知機能の維持・改善を図るため、認知症予防を目的としたプログラムを実施し、認知症予防に関する啓発とともに継続的な取組を促し、予防を含めた認知症の「備え」を推進します。

③ 若年性認知症の相談対応の充実と普及・啓発

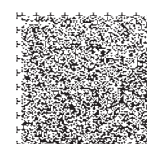
若年性認知症は、本人だけでなく家族の生活課題を含めた支援が必要であることから、多機関と連携した相談対応を行うとともに、若年性認知症への理解を広めるため、冊子などを用いた効果的な啓発に取り組みます。

◆軽度認知障害（MC I : Mild Cognitive Impairment）◆

認知症と完全に診断される一歩手前の状態です。放っておくと認知症に進行しますが、適切な予防をすることで健常な状態に戻る可能性があります。



出典：MC Iハンドブック 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
(令和4(2022)年8月31日発行)



(3) 適切なサービスの利用の促進



認知症の人やその家族が、認知症の状態に応じて適切な医療やサービスを利用できるよう、相談体制を整備し、介護者の負担軽減となる見守りなどのサービスの周知と利用の促進を図ります。

具体的な取組

① サービスの普及・啓発

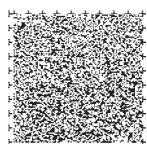
認知症の人とその家族が適切な保健・医療・福祉サービスを円滑に受けられるよう「港区認知症ガイドブック」の内容を充実し、適宜内容を更新するとともに、高齢者だけでなく、支援する区民など幅広い対象への普及・啓発に取り組みます。

② 認知症カフェの充実

認知症に関する不安や悩みなどを安心して話し合える場として、区有施設等を活用した認知症カフェを開催します。また、民間企業や大学等が開催する認知症カフェとの連携を深め、多くの方が気軽に参加できるよう取り組みます。

③ 認知症の人や家族への包括的支援

医療・保健・福祉の専門職で編成する「認知症初期集中支援チーム」が、本人のニーズを把握して関係機関と連携しながら、早期発見・早期診断・早期対応に関する包括的な支援体制を個別に構築します。



(4) 地域で支え合う共生のための体制づくり



認知症の人や家族への支援体制を構築するため、地域の関係機関との連携を深め、認知症になっても安心して生活できる地域で支え合う共生のための体制づくりを推進します。

具体的な取組

① 認知症本人の視点に立った地域づくり

拡充

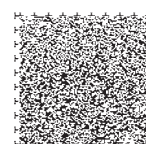
認知症の人が主体的に参加できる事業や交流の場（本人ミーティング）を開催し、当事者の意見を取り入れた事業を展開するとともに、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、情報を共有できる地域づくりに取り組みます。

② 地域で支え合う体制の整備

認知症サポーターによる認知症の人や家族に対する生活面の支援等を早期の段階から行う仕組み（チームオレンジ）を構築し、地域で支え合う体制を整備します。

③ 認知症疾患医療センターとの連携

認知症の人や家族への支援体制の整備等の認知症ケアの充実を図るため、東京都が指定する認知症疾患医療センターと連携し、地域の課題を共有する場を設け、地域で認知症の人に携わる関係機関との連携を深めます。



施策3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 在宅支援サービスの充実と情報の発信



高齢者を取り巻く社会情勢の変化や多様化した生活様式への対応など、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるための在宅生活を支えるニーズに、きめ細かく対応していくため、サービスを利用する人や支援が必要な人に向け、提供する在宅支援サービスの充実とともに必要な情報をわかりやすく発信していくことが重要です。また、住まいに困窮する高齢者世帯が、安心して住み続けられる支援の充実が必要です。

(2) 安定的な介護サービスの提供と質の向上のために



高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数の増加が見込まれ、多様な高齢者施設の充実を図るだけでなく、地域の高齢者介護を支える介護サービス事業所への支援が必要です。

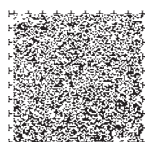
介護予防・生活支援サービスの充実や介護保険施設等の整備を推進するほか、介護労働者の人手不足や離職率の高さが指摘されていることから、介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援策の早期実現とともに、ICTの活用等を推進するなど、安定的な介護サービスの提供と質の向上につながる取組が重要です。

(3) 介護にあたる家族等や介護者への支援の充実



介護が必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らし続けていくためには、家庭における介護の負担軽減につながる取組を推進し、介護者への支援を充実させることが重要です。

これまでの介護者の不安や悩みの解消に向けた取組や宿泊デイサービスの充実に加え、近年の福祉に関する複合的な課題への対応とともに、介護者に向けて医療や介護保険などの仕組みをわかりやすく啓発し、また、自らが健康づくりに取り組むことができるよう、支援の充実が必要です。



施策の考え方

日々の生活を支えるニーズに沿った在宅支援サービスの充実とともに、高齢者の住まいの確保に関する施策の推進を図ります。また、区において特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護施設等の在宅介護支援の環境整備を進めてきたところ、複数の有料老人ホームの開設を含めた介護サービス資源の状況を踏まえ、総合的に施設整備のあり方を検討していきます。さらに、介護サービス事業所等を多角的に支援し、介護人材の確保、定着及び育成のほか、介護の質の向上につながる取組の推進とともに、介護にあたる家族等への支援を充実します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

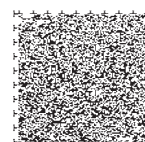
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 在宅生活を支えるサービスの充実



高齢者の在宅生活を支援するため、高齢者ニーズに対応した高齢者福祉サービスの提供や積極的なサービスの情報発信を推進するとともに、住み替えが必要な高齢者世帯への支援を充実させます。

具体的な取組

① 高齢者の在宅生活の支援の充実

拡充

コミュニティバス乗車券の発行や補聴器購入費助成など、高齢者の健康増進や外出機会の確保に取り組めます。介護が必要な人へは、紙おむつの給付や理美容サービスを実施するなど、高齢者が安心して生活できるよう支援を充実させます。

② ひとり暮らし等高齢者への支援の充実

拡充

配食サービスや訪問電話、ごみの戸別訪問収集などにより、日常的な見守りや安否確認を行うとともに、緊急事態に備えた救急通報システムや救急医療情報キットの利用促進など、ひとり暮らし等高齢者への支援を充実させます。

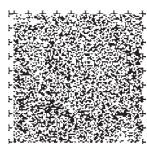
③ 高齢者の住まいの支援

拡充

手すりの取付や浴槽交換等の費用を助成し、高齢者の自立生活を支援します。また、住み替えが必要な高齢者には、民間賃貸住宅や債務保証会社の紹介等事業を実施し、家主の不安軽減策に取り組むなど、高齢者の住まいを支援します。

④ わかりやすい情報の効果的な発信

必要な人に必要な情報が届けられるよう、区の高齢者向けサービス等について各種媒体を活用し、施設や各種事業などを通じて、わかりやすく効果的に発信します。



(2) 介護予防及び介護を行うための環境整備の充実



高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数の増加が見込まれることから、介護予防や生活支援サービスの充実を図る必要があるため、地域の介護を支える介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援並びに介護保険施設等の整備を進めます。

具体的な取組

① 介護予防・生活支援サービスの充実

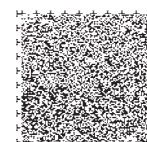
日常生活支援が必要な人に、身体介護や生活支援等の多様なサービスを提供します。また、心身機能の維持のため、施設における運動や栄養改善プログラム等のサービス提供を充実します。

② 介護保険施設等の整備の推進 **計画事業**

介護を必要とする高齢者のための特別養護老人ホーム、在宅生活を支える小規模多機能型居宅介護施設及び認知症高齢者が安心して生活できる認知症高齢者グループホームの整備を推進します。

目標		現況	後期実施内容		
令和8年度末		令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度
全体	個別施設				
特別養護老人ホーム 完成1施設 (計10施設 定員858人)	南青山一丁目 (定員29人)	9施設 定員829人		完成	
小規模多機能型 居宅介護施設 完成3施設 (計8施設 定員220人)	—	5施設 定員133人	6施設 定員162人	7施設 定員191人	8施設 定員220人
	南青山二丁目 (定員29人)				
	芝浦四丁目 (定員29人)			完成	
	三田一丁目 (定員29人)				完成
	東麻布二丁目 (定員29人)				建設中
認知症高齢者 グループホーム 完成1施設 (計6施設 定員135人)	南青山一丁目 (定員27人)	5施設 定員108人		完成	

建設中 →



③ 介護事業者への運営支援の拡充

拡充

区内高齢者施設等における運営の安定化を図り、医療的ケアの体制整備などを通じた更なる利用者サービスの向上につなげるため、区内の介護事業運営事業者への補助制度を充実するなど、介護事業者への運営支援を拡充します。

④ 介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援の推進

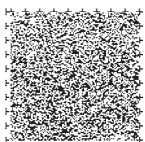
拡充

地域の介護を支える介護労働者の人手不足や離職率の高さに対応するため、介護サービス従事者等を確保するための面接・相談会や、職員の定着やサービスの質の向上のための介護サービス事業所向け研修等を通じた支援を推進します。

⑤ 介護ロボット及びICT機器導入の促進

拡充

介護職員の負担軽減や業務の効率化、職場環境の改善、さらには介護保険サービス利用者へのきめ細かな介護とサービスの質の向上につなげるため、区内の介護サービス事業者における介護ロボット及びICT機器の導入を促進します。



(3) 介護にあたる家族等への支援



介護が必要な高齢者が、地域で自分らしく暮らし続けていくためには、要介護者を介護する家族などが安心して暮らしていくための支援も重要です。介護家族の会への支援や、施設で要介護者を一時的に受け入れる支援などに取り組みます。

具体的な取組

① 介護家族への支援

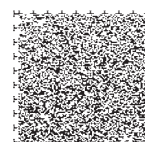
介護についての様々な不安や悩みを持つ介護者が、安心して集い交流できる場として各地区高齢者相談センターで「介護家族の会」を開催し、介護に関する情報をわかりやすく提供するなど、必要な支援につなぎます。

② 施設での介護家族等への支援

介護家族等が一時的に介護できないときなどに備え、デイサービスに引き続き宿泊できる宿泊デイサービス、認知症高齢者向けの認知症高齢者介護家族支援事業及び医療的ケアが必要な高齢者向けの緊急医療短期入所事業等で支援します。

③ 支援ニーズが多様な介護者への支援

ヤングケアラーやダブルケアラーなど様々な背景をもつ介護者への理解を深めるとともに、支援を必要とする介護者を高齢者相談センターが把握した際には、福祉総合窓口や関係機関等と連携した的確な支援に取り組みます。



施策4 誰もが安心して暮らせる地域づくり

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 全ての高齢者の尊厳と権利を守るための取組



区ではこれまで、ふれあい相談員や地域の事業者と協力した見守り、高齢者相談センターを中心とした高齢者虐待や消費者被害に関する相談事業、災害時の安全確保に向けた支援などに取り組んできました。

(2) ひとり暮らしでも安心して暮らせる地域づくりの推進



区が実施した令和2（2020）年度の単身世帯実態調査では、ひとり暮らし高齢者が約 8,600 人で、平成 29（2017）年度と比べ、約 8% 増となっており、今後も増加が見込まれることから、見守り等の充実を図り、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯でも孤立せず、安心して暮らせる地域をつくることが重要です。

(3) 複合的な問題に対応するための関係者のネットワークの構築



近年、8050 問題など、高齢者福祉や介護分野以外にも複合的に問題を抱える相談が増加しています。安心して暮らせる地域をつくるためには、行政機関のみならず、民間事業者や老人クラブ、ボランティアなど様々な関係機関とネットワークを構築し、それぞれの持つ能力や資源を生かして地域の区民を支えることが必要です。

【ひとり暮らしの高齢者数（実態調査）〔高齢者支援課〕】

（各年度1月1日現在）（単位：人）

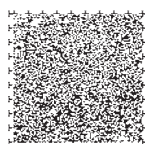
年 度	30			元			2			3			4			5		
	65 歳以上		計	65 歳以上		計	65 歳以上		計	65 歳以上		計	65 歳以上		計	65 歳以上		計
	男	女		男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
芝	352	960	1,312	327	923	1,250	414	1,063	1,477	412	1,051	1,463	378	983	1,361	446	1,127	1,573
麻布	314	1,022	1,336	317	987	1,304	403	1,191	1,594	387	1,162	1,549	365	1,146	1,511	429	1,326	1,755
赤坂	315	1,051	1,366	304	1,008	1,312	351	1,155	1,506	344	1,110	1,454	327	1,065	1,392	381	1,225	1,606
高輪	473	1,521	1,994	434	1,467	1,901	542	1,767	2,309	529	1,744	2,273	531	1,678	2,209	576	1,845	2,421
芝浦港南	461	1,069	1,530	450	1,080	1,530	500	1,197	1,697	485	1,179	1,664	486	1,138	1,624	528	1,204	1,732
合計	1,915	5,623	7,538	1,832	5,465	7,297	2,210	6,373	8,583	2,157	6,246	8,403	2,087	6,010	8,097	2,360	6,727	9,087

（注）ひとり暮らし高齢者……住民基本台帳上単身世帯（65 歳以上）を対象に、郵送調査及び民生委員・児童委員等が実態調査した単身居住者

（注）3 年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65 歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、続く 2 年間については、全数調査の結果を基に、当該年度の転入者等を含め、調査を行います。

（注）令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により 2 月 1 日現在の数値となっています。

出典：令和 5 年度行政資料集及び令和 5 年度高齢者支援課調査を基に作成



施策の考え方

日々の暮らしの安心に向けて、高齢者相談センターを中心に地域の関係機関と協力して、高齢者の見守りや権利擁護に関する相談に対応するとともに、高齢者の日常生活の困りごとや在宅療養等を支える地域包括ケアの推進など、適切な生活支援を行えるよう、地域資源の情報を関係者と共有できる地域づくりを推進します。

災害時等の安全確保に向けては、防災対策や安否確認を支援するほか、避難所での支援体制を整えます。

小項目と具体的な取組

(1) 安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進



高齢者が、安全で安心して暮らし続けられるよう、相談機能の充実とあわせ、ひとり暮らし等高齢者の見守り体制の強化とともに、熱中症予防等の取組を拡充します。また、本人が自分らしく、意思を尊重できる取組等の啓発を推進します。

具体的な取組

① 高齢者相談センターの相談機能の充実

高齢者の総合相談窓口である高齢者相談センターにおいて、専門職や関係機関との協力体制の整備とともに、8050 問題やヤングケアラーなどの複合的な課題を抱える家庭に対しては、関係機関と連携した相談機能の充実を図ります。

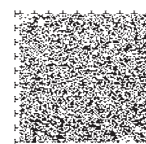
② ふれあい相談員によるひとり暮らし等高齢者の見守り体制の充実

拡充

地区ごとのふれあい相談員が、高齢者福祉サービス等を利用していないひとり暮らし高齢者等を着実に訪問し、的確な支援につなげることができるよう、高齢者の生活に寄り添った支援や見守りの体制を充実します。

③ 高齢者のセーフティネットワーク構築の推進

「高齢者地域支援連絡協議会」や「各地区高齢者支援連絡会」における情報交換等を踏まえ、関係機関や見守り協定事業者等との協働による日々の見守りや虐待防止、消費者被害防止につながるセーフティネットワークの構築を推進します。



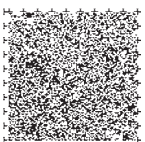
④ 高齢者の熱中症予防の推進

拡充

リーフレットの配布等による周知に加え、民生委員・児童委員や関係機関等との連携を深めるとともに、経済的な理由等でエアコンがない世帯に対する高齢者エアコン購入費給付事業を拡充するなど、高齢者の熱中症予防を推進します。

⑤ 本人の意思を尊重した取組の推進

高齢者が自らのライフプランを考え、その意思を家族や支援者と共有する取組（ACP）や終活について、高齢者相談センターが中心となり、効果的な情報を発信するなど、関係機関と連携し、個別の状況や要望に応じた取組を推進します。



(2) 高齢者の権利の擁護



高齢者の尊厳や権利を守るため、関係機関等と連携して、増加傾向にある高齢者虐待の早期発見に取り組むとともに、適切かつ迅速に対応します。また、関係機関と連携して、成年後見制度の利用促進や消費者被害防止等に取り組みます。

具体的な取組

① 高齢者虐待対応の充実

拡充

高齢者虐待の普及・啓発や関係機関との連携を通じて、虐待の早期発見・防止に取り組めます。職員向けマニュアルの積極的な活用や職員による専門家への相談機会の拡充など、様々な背景がある被虐待者への対応力の向上に取り組めます。

② 成年後見制度の理解と利用促進

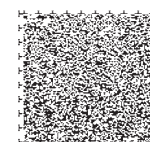
成年後見利用支援センター（サポートみなと）等の関係機関と連携し、意思決定支援や成年後見制度について、区民等に幅広くかつわかりやすく周知するとともに理解と利用促進を行います。

③ 消費者被害の防止

高齢者が消費者被害や特殊詐欺被害を受けないよう、被害についての情報提供や啓発を行います。また、消費者センターや警察などの関係機関との連携を深め、消費者被害の未然防止と再発防止に取り組めます。

④ 困難事例等への適正な取組の推進

困難事例への対応力向上のため、高齢者相談センター等を含めた事例の共有や研修などに取り組むとともに、養護老人ホームへの入所措置等を迅速かつ適正に行うなど、高齢者の権利擁護に関し、適正な取組を推進します。



(3) 災害時等の安全の確保



災害時等の避難や風水害の備えに関し、周知・啓発を充実していくとともに、高齢者相談センターや高齢者施設等と連携して、避難訓練の実施等により体制を強化して、高齢者の安全の確保に努めます。

具体的な取組

① 防災に関する関係機関との連携

高齢者相談センターで防災に関する講座を実施し、高齢者が自ら備える防災知識などの普及・啓発を図るとともに、防災関係機関との情報共有を推進するなど、日頃から同機関と緊密に連携します。

② 災害時避難行動要支援者登録事業等の普及・啓発

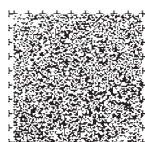
災害時の避難行動に支援を要する高齢者を対象に、災害時避難行動要支援者登録事業を推進することと合わせ、風水害の発生に備えて、一人ひとりが安全に避難行動を取れるよう自ら作成するマイ・タイムラインを積極的に普及・啓発します。

③ 施設等における災害時の支援

災害時に、支援が必要な高齢者が必要な支援を受けられるよう、特別養護老人ホームや老人保健施設等を福祉避難所として設置し、感染症への対策も講じながら、備蓄物資の買換えなど、受入れ態勢の維持を引き続き行います。

④ 高齢者施設における感染症情報連絡体制の整備

新型コロナウイルス感染症の体験を踏まえた上での、施設における感染症予防体制及び施設と施設所管課との効率的で迅速な感染症発生の連絡体制の整備徹底を図っていきます。



(4) 生活支援体制の充実



地域のボランティア、NPO、民間事業者、地域活動団体などと連携・協働を推進し、高齢者を取り巻く地域の課題の把握やその対応に取り組む地域活動を支援することで、地域における支え合いの体制を充実します。

具体的な取組

① 生活支援の推進体制の充実

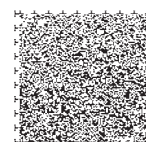
地域における支え合い活動を推進する生活支援コーディネーターが中心となり、地域資源の開発に取り組むとともに、関係機関との情報共有や連携を強化し、住民主体の地域活動を促進するなど、生活支援の推進体制の充実を図ります。

② 地域活動情報の収集、発信

生活支援コーディネーターが収集した地域活動やイベントの情報を「高齢者地域活動情報サイト（スタミナ）」に掲載し、様々な活動団体と地域の高齢者がつながるよう、地域を支える担い手として高齢者にわかりやすく発信します。

③ 地域の担い手の育成と支援

高齢者の日常生活を支援するため、港区シルバー人材センターと連携し、地域の相互扶助や区民の社会参加等の促進につながるよう、相互支援サービスの担い手を育成するとともに、その活動を効果的に支援します。



(5) 医療及び介護の緊密な連携



住み慣れた地域で安心して在宅療養を送れるよう、本人や家族等の意向に沿った多職種による連携を強化し、医療や介護に関する情報共有の仕組みづくりなど、医療と介護の緊密な連携を推進します。

具体的な取組

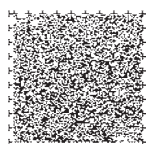
① 在宅療養の多職種連携の推進

区民が安心して在宅療養できるよう、医療機関や介護事業者等との連携を深め、在宅療養における看取りや意思決定支援等の取組の情報共有など、多職種連携を推進します。

② 情報基盤の効果的かつ効率的な推進

新規

高齢者自身の情報を基に、最適な医療や介護を効果的かつ効率的に受けることができるよう、医療及び介護情報に関する安全・安心な情報基盤の整備に向けた調査・研究を推進します。



介護保険制度の持続可能性の確保

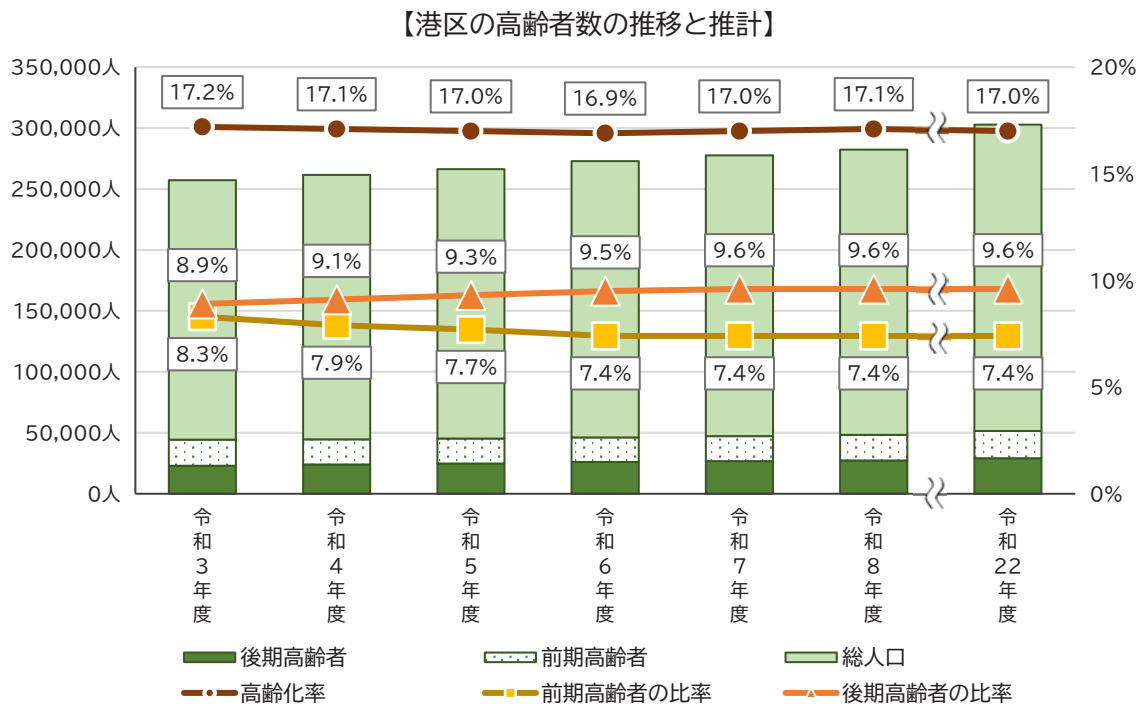
介護保険制度の円滑な運営

(1) 港区の高齢者の現状



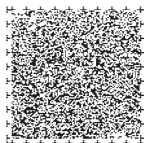
① 高齢者数の推移と推計

区の人口は、令和6（2024）年1月1日現在 266,306 人です。そのうち、65 歳以上の高齢者は 45,306 人、高齢化率は 17%です。令和9（2027）年1月には、区の高齢者は 48,220 人、高齢化率は 17.1%となる見込みです。



各年度1月1日現在

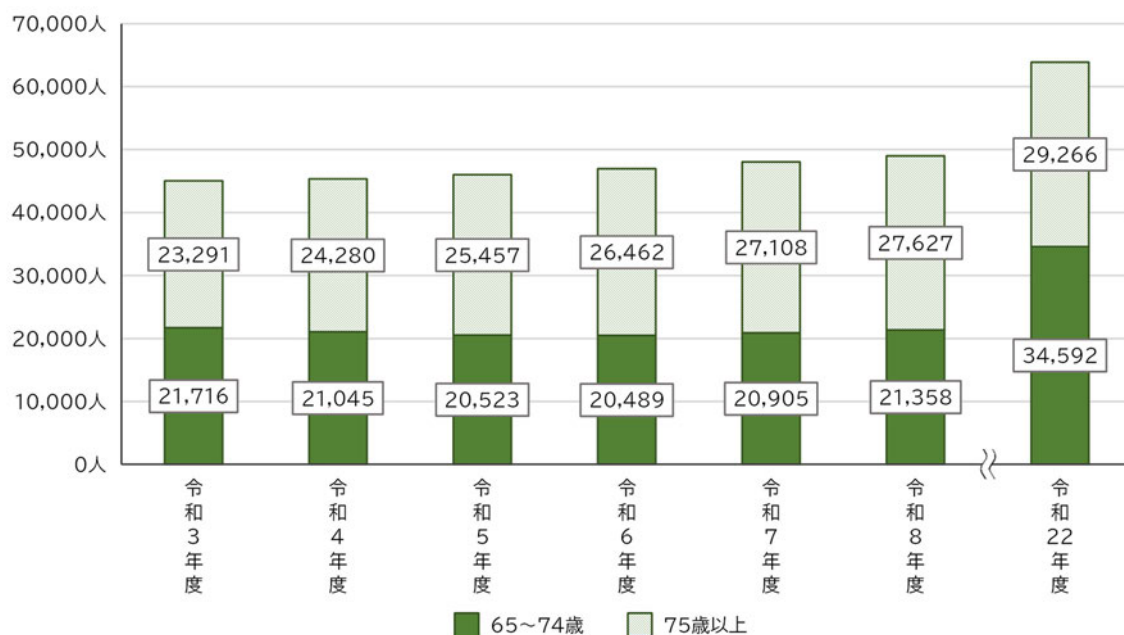
項 目	実績値			推計値			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和22 (2040) 年度
総人口（人）	257,183	261,615	266,306	272,865	277,528	282,317	302,774
前期高齢者数（人）	21,399	20,730	20,492	20,171	20,579	21,022	22,405
後期高齢者数（人）	22,936	23,910	24,814	26,055	26,689	27,198	29,066
高齢化率（%）	17.2	17.1	17	16.9	17	17.1	17
前期高齢者率（%）	8.3	7.9	7.7	7.4	7.4	7.4	7.4
後期高齢者率（%）	8.9	9.1	9.3	9.5	9.6	9.6	9.6



② 被保険者数と要介護認定者数の推移と推計

区の第1号被保険者（65歳以上の人）は年々増加しており、令和6（2024）年1月現在 45,980 人です。令和9（2027）年1月には 48,985 人になり、その後も増加することが見込まれています。

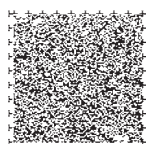
【港区の第1号被保険者数の推移と推計】



各年度1月1日現在 単位：人

項 目	実績値			推計値			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和22 (2040) 年度
第1号 被保険者	45,007	45,325	45,980	46,951	48,013	48,985	63,858
65～74歳	21,716	21,045	20,523	20,489	20,905	21,358	34,592
75歳以上	23,291	24,280	25,457	26,462	27,108	27,627	29,266
第2号 被保険者 (40～64歳)	101,037	103,078	104,837	107,846	109,402	110,934	112,933

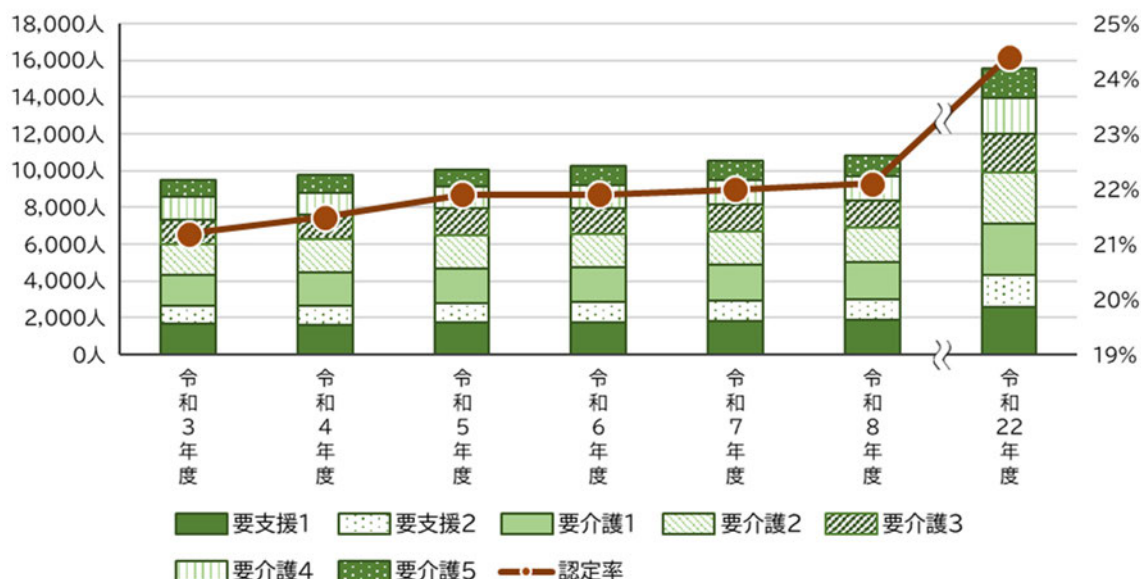
※第1号被保険者には、住所地特例者（介護保険施設等に入所（居）した場合、施設入所（居）前の市町村を被保険者とする特例措置）を含む。



区の要介護認定者は年々増加しており、令和6（2024）年1月現在 10,054 人です。令和9（2027）年1月には10,808 人まで増加する見込みです。

要介護認定率は、22.1%となる見込みです。

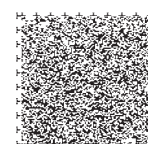
【要介護認定者数の推移と推計】



各年度1月1日現在

項 目	実績値			推計値			
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和22 (2040) 年度
総 数 (人)	9,530	9,758	10,054	10,287	10,558	10,808	15,597
要支援1 (人)	1,667	1,636	1,750	1,782	1,826	1,867	2,610
要支援2 (人)	1,006	1,032	1,026	1,112	1,142	1,169	1,693
要介護1 (人)	1,663	1,793	1,881	1,871	1,920	1,965	2,832
要介護2 (人)	1,696	1,794	1,833	1,799	1,847	1,891	2,750
要介護3 (人)	1,323	1,347	1,504	1,400	1,437	1,471	2,123
要介護4 (人)	1,225	1,201	1,152	1,272	1,305	1,336	1,921
要介護5 (人)	950	955	908	1,051	1,081	1,109	1,668
認 定 率 (%)	21.2	21.5	21.9	21.9	22.0	22.1	24.4

※総数には、第2号被保険者（40歳以上65歳未満の医療保険加入者）数を含む。



(2) 日常生活圏域の設定



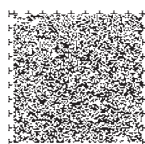
① 日常生活圏域の設定

日常生活圏域とは、必要な人に必要なサービスが届くよう、相談体制の整備や介護サービスの整備計画を立てる上で、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件などを総合的に勘案し、設定する地域区分のことです。

区では、区民にとって身近な窓口である各地区総合支所の所管区域を日常生活圏域として設定しています。

【港区の日常生活圏域】

日常生活圏域	町名
芝	芝、海岸1、東新橋、新橋、西新橋、三田1～3、浜松町、芝大門、芝公園、虎ノ門、愛宕
麻布	東麻布、麻布台、麻布狸穴町、麻布永坂町、麻布十番、南麻布、元麻布、西麻布、六本木
赤坂	元赤坂、赤坂、南青山、北青山
高輪	三田4・5、高輪、白金、白金台
芝浦港南	芝浦、海岸2・3、港南、台場



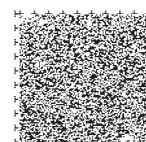
② 各圏域別の状況

【日常生活圏域別の全人口・高齢者人口・後期高齢者人口・要介護認定者数(推計)】

各年度1月1日現在 単位：人

圏域	項目	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	令和22 (2040) 年度
芝	全人口	44,385	45,241	46,119	49,461
	高齢者人口	7,426	7,526	7,620	8,172
	後期高齢者人口	4,249	4,316	4,345	4,660
	要介護認定者数	1,851	1,900	1,945	2,807
麻布	全人口	63,687	64,986	66,325	71,131
	高齢者人口	10,129	10,373	10,615	11,384
	後期高齢者人口	5,689	5,842	5,936	6,366
	要介護認定者数	2,161	2,218	2,270	3,276
赤坂	全人口	38,931	39,451	39,983	42,880
	高齢者人口	7,749	7,836	7,910	8,483
	後期高齢者人口	4,442	4,490	4,520	4,848
	要介護認定者数	1,748	1,794	1,837	2,651
高輪	全人口	65,107	66,109	67,124	71,988
	高齢者人口	12,679	12,946	13,158	14,111
	後期高齢者人口	7,249	7,429	7,596	8,146
	要介護認定者数	2,984	3,063	3,135	4,524
芝浦港南	全人口	60,756	61,742	62,766	67,314
	高齢者人口	8,243	8,587	8,917	9,563
	後期高齢者人口	4,426	4,613	4,801	5,149
	要介護認定者数	1,543	1,583	1,621	2,339
港区全体	全人口	272,865	277,528	282,317	302,774
	高齢者人口	46,226	47,268	48,220	51,714
	後期高齢者人口	26,055	26,689	27,198	29,169
	要介護認定者数	10,287	10,558	10,808	15,597

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。



(3) 介護保険事業費の見込み



① 総給付費の見込み

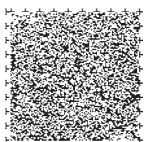
令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの標準給付費は、約524億円となる見込みです。これに地域支援事業費を加えた介護保険事業の総給付費は、約554億円となる見込みです。

介護保険事業費の見込みは、介護保険事業費の実績と、要介護・要支援者数やサービス利用者数などの推移をもとに推計しました。

ア 介護給付費の見込み

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）、日数（日）

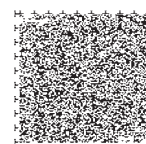
事業		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	第9期計	令和22 (2040) 年度
居宅サービス						
訪問介護	給付費	2,216,607	2,304,585	2,351,926	6,873,118	3,557,499
	回数	619,820	644,421	657,659	1,921,900	994,768
訪問入浴介護	給付費	128,362	133,457	136,198	398,017	206,012
	回数	9,791	10,180	10,390	30,361	15,716
訪問看護	給付費	1,356,566	1,410,408	1,439,381	4,206,355	2,177,193
	回数	327,621	340,625	347,623	1,015,869	525,811
訪問リハビリテーション	給付費	111,473	115,897	118,278	345,648	178,906
	回数	39,227	40,784	41,622	121,633	62,957
居宅療養管理指導	給付費	499,783	519,620	530,294	1,549,697	802,117
	人数	38,812	40,353	41,182	120,347	62,291
通所介護	給付費	1,108,935	1,152,949	1,176,633	3,438,517	1,779,763
	回数	139,051	144,570	147,540	431,161	223,167
通所リハビリテーション	給付費	248,517	258,381	263,688	770,586	398,852
	回数	29,767	30,949	31,585	92,301	47,775
短期入所生活介護	給付費	336,765	350,131	357,323	1,044,219	540,484
	日数	36,211	37,649	38,423	112,283	58,118
短期入所療養介護	給付費	40,827	42,447	43,319	126,593	65,524
	日数	3,484	3,623	3,698	10,805	5,594
特定施設入居者生活介護	給付費	2,856,241	2,970,400	3,026,829	8,853,470	4,578,350
	人数	14,096	14,660	14,939	43,695	22,597
福祉用具貸与	給付費	550,654	572,510	584,271	1,707,435	883,762
	人数	37,805	39,306	40,114	117,225	60,676
特定福祉用具購入	給付費	23,177	24,097	24,592	71,866	37,197
	人数	761	792	809	2,362	1,224



単位：給付費（千円）、人数（人）、回数（回）

事業		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	第9期計	令和22 (2040) 年度
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	41,030	42,658	43,535	127,223	65,850
	人数	253	264	270	787	408
夜間対応型訪問介護	給付費	4,580	4,762	4,860	14,202	7,351
	人数	132	138	141	411	213
認知症対応型通所介護	給付費	75,150	78,133	79,738	233,021	120,611
	回数	6,300	6,551	6,686	19,537	10,113
小規模多機能型居宅介護	給付費	183,314	270,296	359,231	812,841	543,370
	人数	910	1,342	1,784	4,036	2,698
認知症対応型共同生活介護	給付費	397,100	480,871	512,021	1,389,992	774,478
	人数	1,442	1,747	1,861	5,050	2,815
地域密着型特定施設入居者 生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	給付費	63,025	130,955	154,111	348,091	233,107
	人数	254	528	622	1,404	941
看護小規模多機能型居宅介護	給付費	23,111	24,029	24,522	71,662	37,092
	人数	111	116	119	346	180
地域密着型通所介護	給付費	315,017	327,520	334,248	976,785	505,580
	回数	41,804	43,464	44,357	129,625	67,094
住宅改修	給付費	23,134	24,052	24,546	71,732	37,129
	人数	321	334	341	996	516
居宅介護支援	給付費	847,610	881,252	899,354	2,628,216	1,360,354
	人数	53,171	55,282	56,418	164,871	85,337
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費	3,071,891	3,193,815	3,259,422	9,525,128	4,930,169
	人数	11,294	11,743	11,985	35,022	18,128
介護老人保健施設	給付費	816,666	849,079	866,521	2,532,266	1,310,691
	人数	2,736	2,845	2,904	8,485	4,393
介護医療院	給付費	63,965	66,504	67,870	198,339	102,659
	人数	186	194	198	578	299
介護給付費合計		15,403,502	16,228,808	16,682,713	48,315,022	25,234,100

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

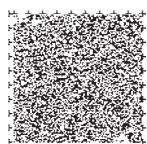


イ 予防給付費の見込み

単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）、日数（日）

事業		令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	第9期計	令和22 (2040) 年度
居宅サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	給付費	85,063	89,850	90,258	265,171	136,523
	回数	22,935	24,226	24,337	71,498	36,812
介護予防訪問 リハビリテーション	給付費	13,087	13,822	13,886	40,795	21,003
	回数	4,688	4,952	4,975	14,615	7,525
介護予防居宅療養管理指導	給付費	27,419	28,961	29,093	85,473	44,006
	人数	2,696	2,848	2,861	8,405	4,328
介護予防通所 リハビリテーション	給付費	36,580	38,636	38,813	114,029	58,708
	人数	1,109	1,172	1,178	3,459	1,782
介護予防短期入所生活介護	給付費	2,892	3,054	3,068	9,014	4,641
	日数	417	441	444	1,302	672
介護予防短期入所療養介護	給付費	110	112	115	337	174
	日数	29	30	31	90	47
介護予防特定施設入居者 生活介護	給付費	105,812	111,761	112,272	329,845	169,822
	人数	1,475	1,558	1,566	4,599	2,369
介護予防福祉用具貸与	給付費	25,185	26,601	26,723	78,509	40,421
	人数	5,911	6,244	6,273	18,428	9,488
特定介護予防福祉用具購入	給付費	2,627	2,731	2,787	8,145	4,216
	人数	101	105	108	314	163
地域密着型サービス						
介護予防認知症対応型 通所介護	給付費	520	540	551	1,611	834
	回数	57	60	62	179	94
介護予防小規模多機能型 居宅介護	給付費	4,329	8,696	13,263	26,288	20,061
	人数	75	151	231	457	349
介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0
介護予防住宅改修	給付費	6,776	7,045	7,190	21,011	10,875
	人数	90	94	96	280	145
介護予防支援	給付費	47,767	49,663	50,683	148,113	76,663
	人数	9,152	9,516	9,712	28,380	14,690
予防給付費合計		358,167	381,474	388,702	1,128,343	587,947

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。



ウ 標準給付費の見込み

単位：千円

項 目	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	第9期計	令和22 (2040) 年度
介護給付費・予防給付費 合計（ア＋イ）	15,761,669	16,610,282	17,071,415	49,443,365	25,822,047
特定入所者介護サービス費等	249,799	258,920	268,828	777,547	406,626
高額介護サービス費等	686,530	713,640	728,363	2,128,532	922,668
審査支払手数料	19,787	20,562	20,984	61,332	31,740
標準給付費合計	16,717,784	17,603,403	18,089,589	52,410,776	27,183,081

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

エ 地域支援事業費の見込み

単位：千円

事 業	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	第9期計	令和22 (2040) 年度
介護予防・日常生活支援総合事業					
訪問型サービス 給付費	170,962	174,459	177,940	523,360	196,120
通所型サービス 給付費	186,598	189,276	191,942	567,815	205,834
生活支援サービス 給付費	0	0	0	0	0
介護予防ケアマネジメント 給付費	44,287	45,195	46,098	135,578	50,747
高額介護予防サービス費等 給付費	1,762	1,798	1,834	5,392	2,019
審査支払手数料 給付費	802	818	835	2,454	919
一般介護予防事業 給付費	189,401	193,190	197,053	579,643	256,883
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）・任意事業					
地域包括支援センターの運営	302,970	312,059	356,197	971,226	723,291
任意事業	18,581	20,436	22,516	61,533	31,352
包括的支援事業（社会保障充実分）					
生活支援体制整備事業	26,469	26,787	27,109	80,365	32,045
認知症初期集中支援推進事業	4,791	4,791	4,791	14,373	4,791
認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業	84	184	184	452	184
地域ケア会議推進事業	153	353	353	859	552
地域支援事業合計	946,860	969,346	1,026,852	2,943,050	1,504,737

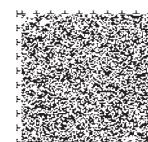
※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。

オ 総給付費の見込み（ウ＋エ）

単位：千円

項 目	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	第9期計	令和22 (2040) 年度
総給付費	17,664,644	18,572,749	19,116,441	55,353,834	28,687,818

※端数処理のため、表中の数字を合算しても合計と一致しない場合があります。



② 介護サービスごとの事業量と給付費

居宅サービス（予防給付利用者と地域密着型サービス利用者を含む。）と施設サービスの利用割合を見ると、令和 4（2022）年度で、全サービス利用者のうち、居宅サービス利用者は 86.4%、施設サービス利用者は 13.6%です。平成 30（2018）年度の割合は、それぞれ 84.3%、15.7%です。

各年度 3 月 31 日現在 単位：人

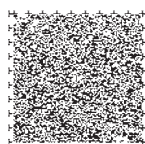
事業	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 2 (2020) 年度	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度
予防給付利用者	787	808	811	813	824
居宅サービス利用者	4,674	4,811	4,926	5,021	5,217
地域密着型サービス利用者	527	510	513	563	660
施設サービス利用者	1,114	1,111	1,124	1,078	1,059
未利用者	2,169	2,024	2,005	2,092	2,005
要介護認定者数	9,271	9,264	9,379	9,567	9,765

表ア～エの令和 3 年度及び令和 4 年度の数値は実績値です。

ア 居宅サービス

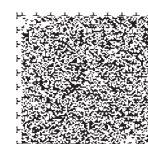
単位：給付費（千円）、回数（回）

区分	第 8 期			第 9 期		
	令和 3 (2021) 年度	令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度
訪問介護（ホームヘルプサービス）						
介護給付	給付費	2,026,938	2,040,737	2,027,810	2,216,607	2,304,585
	回数	570,573	570,641	567,027	619,820	644,421
訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護						
介護給付	給付費	122,769	122,685	117,429	128,362	133,457
	回数	9,494	9,357	8,957	9,791	10,180
予防給付	給付費	0	0	0	0	0
	回数	0	0	0	0	0
訪問看護・介護予防訪問看護						
介護給付	給付費	1,099,512	1,169,142	1,241,022	1,356,566	1,410,408
	回数	268,084	282,356	299,716	327,621	340,625
予防給付	給付費	81,923	77,698	77,919	85,063	89,850
	回数	22,699	20,948	21,008	22,935	24,226



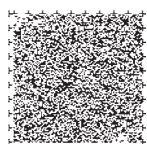
単位：給付費（千円）、回数（回）、人数（人）、日数（日）

区 分		第8期			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション							
介護給付	給付費	93,244	89,881	101,978	111,473	115,897	118,278
	回数	32,474	31,628	35,885	39,227	40,784	41,622
予防給付	給付費	10,443	9,915	11,972	13,087	13,822	13,886
	回数	3,779	3,551	4,288	4,688	4,952	4,975
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導							
介護給付	給付費	403,243	429,917	457,215	499,783	519,620	530,294
	人数	31,715	33,386	35,506	38,812	40,353	41,182
予防給付	給付費	21,557	20,940	25,084	27,419	28,961	29,093
	人数	2,020	2,058	2,466	2,696	2,848	2,861
通所介護（デイサービス）							
介護給付	給付費	978,172	976,282	1,014,482	1,108,935	1,152,949	1,176,633
	回数	120,857	122,417	127,207	139,051	144,570	147,540
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）							
介護給付	給付費	220,207	218,207	227,350	248,517	258,381	263,688
	回数	25,676	26,135	27,231	29,767	30,949	31,585
予防給付	給付費	25,933	32,667	33,464	36,580	38,636	38,813
	人数	809	989	1,014	1,109	1,172	1,178
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）							
介護給付	給付費	295,124	290,126	308,081	336,765	350,131	357,323
	日数	31,667	31,195	33,126	36,211	37,649	38,423
予防給付	給付費	2,347	1,641	2,645	2,892	3,054	3,068
	日数	344	236	381	417	441	444
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療系ショートステイ）							
介護給付	給付費	49,155	39,311	37,349	40,827	42,447	43,319
	日数	4,374	3,354	3,187	3,484	3,623	3,698
予防給付	給付費	343	119	0	110	112	115
	日数	72	26	0	29	30	31
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護							
介護給付	給付費	2,451,198	2,511,386	2,615,976	2,856,241	2,970,400	3,026,829
	人数	12,185	12,393	12,910	14,096	14,660	14,939
予防給付	給付費	81,672	82,162	96,780	105,812	111,761	112,272
	人数	1,158	1,145	1,349	1,475	1,558	1,566



単位：給付費（千円）、人数（人）

区 分	第8期			第9期		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与						
介護給付	給付費	482,676	500,357	503,753	550,654	572,510
	人数	32,806	34,351	34,585	37,805	39,306
予防給付	給付費	24,364	23,325	23,040	25,185	26,601
	人数	5,480	5,473	5,407	5,911	6,244
特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入						
介護給付	給付費	19,972	18,563	21,203	23,177	24,097
	人数	679	609	696	761	792
予防給付	給付費	3,321	2,850	2,403	2,627	2,731
	人数	135	109	92	101	105
住宅改修・介護予防住宅改修						
介護給付	給付費	17,838	16,144	21,164	23,134	24,052
	人数	219	223	293	321	334
予防給付	給付費	5,796	5,077	6,199	6,776	7,045
	人数	76	67	82	90	94
居宅介護支援・介護予防支援						
介護給付	給付費	734,755	761,350	775,415	847,610	881,252
	人数	45,779	47,759	48,642	53,171	55,282
予防給付	給付費	42,759	43,425	43,699	47,767	49,663
	人数	8,211	8,319	8,372	9,152	9,516



イ 施設サービス

単位：給付費（千円）、人数（人）

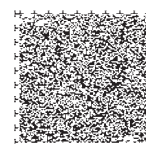
区 分	第8期			第9期		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）						
介護給付	給付費	2,817,686	2,775,238	2,810,245	3,071,891	3,193,815
	人数	10,333	10,203	10,332	11,294	11,985
介護老人保健施設（老人保健施設）						
介護給付	給付費	810,877	768,613	763,461	816,666	849,079
	人数	2,732	2,574	2,557	2,736	2,845
介護療養型医療施設（療養病床等）※						
介護給付	給付費	55,003	26,270	10,334		
	人数	160	77	31		
介護医療院						
介護給付	給付費	42,546	43,502	48,183	63,965	66,504
	人数	120	126	140	186	194

※介護療養型医療施設（療養病床等）は令和6年3月末で廃止となりました。

ウ 地域密着型サービス

単位：給付費（千円）、人数（人）、回数（回）

区 分	第8期			第9期		
	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護						
介護給付	給付費	30,591	34,392	37,535	41,030	42,658
	人数	187	211	231	253	264
夜間対応型訪問介護						
介護給付	給付費	7,843	6,542	4,190	4,580	4,762
	人数	229	186	120	132	138
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護						
介護給付	給付費	72,371	65,559	68,749	75,150	78,133
	回数	6,397	5,495	5,763	6,300	6,551
予防給付	給付費	64	394	475	520	540
	回数	7	43	52	57	60



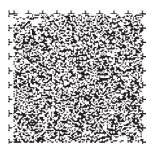
単位：給付費（千円）、人数（人）、回数（回）

区 分		第8期			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護							
介護給付	給付費	116,993	170,946	167,700	183,314	270,296	359,231
	人数	582	848	832	910	1,342	1,784
予防給付	給付費	3,868	3,603	3,960	4,329	8,696	13,263
	人数	62	61	68	75	151	231
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）							
介護給付	給付費	337,567	354,275	363,277	397,100	480,871	512,021
	人数	1,241	1,286	1,319	1,442	1,747	1,861
予防給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護							
介護給付	給付費	0	0	0	0	0	0
	人数	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護							
介護給付	給付費	47,842	55,810	57,657	63,025	130,955	154,111
	人数	201	224	232	254	528	622
看護小規模多機能型居宅介護							
介護給付	給付費	20,409	19,237	21,143	23,111	24,029	24,522
	人数	99	91	101	111	116	119
地域密着型通所介護							
介護給付	給付費	208,160	237,322	288,186	315,017	327,520	334,248
	回数	29,046	31,493	38,243	41,804	43,464	44,357

エ その他費用

単位：千円

区 分		第8期			第9期		
		令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
特定入所者介護サービス費等							
給付費		240,192	212,605	210,226	249,799	258,920	268,828
高額介護サービス費等							
給付費		632,648	540,093	618,030	686,530	713,640	728,363
審査支払手数料							
給付費		16,326	16,969	17,310	19,787	20,562	20,984



(4) 介護保険料の設定



① 介護保険料の算定方法

第1号被保険者の介護保険料は、区市町村（保険者）ごとに定められ、保険料額は、介護保険事業計画期間（3年間）の介護サービスの利用見込量に応じて算出します。

$$\text{保険料基準額} = \text{3年間の保険料収納必要額} \div \text{予定保険料収納率} \div \text{補正した3年間の第1号被保険者数}$$

次のような項目を考慮しています。

ア 被保険者の負担割合

介護保険の被保険者の総数に占める第1号被保険者の割合をもとに、国が決定します。

第9期計画期間の第1号被保険者の負担割合は23%です。

イ 調整交付金

調整交付金は、国が負担割合を決定し、交付されます。交付割合は、国の負担割合のうち、原則5%ですが、第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者の割合と所得分布等に応じて交付割合が調整されます。第9期計画期間の区の調整交付金については、保険者ごとの所得分布状況に係る調整機能が強化されたため、区は、不交付となることが想定されます。

ウ 介護給付費準備基金の活用

介護給付費準備基金は、介護保険事業の財政を安定させるための仕組みで、給付実績が計画よりも少なかった場合に積み立て、不足したときに取り崩して充当します。令和5（2023）年度末で、約25億円の基金残高が見込まれます。第9期計画期間中は、介護給付費の増加に伴い、保険料の増加が見込まれることから、介護給付費準備基金の一部を活用することにより、保険料上昇の抑制を図ります。



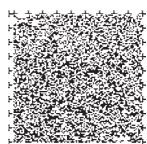
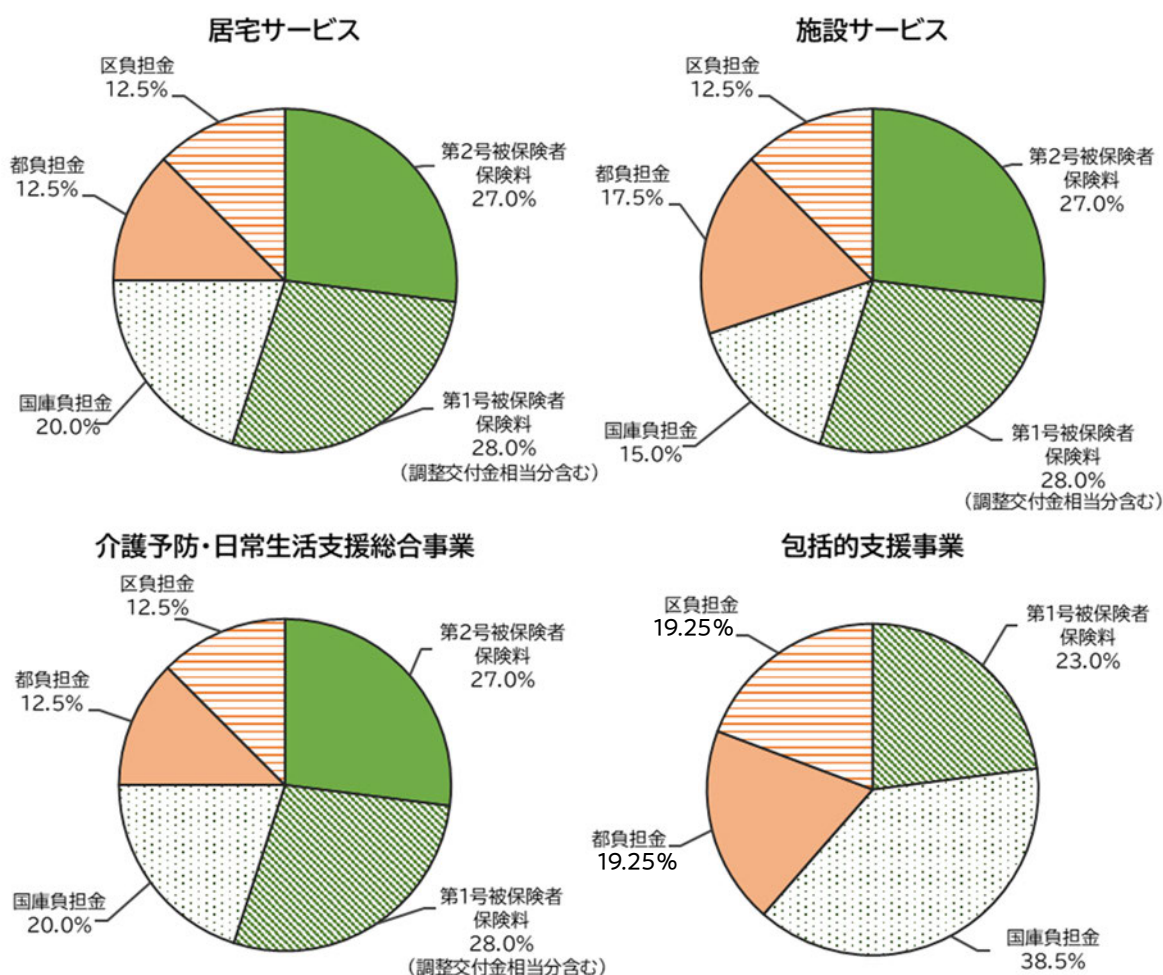
② 介護保険の財源

保険給付費の総額は、約 554 億円となる見込みです。

介護保険の財源は、「被保険者の利用料（１割から３割負担）」「６５歳以上の高齢者（第１号被保険者）の保険料」「４０歳から６４歳までの人（第２号被保険者）の保険料」「公費（国、東京都、区）」で分担して負担する仕組みとなっています。

介護給付費の財源構成については、平成 30（2018）年度から、第１号被保険者の負担割合は 23%となっています。また、調整交付金については、保険者ごとの所得分布状況に係る調整機能が強化され、不交付となることが想定されるため、第１号被保険者の負担割合が 28%となる見込みです。

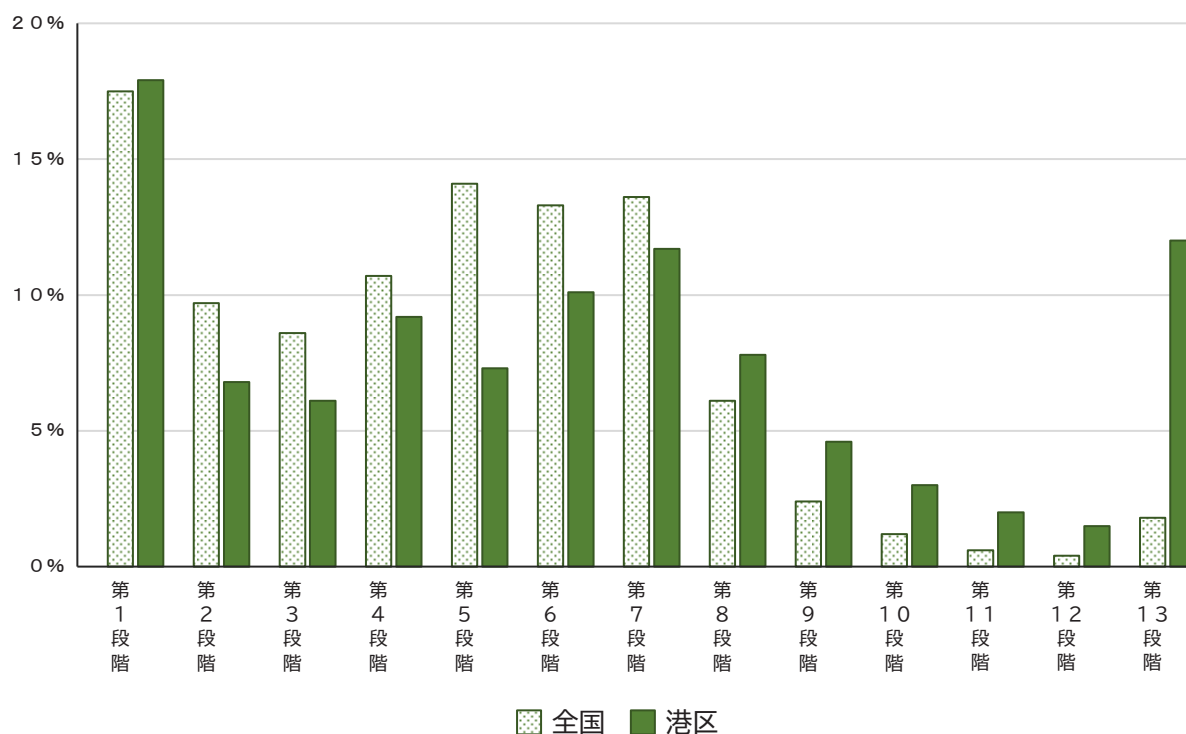
【第９期計画期間の介護保険財源の負担割合】



国は今回の制度改正で、所得の低い人の保険料上昇の抑制を図るため、国の標準的な所得段階を9段階から13段階とします。

これを受け、区は国と同様に所得の低い人（第1段階から第3段階）の保険料上昇の抑制を図るため、所得の高い人の所得区分（第17段階）を3つの段階に細分化して、所得段階を第8期計画の17段階から19段階としました。

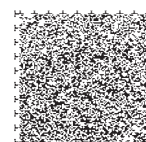
【所得段階別第1号被保険者数の推計（港区と全国の比較）】



令和6年1月1日現在

	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
全 国	17.5%	9.7%	8.6%	10.7%	14.1%	13.3%	13.6%	6.1%	2.4%	1.2%	0.6%	0.4%	1.8%
港 区	17.9%	6.8%	6.1%	9.2%	7.3%	10.1%	11.7%	7.8%	4.6%	3.0%	2.0%	1.5%	12.0%

※全国の数値の時点は、令和5年12月22日付け事務連絡「第9期計画期間に向けた第1号保険料に関する検討について（見直し内容及び諸係数）」によるものです。



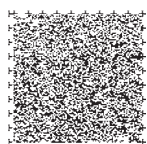
③ 介護保険料の基準額

令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の第9期計画期間における、介護（予防）サービス事業量の見込みに係る標準給付費及び地域支援事業費の合計は約554億円と見込まれます。これに、所得段階を19段階に設定、保険料収納率の見込みなどを踏まえて算定した第1号被保険者の保険料基準額は、年額76,800円、月額6,400円（第5段階）です。

【介護保険料所得段階別第1号被保険者数の推計】

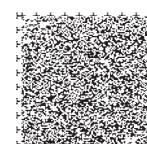
各年度1月1日現在 単位：人

所得段階	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
第1段階	8,409	8,598	8,774
第2段階	3,221	3,294	3,360
第3段階	2,934	3,001	3,062
第4段階	4,165	4,259	4,345
第5段階	3,376	3,452	3,522
第6段階	4,794	4,902	5,001
第7段階	4,132	4,225	4,311
第8段階	2,662	2,722	2,777
第9段階	2,855	2,919	2,978
第10段階	2,606	2,665	2,719
第11段階	2,080	2,127	2,170
第12段階	1,211	1,239	1,264
第13段階	1,329	1,359	1,386
第14段階	793	811	828
第15段階	812	831	847
第16段階	671	687	700
第17段階	329	336	343
第18段階	160	163	167
第19段階	412	423	431
合計	46,951	48,013	48,985



【第9期計画期間の介護保険料】

所得段階	対象者		保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付受給者 ・本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 ・世帯全員が住民税非課税で、本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80万円以下の人		第5段階 ×0.25	19,200円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80万円を超え、120万円以下の人	第5段階 ×0.45	34,560円
第3段階		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、120万円を超える人	第5段階 ×0.60	46,080円
第4段階	本人が住民 税非課税で 世帯員が 住民税課税	本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80万円以下の人	第5段階 ×0.80	61,440円
第5段階		本人の合計所得金額と公的年金等の収入金額を合わせて、80万円を超える人	第5段階 ×1.00	76,800円
第6段階	本人が 住民税課税	合計所得金額 125 万円未満の人	第5段階 ×1.05	80,640円
第7段階		合計所得金額 125 万円以上 190 万円未満の人	第5段階 ×1.10	84,480円
第8段階		合計所得金額 190 万円以上 250 万円未満の人	第5段階 ×1.20	92,160円
第9段階		合計所得金額 250 万円以上 350 万円未満の人	第5段階 ×1.40	107,520円
第10段階		合計所得金額 350 万円以上 500 万円未満の人	第5段階 ×1.60	122,880円
第11段階		合計所得金額 500 万円以上 750 万円未満の人	第5段階 ×1.95	149,760円
第12段階		合計所得金額 750 万円以上 1,000 万円未満の人	第5段階 ×2.40	184,320円
第13段階		合計所得金額 1,000 万円以上 1,500 万円未満の人	第5段階 ×2.90	222,720円
第14段階		合計所得金額 1,500 万円以上 2,000 万円未満の人	第5段階 ×3.40	261,120円
第15段階		合計所得金額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の人	第5段階 ×3.95	303,360円
第16段階		合計所得金額 3,000 万円以上 5,000 万円未満の人	第5段階 ×4.50	345,600円
第17段階		合計所得金額 5,000 万円以上 7,500 万円未満の人	第5段階 ×5.05	387,840円
第18段階		合計所得金額 7,500 万円以上 1 億円未満の人	第5段階 ×5.60	430,080円
第19段階		合計所得金額 1 億円以上の人	第5段階 ×6.15	472,320円



徴収調査員の活用などによる介護保険制度の理解促進と収納率の向上

保険料が未納となっている第1号被保険者に対して、介護サービスを受ける際に給付制限を受けることのないよう介護保険制度の理解促進と保険料の収納率向上を図るため、徴収調査員が直接訪問し、保険料の徴収を行っています。

また、キャッシュレス決済の導入に加え、納付困難者には丁寧な納付相談を行い、納め忘れのない口座振替やどの時間帯でも納付できるコンビニエンスストアでの納付案内などを行い、保険料の収納率向上を図り、安定的な介護保険制度の運営に努めます。

所得の低い人への配慮

所得の低い人の負担軽減のため、引き続き介護保険料及び介護サービス利用に伴う利用料に対する軽減策を実施します。

① 介護保険料の軽減

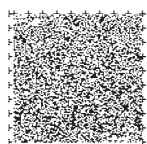
区は、第2期介護保険事業計画以降、国の標準乗率より低い乗率を設定し、区独自に負担の軽減を図ってきました。第9期介護保険事業計画においても、国よりも低い標準乗率を設定し、保険料の負担軽減を図ります。

また、所得段階が第2段階及び第3段階で収入要件等に該当する人を対象にした区独自の軽減措置も継続します。

② ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業

ア) 訪問系サービスを利用した場合の利用者負担額を 10%から3%に軽減します。

イ) 利用者負担額が月額 15,000 円を超えた場合に、4,800 円の範囲内で負担額の 1/2 を助成します。



(5) 介護保険事業の適正な運営



介護給付適正化

これまで、介護給付適正化については、主要5事業（「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「住宅改修・福祉用具点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」）の実施が求められていました。

第9期については、国の指針に基づき、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検及び住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」の3事業に再編されました。

区は、持続可能な介護保険制度となるよう効果的且つ効率的に介護給付の適正化を図っていきます。

① 要介護認定の適正化

認定調査票と特記事項の整合性や判断基準等を全件点検し、確認します。また、定期的に認定調査員研修を実施し、認定調査の質の向上を図ります。さらに介護認定審査会での判定について、全国や東京都の平均値を比較・分析した結果を合議体長会で情報共有し、要介護認定の平準化及び適正化に取り組みます。

※要介護認定の手順：①被保険者の申請、②認定調査員による訪問調査、③認定調査票、特記事項の作成、④コンピュータによる1次判定、⑤1次判定の結果と特記事項、及び主治医意見書を資料として介護認定審査会における2次判定。これらを経て、⑥認定結果を被保険者に通知します。

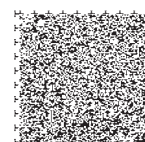
② ケアプラン点検及び住宅改修等の点検

ケアプランが、ケアマネジメントのプロセスを踏まえ、自立支援に資する適切な内容となっているかなどについて、主任ケアマネジャーなどで構成する評価チームが検証、確認を行うことで、ケアマネジャーに「気づき」を促すとともに、ケアプラン作成能力の向上を図ります。

また、利用者の状況を踏まえた適切な住宅改修及び福祉用具購入・貸与がなされるよう、改修工事施工前の工事見積書等、提出書類の点検を行い、利用者の状態に応じた適切な給付につなげていきます。

③ 縦覧点検・医療情報との突合

介護給付費の審査支払データを定期的に点検し、不適切な費用請求があった場合に介護サービス事業者に対して指導を行います。



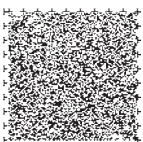
④ 介護サービス事業者に対する運営指導

区内の介護サービス事業者に対し、介護サービスの内容や介護報酬の請求等に関し、法令の適合状況を明らかにし、必要な指導・助言等を行います。

⑤ 介護給付費通知

介護保険の居宅サービスの利用者に対し、年2回介護サービスの給付費通知を送付し、利用した介護サービスの状況や請求に誤りがないか確認を行います。

※第8期では主要事業であった介護給付費通知については、第9期において任意事業とされました。今後については、必要性や効果について検討します。



第3章

障害者分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

障害の有無や特性にかかわらず、
本人や家族が自らの決定に基づき、
生涯を通じて安心して暮らせる地域共生社会

誰もが自分らしく心豊かに生活できるよう、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、地域全体に心のバリアフリーへの理解を深く浸透させます。

また、障害の特性や生活に即した障害福祉サービスを提供し、親なき後を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らせる生活環境を整備します。

さらに、障害児や障害者のいる家族の負担を軽減するため、サービスの担い手を確保するとともに、日中の居場所や移動支援を充実します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

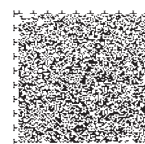
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
1 障害者が安全に 安心して暮らせ る環境の整備	(1) 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進	
	(2) 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上	
	(3) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実	 
	(4) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実	
2 障害者と家族が地 域で暮らし続ける ためのサービスの 充実	(1) 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備	
	(2) 日常生活を支えるサポート体制の強化	
	(3) 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実	   
	(4) 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	
	(5) 事業者によるサービスの量の確保と質の向上	
3 特別な配慮の必要 な子どもへの支援	(1) 児童発達支援センターを中心とした支援の充実	
	(2) 家族が安心して就労できる環境の整備	
	(3) 地域全体で支える発達支援体制の強化	
4 障害特性に応じて 就労できる仕組み づくり	(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化	
	(2) あらゆる手段を活用した就労支援の推進	
■ 障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて		
1 障害者数の推移		
2 サービスの見込量	(1) 障害福祉サービス等の見込量	
	(2) 障害児サービスの見込量	
	(3) 地域生活支援事業の見込量	

【関連計画 凡例】



：港区住宅基本計画



：港区バリアフリー基本構想



：港区地域防災計画



：港区文化芸術振興プラン



：港区学校教育推進計画



：港区スポーツ推進計画



：港区生涯学習推進計画

関連計画等の詳細



具体的な取組

- | | |
|--------------------------------|------------------------|
| ① 差別解消の取組の推進 | ② 心のバリアフリーの推進 |
| ③ 意思決定支援の促進 | ④ 虐待防止に関する取組の推進 |
| ① 障害特性に応じた意思疎通支援の推進 | ② 手話言語の理解促進 |
| ③ 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実 | |
| ① 住まいのバリアフリー化の支援 | ② バリアフリー化の計画的な推進 |
| ③ 安心して外出できる環境の整備 | |
| ① 新たな感染症などの危機から障害者を守る支援の強化 | ② 障害者の災害時支援体制の整備 |
| ③ 防災意識の向上の取組の推進 | |
| ① 障害者グループホームの整備 | ② 障害者の住まいの確保 |
| ③ 短期入所の充実 | |
| ① 包括的な相談支援体制の強化 | ② 地域生活支援拠点における支援の充実 |
| ③ 日常生活を営むために必要な支援の充実 | |
| ① 障害者スポーツ・文化芸術イベント等の振興 | ② 余暇活動の充実 |
| ① 日中に安心して過ごせる場の確保 | ② 家族に対する相談支援、情報発信の強化 |
| ① 障害福祉サービス等事業所の参入促進、運営支援 | ② サービス提供の担い手の確保、人材育成支援 |
| ① 子どもの成長過程に応じた通所支援の充実 | ② 学齢期の放課後対策の充実 |
| ③ 発達支援を必要としている子どもへの適切な環境整備 | |
| ① 施設間における送迎支援の充実 | ② 子どもを安全に預けられる場の確保 |
| ① 民間事業者の育成支援 | ② 地域の中で自分らしく過ごせる体制の整備 |
| ① 福祉施設から一般就労への移行の推進 | ② 障害者の希望に沿った就労支援の強化 |
| ③ 障害者の就労支援ネットワークの強化 | |
| ① デジタル技術を活用した就労機会の確保 | ② 多様な手法による受注機会の拡大 |

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

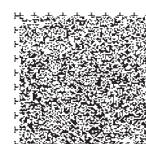
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



2 障害者分野の施策

施策1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 安心して外出できる生活環境の整備



障害特性により「外出時に困ったときにどうすればいいか心配になる。」「建物や道路の構造・設備に係る利便性に困る。」「突然、心身の変化が起こることが心配になる。」など不安を抱えている人がいます。

障害者が、安心して外出できる生活環境の整備が必要です。

(2) 障害者による情報の取得利用・意思疎通のしやすさの向上



令和4(2022)年5月に公布・施行された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を踏まえ、障害者があらゆる活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が可能な環境が求められています。

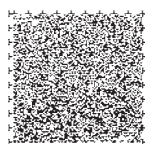
デジタル技術など多様な手段を活用し、障害特性に応じた情報の取得利用、意思疎通ができる仕組みや環境の整備が必要です。

(3) 災害や感染症等からの危機に対する不安解消に向けた取組の充実



大規模な災害が発生した際の避難所等で不安を感じることで、備蓄の確保、障害特性を理解する職員がいるか、避難所等までの移動、集団生活を送れるかなどが多くあげられています。また、新型コロナウイルス感染症が感染拡大した際には、多くの障害者が、心身に不調を抱えていたことが確認できました。

災害時に障害者を守るための体制の整備や、障害者が抱える日常生活の困りごとを解消できる相談支援体制の強化が必要です。



施策の考え方

障害者への不当な差別や社会的障壁を払拭し、障害の有無や特性にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせるよう、地域社会における心のバリアフリーへの理解を深めるための取組や、障害者の意思決定支援など権利擁護の取組を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上に取り組めます。

また、障害者が暮らしやすい住まいや施設となるようバリアフリー化を推進するとともに、災害時などに必要なサービスの提供ができるよう、非常時の支援態勢の強化に取り組めます。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

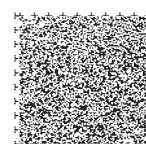
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進



区民、企業、商店など地域で生活する全ての人が、心のバリアフリーへの理解を深めるための取組を推進するとともに、障害者に対する虐待防止や権利擁護の推進、早期発見・早期対応を図るため、相談支援体制の連携強化に取り組みます。

具体的な取組

① 差別解消の取組の推進

令和6(2024)年4月1日から改正障害者差別解消法(※)が施行され、事業者による障害者への合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、区内の企業や商店などに対し、法のより一層の理解浸透に向けた啓発活動に取り組みます。

② 心のバリアフリーの推進

障害者への理解を深め、地域住民との交流の場となる「障害者週間記念事業」などを開催するとともに、社会的な認知度が低く外見から分かりにくい高次脳機能障害なども含め、様々な障害の特性や必要な配慮に関する情報を発信します。

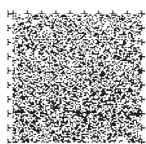
③ 意思決定支援の促進

障害者の権利擁護のため、地域の関係機関と連携した成年後見制度の理解促進や相談しやすい体制の強化に取り組むとともに、障害福祉サービス事業所に、研修や講演会を通じて、障害者の意思決定を尊重したサービスの提供を促進します。

④ 虐待防止に関する取組の推進

障害福祉サービス事業所に、令和5(2023)年度に改定した虐待防止マニュアルを活用した周知啓発や研修を実施するとともに、障害者への虐待が懸念される場合には、区の虐待防止センターが関係機関と連携し、虐待防止に取り組みます。

※改正障害者差別解消法：障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律



(2) 障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上



障害者が必要な情報を取得し、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、中途障害も含めあらゆる障害の特性に応じた多様な意思疎通支援に取り組むとともに、新たな技術を積極的に活用しながら情報アクセシビリティの向上を図ります。

具体的な取組

① 障害特性に応じた意思疎通支援の推進

プッシュ通知で障害者向けの情報を配信するアプリの運用や、区の動画への手話ワイプの表示、音声による読み上げ機能の活用など、中途障害も含め障害の特性に応じた多様な意思疎通支援に取り組めます。

② 手話言語の理解促進

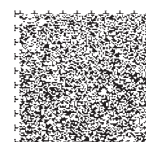
拡充

区民や区内事業者等に対し、自己紹介や挨拶などの手話表現をまとめた啓発冊子や動画を制作し、周知するとともに、手話講習会を開催し手話通訳者の育成、確保に取り組むなど、手話言語の普及・啓発、理解促進に努めます。

③ 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実

拡充

デジタル技術を活用し、音声が表示されるディスプレイの区の窓口への導入や、区の講演会等における音声を文字化した表示機器の活用など、障害者が必要な情報を円滑に取得できる、情報アクセシビリティの向上を図ります。



(3) 障害者が暮らしやすい生活環境の充実



障害者が自宅や住み慣れた地域で安全に安心して快適に生活できるよう、住まいのバリアフリー化を支援するとともに、公共施設や公共交通機関における計画的なバリアフリー化、安心して外出できる環境の整備に取り組みます。

具体的な取組

① 住まいのバリアフリー化の支援

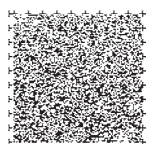
重度の障害者が自宅で快適に自立した生活を送ることができるよう、電動式ドア開閉装置や階段昇降機の設置など、住まいのバリアフリー化を支援します。

② バリアフリー化の計画的な推進

誰もが安全に安心して快適に移動できる都市空間を形成するため、「港区バリアフリー基本構想」に基づき、公共施設や公共交通機関における段差解消や点字ブロックの配置など、バリアフリー化を計画的に推進します。

③ 安心して外出できる環境の整備

区立施設のトイレに、障害者が横になれるユニバーサルシートの設置を進めるとともに、慣れない場所などで不安になる方が気分を落ち着かせるためのスペースの設置を検討するなど、安心して外出できる環境を整備します。



(4) あらゆる危機から障害者を守る支援の充実



新たな感染症や災害などから障害者を守るため、事業所が必要なサービスを継続的に提供できる体制を整備するとともに、災害時における福祉避難所の運営態勢の強化や障害者や家族の防災意識の向上に取り組めます。

具体的な取組

① 新たな感染症などの危機から障害者を守る支援の強化

専門アドバイザーの活用などにより、障害福祉サービス事業所が、非常時に障害者に必要なサービスを提供できるBCPの策定を促進するとともに、障害者の不安などの相談に適切に応じる相談支援体制を強化します。

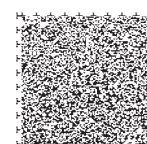
② 障害者の災害時支援体制の整備

障害者の避難場所となる福祉避難所の運営マニュアルを改定するとともに、障害福祉サービス事業所と協定を締結し、日頃から事業所を利用する障害者の安否確認や福祉避難所に事業所職員を応援派遣する態勢を確立します。

③ 防災意識の向上の取組の推進

拡充

災害時に障害者の生命を守るために、適切な避難方法や防災に必要な知識について動画や勉強会を通じて周知啓発するとともに、障害者が参加する防災訓練を実施するなど、障害者や家族の防災意識の向上に取り組めます。



施策2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 家族等の介助の負担軽減に係る取組や親なき後を見据えた支援の充実



障害者の介助は主に家族や親戚が担っており、一部の障害者は、高齢の介助者しか身近にいない状況にあります。また、家族からも介助の負担軽減を求める声や、将来の介助に対する不安の声が、区に寄せられています。

家族等の介助の負担軽減に向けた介護職員の確保や育成強化、親なき後を見据えた相談支援体制の強化や障害福祉サービスの充実が必要です。

(2) 希望する居住の場の確保と整備



将来的な居住の場として知的障害者と障害児はグループホーム、身体障害者は高齢者入所施設を求めており、特に、知的障害者は、入所施設と同等の支援体制を備えた日中サービス支援型グループホームを求めています。

グループホームをはじめ、将来的に安心して居住できる場の整備が必要です。

(3) 余暇活動の促進



障害者が豊かな生活を送るために、スポーツや文化芸術などの余暇活動を楽しむ機会の創出が求められていますが、身体的、金銭的理由や仲間がいないなどの理由で、余暇活動に参加できない障害者が一定数います。

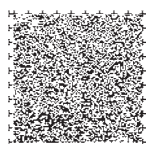
心身の健康づくりや社会参加につながる、余暇活動の場の確保が必要です。

(4) 日中に過ごせる施設の利用促進



区は、自宅以外でも障害者の意向に合わせ地域で活動できる場の充実に取り組んでいますが、日中過ごせる施設を利用していない人が多く、施設の利用方法などの情報が十分に届いていない可能性があります。また、施設において、相談しやすい体制や環境づくり、自立能力を向上するための取組が求められています。

相談しやすい環境や障害特性に合わせたサービスを提供できる施設の確保、分かりやすい情報発信が必要です。



(5) 医療的ケアが必要な障害児や障害者への生活支援の充実



日常的に医療的ケアが必要な人は、今後の生活に不安を抱えており、家族の負担も増しています。また、看護師など対応できる職員の確保が難しいため、受け入れる入所施設やショートステイ等が不足しています。

日常的に医療的ケアが必要な障害児や障害者が安心して暮らせるための支援と家族の負担軽減への取組や、入所施設やショートステイ等において、障害特性への理解、介助のスキルの高い支援員の確保や資質向上に向けた育成支援が必要です。

【現在の居住の場】

調査対象	持ち家（一戸建て、集合住宅）	公共住宅（都営住宅、障害者住宅など）	民間賃貸住宅（一戸建て、集合住宅）	グループホーム	障害者入所施設	高齢者入所施設（特別養護老人ホームなど）	その他・無回答
身体障害者(n=1322)	57.5%	16.0%	21.1%	0.0%	0.4%	0.4%	4.7%
知的障害者(n= 249)	40.6%	14.5%	13.7%	12.9%	12.4%	1.2%	4.8%
精神障害者(n= 511)	39.5%	19.8%	33.5%	1.6%	0.6%	0.4%	4.7%
障害児(n= 199)	51.3%	11.1%	33.7%	-	0.5%	-	3.5%

注) 障害児には「グループホーム」と「高齢者入所施設」の選択肢はありません。

【将来的に希望する居住の場】

調査対象	持ち家（一戸建て、集合住宅）	公共住宅（都営住宅、障害者住宅など）	民間賃貸住宅（一戸建て、集合住宅）	グループホーム	障害者入所施設	高齢者入所施設（特別養護老人ホームなど）	その他・無回答
身体障害者(n=1322)	40.3%	17.8%	6.3%	3.7%	2.2%	12.5%	17.2%
知的障害者(n= 249)	15.7%	8.8%	2.4%	32.6%	20.1%	2.0%	18.4%
精神障害者(n= 511)	36.8%	29.0%	14.5%	3.0%	1.2%	3.5%	12.1%
障害児(n= 199)	35.2%	13.1%	6.0%	28.1%	5.0%	-	12.5%

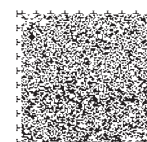
注) 障害児には「高齢者入所施設」の選択肢はありません。

施策の考え方

障害者と家族が、親なき後も見据え、安心して地域で暮らし続けられるよう、障害特性に合わせた住まいの整備、障害者の日常生活を支援するために必要なサービスの量の確保と質の向上、包括的な相談支援体制の強化に取り組めます。

また、障害者の豊かな生活を支援するために、スポーツ、文化芸術や余暇活動など自分の好みに合わせた活動をしやすい環境を整備します。さらに、医療的ケアが必要な障害児や障害者のライフステージに応じた支援を充実するとともに、家族に対して寄り添った相談支援ができるよう体制を強化します。

(内訳)		
調査対象	従来型グループホーム	日中サービス支援型グループホーム
身体障害者(n=1322)	1.0%	2.7%
知的障害者(n= 249)	15.3%	17.3%
精神障害者(n= 511)	1.0%	2.0%
障害児(n= 199)	19.1%	9.0%



小項目と具体的な取組

(1) 地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備



障害者グループホームの着実な整備をはじめ、民間事業者によるグループホームの設置促進や区立住宅等を活用した住居の確保に向けた検討を行うなど、障害者の地域移行や親なき後の住まいの確保を支援します。また、医療的ケアが必要な障害者も含めた、短期入所の充実に取り組みます。

具体的な取組

① 障害者グループホームの整備 計画事業

拡充

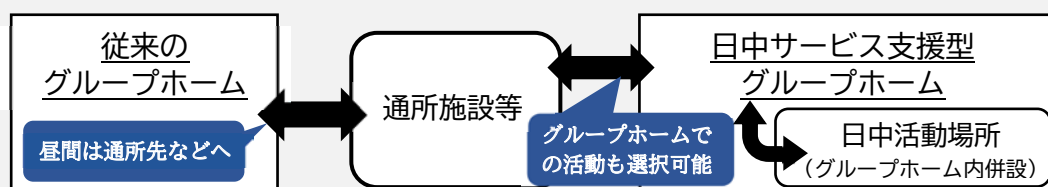
障害者が、職員の支援を受けながら施設内で生活できる日中サービス支援型グループホームを整備するとともに、区立障害者グループホームの整備及び民間事業者によるグループホームの整備を支援します。

目標		現況	後期実施内容			
令和8年度末		令和5年度末	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
全体	個別施設					
障害者グループホーム 完成3施設 (計16施設 定員100名)	—	12施設 定員80人	14施設 定員90人	15施設 定員96人	16施設 定員100人	
	南青山二丁目1施設 (知的・定員5人)		完成			
	芝浦四丁目1施設 (知的・定員6人)			完成		
	南青山二丁目1施設 (精神・定員5人)		完成			
日中サービス支援型 グループホーム	南麻布三丁目1施設 (定員20人) ※令和10年度完成予定					建設中

調査 設計 - - - - - 建設中 —————→

◆障害者グループホーム◆

従来のグループホームは、昼間は通所施設等に通い、夜間に日常生活の支援を受ける施設です。日中サービス支援型グループホームは、昼間に通所施設等へ通えない方であっても施設内において、常時、介護を受けることができる、重度障害者を想定した、新タイプの施設です。



② 障害者の住まいの確保

障害者住宅における適正な管理・運営や車椅子住宅の整備を促進するとともに、障害者が民間賃貸住宅などへ円滑に入居ができるよう、住宅部門と連携し、居住支援協議会を活用した情報共有など、住まいの確保に向けた支援を推進します。

③ 短期入所の充実

障害者の生活体験、緊急受入れ、家族のレスパイトなど多様な機能を果たすため、看護師など医療職員の体制をさらに充実させ、医療的ケアが必要な障害者も含めた、短期入所の受入れを積極的に進めます。

(2) 日常生活を支えるサポート体制の強化



障害者が安心して日常生活を送ることができるよう、障害者や家族が相談しやすい体制の強化や親なき後の生活を想定したプランの作成支援に取り組むとともに、障害特性に合わせた日常生活に必要なサービスを充実します。

具体的な取組

① 包括的な相談支援体制の強化

障害者や家族の相談に応じ、アウトリーチによる適切な支援につなげられるよう、相談支援事業所連絡会での事例検討等を重ね、総合支所、障害者基幹相談支援センター、相談支援事業所等による包括的な相談支援体制を強化します。

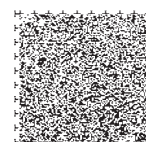
② 地域生活支援拠点における支援の充実

障害者が親なき後も充実した生活が送れるよう、区の地域生活支援拠点コーディネーターが障害者や保護者と一緒に本人の意向を確認しながら、日中の活動や住まいなど、親なき後の生活を想定したプランの作成を支援します。

③ 日常生活を営むために必要な支援の充実

拡充

障害者の重度化や高齢化を見据え、障害特性に応じた生活介護の区立施設や民間事業所の拡充に取り組むとともに、居宅介護、移動支援などを提供する事業所に対して、運営に関する支援策を充実し、新規開設や安定的な運営を支援します。



(3) 障害者が自分らしく豊かな生活を送るための支援の充実



障害者が住み慣れた地域において、人々との交流を深めながら、興味、関心のあるスポーツや文化芸術、学習、レクリエーションなどの余暇活動を気軽に楽しめるよう、環境づくりに取り組みます。

具体的な取組

① 障害者スポーツ・文化芸術イベント等の振興

障害者の健康増進を図るためのスポーツ教室を開催するほか、ボッチャやサッカーなど障害者が気軽にスポーツを楽しめる場を提供するとともに、障害者が制作した絵画等の展示会など、障害者の文化芸術活動の機会を創出します。

② 余暇活動の充実

新規

知的障害者がレクリエーション等の活動を行う「いちょう学級」を実施するほか、障害者が、着物の着付け体験や合唱等の関心のある活動を行う機会の提供など、障害者の余暇活動の充実に取り組みます。

(4) 医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実



医療的ケアが必要な障害児や障害者が日中に過ごせる場の確保など、子どもから大人までライフステージに応じて利用できるサービスを充実するとともに、家族に対して、相談しやすい支援体制や分かりやすい情報発信の強化に取り組みます。

具体的な取組

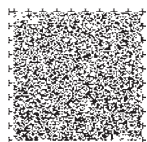
① 日中に安心して過ごせる場の確保

拡充

医療的ケアが必要な障害児や障害者が利用できる保育園、児童発達支援や放課後等デイサービス、生活介護の事業所を充実します。また、研修費用の支援を通じて、医療的ケアを提供できるヘルパーを増やし担い手を確保します。

② 家族に対する相談支援、情報発信の強化

総合支所の福祉総合窓口や医療的ケアが必要な人へのコーディネーターが連携し、家族に対する相談支援体制を強化します。また、区ホームページ等で、家族が必要な情報を的確に分かりやすく発信します。



(5) 事業者によるサービスの量の確保と質の向上



今後増加が見込まれる障害福祉サービス等に対応できるよう、区の事業実施に加え、運営支援の充実により事業所の参入を促進します。また、事業の実施方法の見直しや研修費用の助成等により、事業者によるサービスの量の確保と質の向上に取り組みます。

具体的な取組

① 障害福祉サービス等事業所の参入促進、運営支援

新規

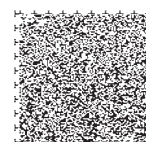
拡充

障害児の発達支援や保護者の就労支援のニーズが高い放課後等デイサービス事業所の参入を促進するため、開設に係る支援を行います。また、障害者等の生活相談に応じる相談支援事業者等に運営支援を行います。

② サービス提供の担い手の確保、人材育成支援

拡充

障害児の登下校時間帯のニーズの高い移動支援事業について、従事者の資格要件及び実施方法を見直すとともに、同行援護や行動援護等の従業者向け研修受講の支援の拡充により、サービス提供の担い手を確保し、質の向上を図ります。



施策3 特別な配慮の必要な子どもへの支援

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) 児童発達支援センターが担う地域の発達支援体制の強化



障害児への支援に対するニーズが増加・多様化しており、児童発達支援センターを中心とした地域の障害児通所支援の体制整備、子どもの成長過程に応じた支援の充実などが今まで以上に求められています。

児童発達支援センターが担う本人や家族への支援の充実、地域の発達支援体制の強化が必要です。

(2) 障害児の保護者の就労支援の充実



障害児の保護者の就労のため、子どもの居場所や移動支援、特に、放課後や長期休業中の居場所や放課後等デイサービスの送迎が求められています。

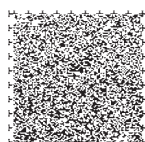
障害児の保護者等が安心して就労するために、子どもの居場所の確保や移動支援の充実が必要です。

(3) 障害児の特性に応じた障害児通所支援の充実



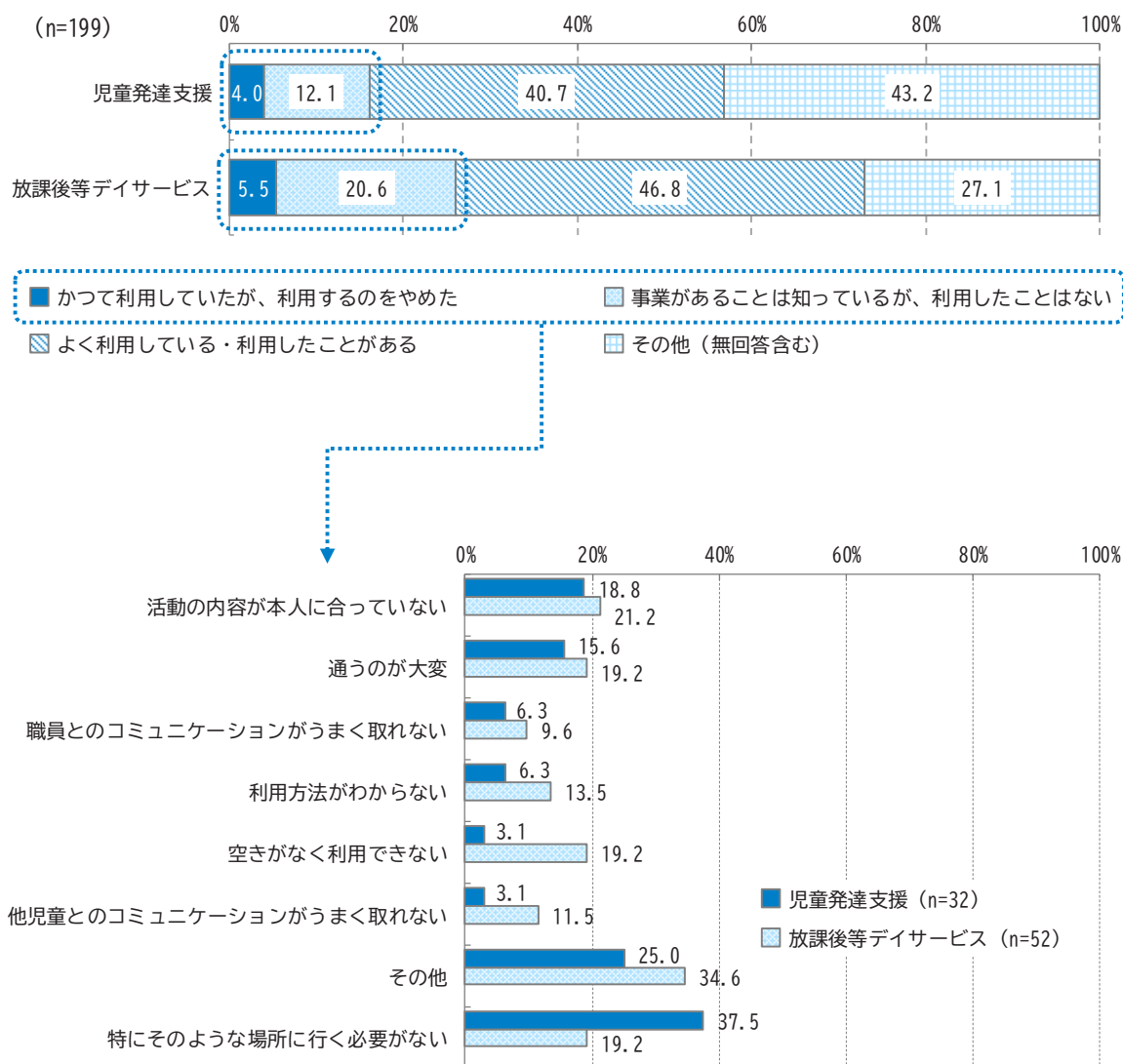
児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援について、活動内容が障害児本人に合わず、利用するのをやめたり、又は利用したことがない子どもがいる状況です。

障害児の特性に合わせた幅広い、専門性の高い支援を提供する事業所の職員の育成・確保が必要です。



【就学前における発達支援の場の利用状況（上グラフ）】

【利用するのをやめた、または利用したことがない理由（下グラフ）】

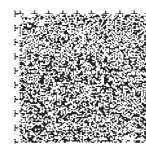


出典：港区「くらしと健康の調査」（令和4（2022）年度）

施策の考え方

障害児が成長過程に応じた適切な支援を受けられるよう、児童発達支援センターが中心となり、民間事業所等との連携を強化しながら、総合的な相談支援体制の構築や障害児に対する質の高い通所支援に取り組みます。

また、学校など施設間の移動支援の充実や放課後等に子どもが安全に過ごせる居場所の確保などにより、家族が安心して就労できる環境の整備に取り組みます。



小項目と具体的な取組

(1) 児童発達支援センターを中心とした支援の充実



地域の中核的な発達支援施設である児童発達支援センターが中心となり、民間事業所や保育園等との連携を強化しながら、障害児が成長過程に応じた効果的な支援を受けられるよう、相談支援や通所支援などの発達支援の充実に取り組みます。

具体的な取組

① 子どもの成長過程に応じた通所支援の充実

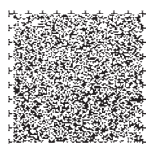
医療的ケア児への区立元麻布保育園との併用通所や、週5日の通所支援に加え、子どもの特性に合わせた週2日の通所クラスの実施とともに、個別支援の実施場所の拡大を検討するなど、子どもの成長過程に応じた通所支援を充実します。

② 学齢期の放課後対策の充実

学齢期の児童を中心とした放課後対策を充実するため、放課後等デイサービス事業について、子どもの発達や保護者からの相談内容に応じて支援内容や期間を柔軟に調整するなど、丁寧に寄り添いながら支援の充実に取り組みます。

③ 発達支援を必要としている子どもへの適切な環境整備

発達に不安のある親子が気軽に相談できるよう、保健所や区有施設のスペースを活用したアウトリーチ型の相談の場を設けるとともに、児童発達支援センターの通所支援等へのニーズに対応できるよう、受入定員の拡大などを検討します。



(2) 家族が安心して就労できる環境の整備



特別な配慮が必要な子どもに対する学校から通所施設など施設間の送迎支援や長期休業中の居場所の確保などにより、本人への支援はもとより、家族が安心して就労できる環境整備に取り組めます。

具体的な取組

① 施設間における送迎支援の充実

拡充

送迎支援の担い手である移動支援事業所の参入促進や1人のヘルパーで複数の子どもを送迎できるグループ支援型の移動支援を実施するとともに、民間事業者の車両を活用した送迎支援の実施を検討するなど、施設間の送迎を支援します。

② 子どもを安全に預けられる場の確保

拡充

放課後等デイサービス事業所や日中一時居場所提供事業における事業所の参入促進を図るとともに、学童クラブや子ども中高生プラザなどでも受け入れる体制を整えることで、子どもを安全に預けられる場を確保します。

(3) 地域全体で支える発達支援体制の強化



特別な配慮が必要な子どもに対し、成長過程に応じて適切に支援するため、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所や児童を支援する関係機関が、それぞれ連携を深め、地域全体で支える発達支援体制の強化に取り組めます。

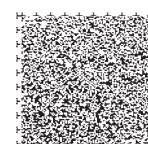
具体的な取組

① 民間事業者の育成支援

特別な配慮が必要な子どもが成長過程に応じて、適切な発達支援を受けられるよう、児童発達支援センターが障害児通所支援事業所に研修等を行うことで、質の高いサービスを提供できる民間事業者の育成支援に取り組めます。

② 地域の中で自分らしく過ごせる体制の整備

特別な配慮が必要な子どもが保育園、幼稚園、学校で自分らしく過ごせるよう、職員の加配や障害特性の理解促進に取り組むとともに、児童発達支援センターと児童を支援する関係機関が連携し、地域全体の発達支援体制を強化します。



施策4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 障害の特性に対する理解促進



障害者が仕事上で困っていることとして、職場でのコミュニケーションがうまく取れないことがあげられています。また、新しい仕事に就いたり仕事を継続するために、障害の特性に応じた仕事の紹介が求められています。

障害の特性に応じた就労支援や職場に対する障害の理解促進が必要です。

(2) 障害の特性に応じた就労支援の充実



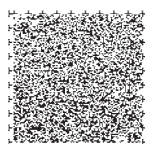
障害者の就労には、企業等に就職をする一般就労や、就労継続支援事業所（A型・B型）に通所して必要な支援を受けながら就労する福祉的就労があります。

令和5(2023)年度から障害者雇用率が段階的に引き上げられており、就労する障害者の増加が見込まれる中、定期的な通院や健康管理と仕事との両立に課題がある障害者もいるなど、障害の特性に応じた多様な働き方で就労できる環境づくりと定着支援が必要です。

施策の考え方

障害者が自分の意向や特性にあった就労を選択できるよう、一般就労を希望する障害者に対して、就労移行支援などの支援を充実するとともに、1時間から働ける超短時間雇用の促進など、障害特性や障害者の高齢化に応じた働き方を支援します。

また、就労継続支援事業所での就労を希望する障害者に対しては、デジタル技術を活用した就労機会の確保、障害者就労施設等からの優先調達や共同受注の仕組みの活用など、働きがいのある仕事の創出や賃金、工賃の向上につなげていきます。



小項目と具体的な取組

(1) 一般就労への移行と就労定着支援の強化



一般就労を希望する障害者が、自分らしく働き続けられるよう、地域の就労支援事業所のネットワークを強化し、就労移行支援、就労定着支援などを充実するとともに、超短時間雇用の促進など障害特性や障害者の高齢化に応じた働き方を支援します。

具体的な取組

① 福祉施設から一般就労への移行の推進

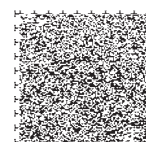
区の障害者就労支援センターが、障害者に対し、就労や定着支援に向けた支援を強化するとともに、企業等に対し、障害の理解促進や職場で必要な配慮を伝えるなど、福祉施設から一般就労への移行を推進します。

② 障害者の希望に沿った就労支援の強化

障害者就労支援センター等が障害者の希望や特性に合った仕事を探して就労の選択肢を提供できる支援を強化するとともに、超短時間雇用の促進し、障害特性や障害者の高齢化に応じた働き方を支援します。

③ 障害者の就労支援ネットワークの強化

障害者就労支援センターが中心となり、就労移行支援事業所の支援内容等の情報を共有するとともに、ハローワークや障害者を雇用している企業と連携し、一般就労の現状に係る勉強会に取り組むなど、就労支援ネットワークを強化します。



(2) あらゆる手段を活用した就労支援の推進



就労意欲のある障害者が、障害の特性や職務の適性に応じた多様な働き方を選択でき、賃金や工賃の向上につなげられるよう、新たな技術を活用した就労機会の確保や、多様な手法を用いた障害者就労施設等からの受注機会の拡大を図ります。

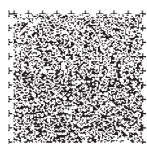
具体的な取組

① デジタル技術を活用した就労機会の確保

区が就労継続支援事業所に対して、自宅から操作できる分身ロボットの活用やデジタル技術を活用した商品開発の経費助成をすることで、仕事のメニューを拡大し、障害特性に合わせた就労機会を確保します。

② 多様な手法による受注機会の拡大

区が、障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するとともに、障害者就労支援センターが中心となり、設備面や人員体制等の理由から単独の事業所での受注が困難な仕事を、複数の事業所が共同で受注する取組を推進します。



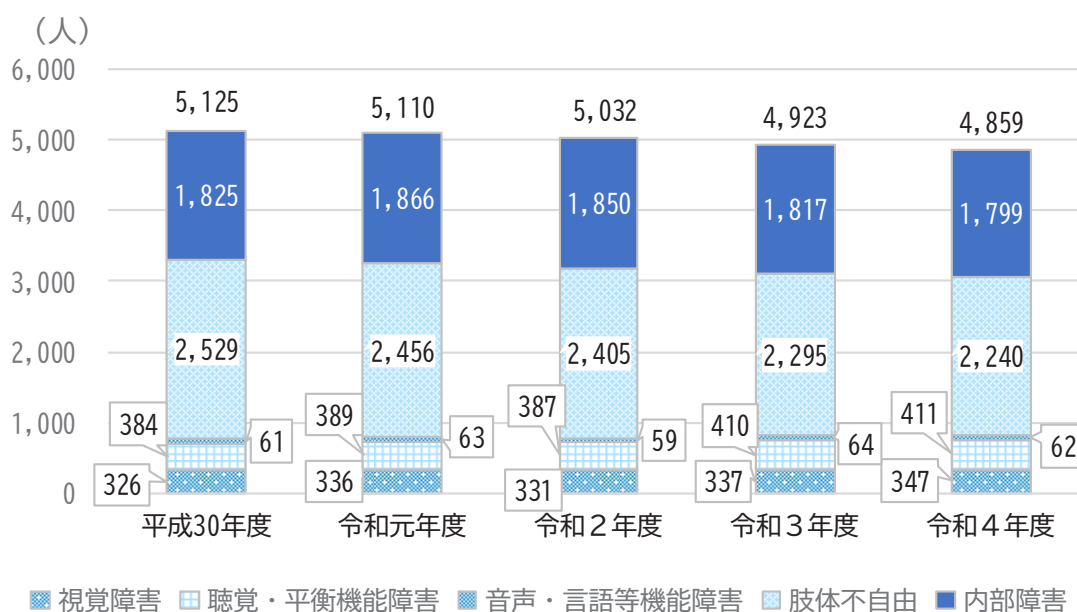
■ 障害福祉サービス等の円滑な実施に向けて

1 障害者数の推移

① 身体障害者手帳所持者

平成 30（2018）年度末に 5,125 人だった身体障害者手帳の所持者数は、令和 4（2022）年度末には 4,859 人となり、減少傾向にあります。障害種類別の内訳をみると、肢体不自由が大幅に減少しています。

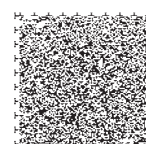
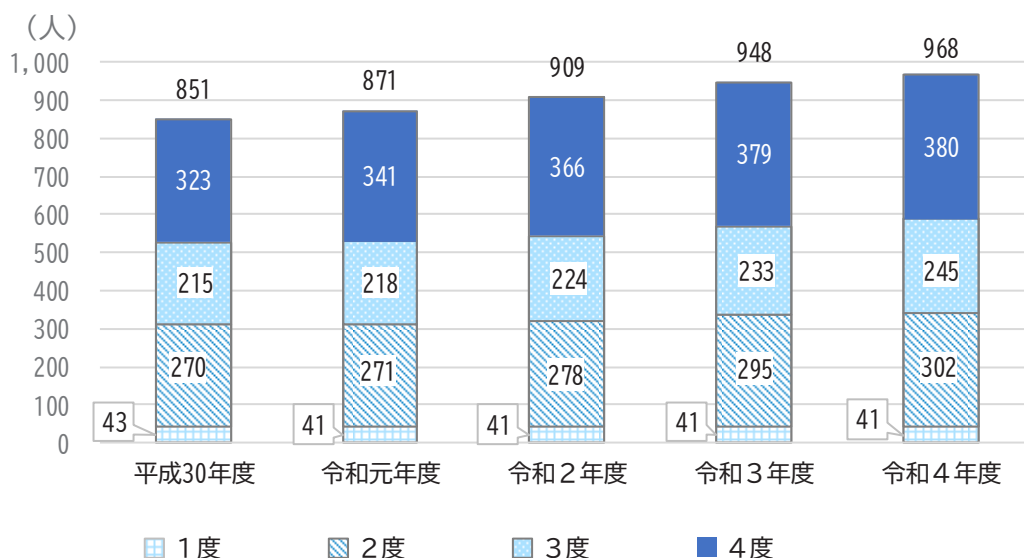
【障害種類別 身体障害者手帳所持者数の推移】



② 愛の手帳所持者

平成 30（2018）年度末に 851 人だった愛の手帳の所持者数は、令和 4（2022）年度末には 968 人となり、増加傾向にあります。

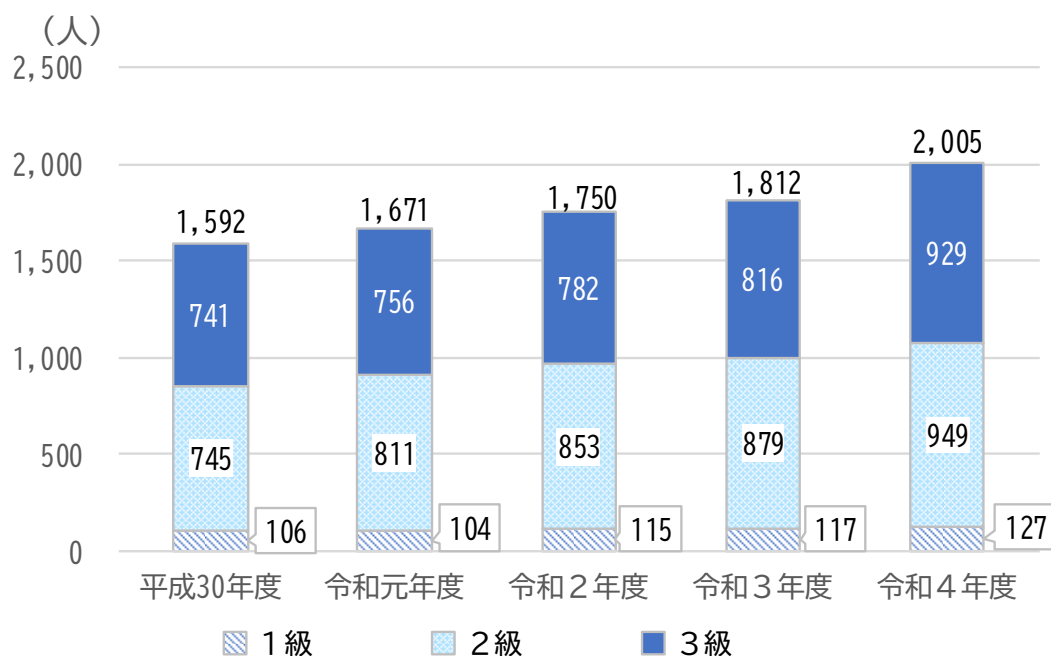
【障害程度別 愛の手帳所持者数の推移】



③ 精神障害者保健福祉手帳所持者

平成 30（2018）年度末に 1,592 人だった精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和 4（2022）年度末には 2,005 人となり、増加傾向にあります。障害程度別の内訳をみると、2 級及び 3 級が大幅に増加しています。

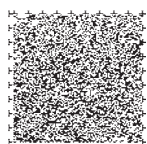
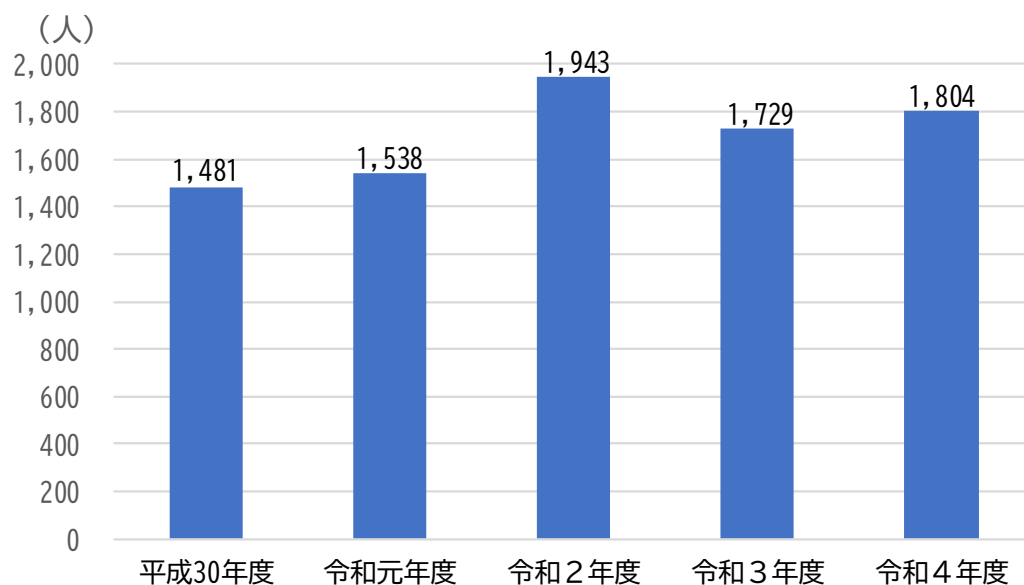
【障害程度別 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



④ 難病等医療費助成認定者

平成 30（2018）年度末に 1,481 人だった難病等医療費助成認定者は、令和 4（2022）年度末には 1,804 人となり、増加傾向にあります。なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症により、通常は年 1 回実施される更新審査を猶予したことから、資格を失う人がいなかったため、1,943 人と大幅に増加しています。

【難病等医療費助成認定者の推移】



2 サービスの見込量

令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に定める各サービスの見込量を算出しております。

なお、各事業の見込量は、人口や障害者手帳所持者数の推移、各事業の決算実績、サービス事業所の設置状況などを踏まえ、算出しています。

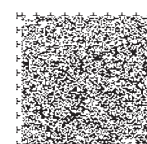
※月延時間数=利用者1人当たりの1月の平均利用時間数×利用者数

※月延数=利用者1人当たりの1月の平均利用日数×利用者数

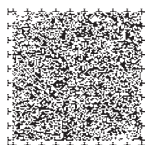
(1) 障害福祉サービス等の見込量



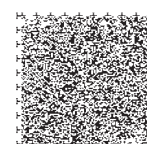
事業	指標	現状	見込			
		令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度	
福祉施設から一般就労への移行等						
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行	一般就労者数	35	35	35	35	
訪問系サービス						
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	月延時間数	23,980	24,435	24,899	25,372	
	利用者数	607	618	629	640	
日中活動系サービス						
生活介護※ 1	月延数	5,529	5,605	5,681	5,871	
	利用者数	291	295	299	309	
自立訓練（機能訓練）	月延数	189	195	195	195	
	利用者数	21	21	21	21	
自立訓練（生活訓練）	月延数	272	272	272	272	
	利用者数	17	17	17	17	
就労移行支援	月延数	1,260	1,320	1,380	1,455	
	利用者数	84	88	92	97	



事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
就労継続支援 A 型	月延数	561	578	595	612	
	利用者数	33	34	35	36	
就労継続支援 B 型	月延数	3,185	3,302	3,419	3,536	
	利用者数	245	254	263	272	
就労定着支援	利用者数	24	25	26	27	
療養介護	利用者数	21	21	22	22	
短期入所（合計）※2	月延数	725	747	764	779	
	利用者数	148	158	168	178	
短期入所（福祉型）	月延数	713	729	740	749	
	利用者数	144	152	160	168	
短期入所（医療型）	月延数	12	18	24	30	
	利用者数	4	6	8	10	
居住系サービス						
自立生活援助	利用者数	3	3	3	3	
共同生活援助※3	利用者数	185	195	205	215	
施設入所支援	利用者数	162	164	166	168	
地域生活支援拠点等	会議回数	12	12	12	12	
相談支援						
計画相談支援	利用者数	1,311	1,376	1,444	1,516	
地域移行支援	利用者数	4	4	4	4	
地域定着支援	利用者数	2	2	2	2	



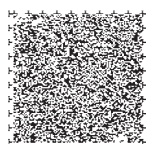
事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
発達障害者等に対する支援						
発達障害者支援地域協議会の開催	回数	0	1	1	1	
発達障害者支援センターによる相談支援	利用者数	1,617	1,743	1,879	2,026	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	開催回数	1	1	1	1	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	参加人数	15	15	15	15	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	評価実施回数	1	1	1	1	
精神障害者の地域移行支援	利用者数	3	3	3	3	
精神障害者の地域定着支援	利用者数	2	2	2	2	
精神障害者の共同生活援助	利用者数	75	77	82	84	
精神障害者の自立生活援助	利用者数	3	3	3	3	
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数	14	14	15	15	
相談支援体制の充実・強化のための取組						
総合的・専門的な相談支援	有無	有	有	有	有	
地域の相談支援体制の強化	事業者への指導・助言件数	12	14	16	18	
	事業者への人材育成の支援件数	12	14	16	18	
	連携強化の取組の実施回数	12	12	12	12	
障害福祉サービスの質を向上させるための取組						
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	有無	無	無	無	無	
指導監査結果の関係市町村との共有	有無	有	有	有	有	
	回数	24	24	24	24	



(2) 障害児サービスの見込量



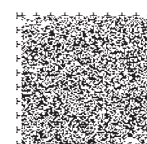
事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
障害児相談支援	利用者数	1,053	1,158	1,274	1,401	
児童発達支援	月延数	4,314	4,458	4,596	4,740	
	利用者数	719	743	766	790	
放課後等デイサービス※4	月延数	3,220	3,325	3,430	3,535	
	利用者数	460	475	490	505	
保育所等訪問支援	月延数	70	71	73	74	
	利用者数	51	52	53	54	
居宅訪問型児童発達支援	月延数	60	60	66	66	
	利用者数	10	10	11	11	
福祉型障害児入所施設	利用者数	5	5	6	6	
医療型障害児入所施設	利用者数	2	2	2	3	



(3) 地域生活支援事業の見込量



事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有	有	
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	
相談支援事業 (相談支援機能強化事業)	有無	有	有	有	有	
相談支援事業 (成年後見制度法人後見支援事業)	有無	無	無	無	無	
意思疎通支援事業 (手話通訳者派遣事業)	利用者数	90	93	96	99	
	利用回数	1,053	1,158	1,273	1,400	
意思疎通支援事業 (要約筆記者派遣事業)	利用者数	4	5	5	5	
	利用回数	105	130	135	140	
意思疎通支援事業 (手話通訳者設置事業)	有無	有	有	有	有	
日常生活用具給付等事業 (介護・訓練支援用具)	給付件数	17	17	18	18	
日常生活用具給付等事業 (自立生活支援用具)	給付件数	67	70	72	76	
日常生活用具給付等事業 (在宅療養等支援用具)	給付件数	30	31	31	32	
日常生活用具給付等事業 (情報・意思疎通支援用具)	給付件数	64	65	66	67	
日常生活用具給付等事業 (排せつ管理支援用具)	給付件数	3,131	3,150	3,160	3,170	
日常生活用具給付等事業 (居宅生活動作補助用具(住宅改修費))	給付件数	15	13	14	15	
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有	有	
点字・声の広報発行 (点字広報)	利用者数	18	18	18	18	
点字・声の広報発行 (声の広報)	利用者数	17	17	17	17	

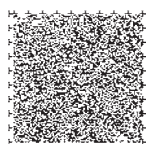


事業	指標	現状	見込			
		令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度	
移動支援事業※5	月延時間数	5,982	6,205	6,314	6,423	
	利用者数	391	398	405	412	
日中一時支援 (重度障害児)	実施回数	18	18	18	18	
	利用者数	23	25	25	25	
日中一時支援 (障害者・児居場所確保)	月延時間数	125	200	275	350	
	利用者数	50	80	110	140	
免許取得費助成	助成件数	2	2	2	2	
自動車改造費助成	助成件数	2	2	2	2	

<主なサービスの見込量の考え方と確保に向けた方策>

(※特に記載がない数値については、令和5(2023)年4月1日現在の数値です。)

<u>※1 生活介護(日中の施設における食事や排せつ等の日常生活、創作的活動等の支援)</u> ・特別支援学校等に通学する障害児の直近の進路先や、個々の障害の特性などを踏まえ、将来的な生活介護の対象者の増加を見込んでいます。 ・区立、民間合わせて定員128名です。利用希望者をより多く支援するため、区立施設での定員拡大を進めてきました。 ・既存施設の定員拡大や今後の区有地の活用検討のほか、民間事業者による生活介護事業所の整備や運営に係る支援策について検討します。
<u>※2 短期入所(短期間施設に入所し、入浴、食事、排せつ等の支援)</u> ・利用者は継続的に増え続けており、今後も増加を見込んでいます。 ・区立、民間合わせて定員21名で、区立施設の改築などに合わせ拡大してきました。家族のレスパイトや、虐待での緊急受入れなど利用者数が増加していることから、希望する日時に利用できない場合があります。 ・増加する需要に対応するため、今後の区有地の活用検討など短期入所の整備促進に向けた取組を検討します。
<u>※3 共同生活援助(住居での共同生活における、入浴、食事等の日常生活上の援助)</u> ・障害者の重度化、高齢化が進んでおり、障害者が住み慣れた地域で自立した生活を希望するための共同生活援助(グループホーム)の需要が増えています。 ・区立、民間合わせて12施設、定員80名で、民間グループホームの誘致により定員拡大をしてきました。内訳は、知的障害者対象が9施設、定員60名、精神障害者対象が3施設、定員20名です。 ・今後の整備として、令和7(2025)年度末までに、3施設、定員16名を予定しているほか、重度障害者を対象とした定員20名の日中サービス支援型グループホームを整備予定です。さらに、区有地の活用検討のほか、民間事業者によるグループホームの整備を促進するため、施設整備の支援の拡充を検討します。



※4 放課後等デイサービス（放課後等に、施設での就学児への生活能力向上等の支援）

- ・就労する保護者が増え、特別支援学校等に通学する児童における需要の増加を見込んでいます。
- ・区立、民間合わせて1日当たり定員190名で、民間事業所の開設により定員拡大をしてきました。特に、重度知的障害児や中・高校生の放課後の支援場所が不足しています。
- ・今後の区有地の活用検討のほか、民間事業者による放課後等デイサービスの誘致を促進するため、施設の整備や運営に係る支援の拡充を検討します。

※5 移動支援事業（余暇活動等の社会参加のための外出支援）

- ・就労する保護者が増え、障害児の登下校時間帯の需要が高まっており、今後も支援を必要とする人の増加を見込んでいます。
- ・令和5（2023）年度は90事業者と協定を締結し、96事業所がサービスを提供していますが、需要量に供給量が追いつかず、希望どおり利用できていない場合があります。
- ・担い手確保のため、給付費の改善による提供事業所の参入促進、従業者向け研修受講費用助成及び提供者の資格要件の見直し、1人のヘルパーで複数の子どもを送迎できるグループ支援型の導入による提供方法の見直しを検討します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

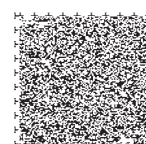
健康づくり・
保健

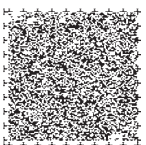
生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料





第4章

健康づくり・保健分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

全ての区民が健やかで
心豊かに生活できる持続可能な社会

区民の誰もが健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現をめざします。

安心して子どもを産み育てられる環境を確保し、ニーズに応じた支援を妊娠期から切れ目なく行える体制を確立します。

感染症対策や災害時等の非常時における地域医療・地域保健体制を強化し、区民が安心して暮らせるよう医療体制等を整備します。

全世代の健診受診率を向上させ、早期発見・早期治療を推進することで、区民の健康的な生活を支援します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

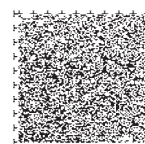
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

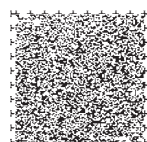
参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
1 感染症対策の強化・推進	(1) 感染症対策の充実	
	(2) 新たな感染症に備えた体制の整備	
	(3) 予防接種の充実	
2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進	(1) 地域医療体制の充実	
	(2) 災害時における保健・医療体制の整備	
	(3) 支え合いによる地域保健活動の強化	
3 子どもの健康を守る体制をつくる	(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実	
	(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化	
	(3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進	
4 全世代にわたる健康増進と食育の推進	(1) 生活習慣病等の予防・改善	 
	(2) 口と歯の健康づくりの充実	
	(3) がんの早期発見の推進	
	(4) 地域で支えるがん対策の充実	
	(5) たばこ対策の推進	
	(6) 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進	
5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	(1) 自殺予防のための情報提供と普及・啓発	
	(2) 相談、支援の充実による自殺防止	
	(3) こころの健康づくりの推進	
	(4) 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援	
6 快適で安心できる生活環境の確保	(1) 食品の安全の確保	
	(2) 医療・医薬品の安全の確保	
	(3) 環境衛生対策の充実	
	(4) 快適な生活環境の確保	

【関連計画 凡例】



：港区国民健康保険保健事業実施計画
（データヘルス計画）
：港区子ども・子育て支援事業計画



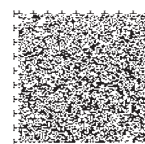
：港区国民健康保険特定健康診査等実施計画
：港区食品衛生
監視指導計画

関連計画等の詳細



具体的な取組

① 感染症情報の積極的発信と迅速対応	② HIV・性感染症の検査体制の拡充と普及・啓発
③ 結核対策の強化	
① 感染症のまん延に備えた職員体制の整備	② 専門職の応援受入れ体制の構築
③ 東京都、都内保健所及び医療機関等との連携強化	
① 環境整備の推進	② 定期予防接種の接種率の向上
③ 電子予診票の発行などのデジタル化に向けた環境整備	
① 周産期医療・小児医療の充実	② 休日・夜間診療体制の充実
③ かかりつけ医に関する普及・啓発	
① 災害医療体制の整備	② 妊産婦等への災害時支援体制の整備
③ 医療依存度が高い人への支援体制の整備	
① 地域リハビリテーション体制の充実	② 難病対策の充実
③ 健康づくりサポーターによる活動の促進	④ 地域における健康づくり活動の促進
① 助産師による母子保健相談	② みなとプレママ応援事業（港区出産・子育て応援事業）
③ 産後ケア事業	④ 不妊に悩む方への支援
① こんにちは赤ちゃん訪問（港区出産・子育て応援事業）	② 地域における友達づくりの場の提供
③ 乳幼児及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化	
① 乳幼児健康診査の受診率向上	② 妊婦健康診査の推進
① 健康教育、健康相談	② 健康診査
③ 区立健康増進センターでの生活習慣病予防	
① お口の健診	② 8020 達成者表彰
③ 障害者歯科診療の推進	
① 科学的根拠に基づくがん検診の推進	② がん検診の精度管理向上
③ がん検診の受診率向上	
① がん在宅緩和ケア支援センターでの普及・啓発	② がん治療に伴う外見ケア（アピアランス）助成
③ がん患者の在宅緩和ケア支援	
① 禁煙相談、禁煙支援薬局	② 禁煙治療費助成
③ 受動喫煙防止対策巡回指導等	
① 港区ならではの食文化の醸成	② 生涯を通じた食育の推進
③ 持続可能な食を支える環境整備	
① 自殺の実態把握	② 自殺対策についての理解促進
③ 自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底	④ 相談窓口の周知
① 相談の充実	② 相談機関の連携、協力
③ 生きる支援のための人材育成と専門性の向上	
① 地域に向けてのこころの健康づくり	② 子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組
③ 職場のヘルスケア	④ 適切な精神科医療の受診支援
① 自殺未遂者とその家族への包括的支援	② 遺族等への総合的支援の充実
③ 遺族等への支援をしている団体との連携	④ 自死遺族等への支援に関する啓発
① 食の安全・安心の充実	② 食中毒対策の推進
① 区民への情報提供及び相談体制の充実	② 医療機関等への指導及び情報提供の充実
③ 医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実	
① 施設の衛生指導・啓発	② 無許可施設対策の強化
① 室内環境の相談対応	② ねずみ・衛生害虫対策
③ 動物愛護の推進	



2 健康づくり・保健分野の施策

施策1 感染症対策の強化・推進

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 感染症に対する関心の高まりと、戦略的な情報発信の必要性

コロナ禍を経験したことで、区民には身近にできる感染症予防への意識が高まっています。新型コロナウイルス感染症やエボラ出血熱などの新興感染症、デング熱等の再興感染症などの流行に備え、日常的に感染症の流行状況や正しい感染症対策の情報を戦略的に発信することで、区民の感染症に関する不安の軽減と感染予防を図る必要があります。

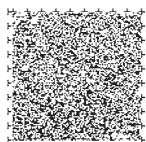
(2) 若い世代に増加傾向にある梅毒への対策強化

区では、保健所で実施するH I Vや梅毒の即日検査のほか、医療機関においても匿名かつ無料で受けられる検査機会の提供により、感染症の早期発見に力を入れています。近年、若い世代に増加傾向にある梅毒について、早期発見や早期治療に結びつけるための検査体制の拡充や、普及・啓発などの対策の強化が求められています。

(3) コロナ禍の経験を生かした、新たな感染症への対応力の向上

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、令和4（2022）年12月に感染症法等（※）が改正され、新たな感染症の発生やまん延時に対応するため、国、都道府県、保健所設置自治体の役割が明確化されました。区は、保健所設置自治体として、また、区民に最も身近な自治体として、国、東京都及び区内医療機関等と連携し、地域における感染症対策を機動的に実施できる体制を整備していく必要があります。

※感染症法等：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律



(4) 予防接種情報の発信とデジタル化の整備

予防接種のワクチンの種類が増加していることに加え、接種するワクチンごとに対象年齢、接種間隔等が異なるため、接種忘れや接種間隔等の間違いを起こさないように、区民や医療機関等にわかりやすく情報を発信していく必要があります。

また、令和4（2022）年12月の予防接種法改正に伴い、令和8（2026）年度から予防接種事務のデジタル化等が開始されることから、情報の一元化や手続きの電子化などの新たな環境の整備が求められています。

施策の考え方

新型コロナウイルス感染症により、感染症への関心が高まっています。これを機に新たな感染症に備えた体制の整備を行うとともに、若い世代に増加傾向にある梅毒などの性感染症への対策を図っていきます。

また、感染防止に有効な予防接種について、今後の予防接種情報の全国的なデジタル化に向け、電子予診票等の導入準備を積極的行っていきます。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

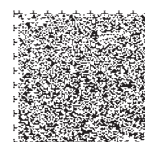
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 感染症対策の充実

区民が平時から新型コロナウイルス感染症などの様々な感染症の予防や拡大防止を図れるよう、正しい知識の普及・啓発を行います。また、H I V・性感染症、結核、輸入感染症などの感染症に対するまん延防止対策を推進します。

具体的な取組

① 感染症情報の積極的発信と迅速対応

拡充

感染症の流行状況や感染症対策に関する情報を、各世代がアクセスしやすい媒体で発信します。また、国内外の往来が活発化していることから、サーベイランス体制を強化し、変化を捉えたまん延防止策を迅速に実施します。

② H I V・性感染症の検査体制の拡充と普及・啓発

拡充

区が実施する即日検査の回数を増やすとともに、若い世代へSNS等を活用し、検査日時等の情報を積極的に発信します。また、教育機関と協働し、性感染症に関する普及・啓発授業等を行います。

③ 結核対策の強化

社会福祉施設の就業者など、発症した場合に周囲に感染させる恐れが高いデインジャーグループへの受診勧奨を徹底します。また、全ての患者が治療を終了できるよう、保健師の訪問等による服薬及び療養支援を積極的に行います。

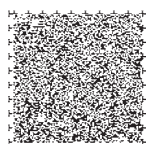
(2) 新たな感染症に備えた体制の整備

新たな感染症の発生やまん延時に、適切な医療提供体制に迅速に移行するため、区における感染症対応の最前線となる保健所の人員体制等を計画的に整備するとともに、即応できる人材の確保等を推進します。

具体的な取組

① 感染症のまん延に備えた職員体制の整備

必要な際には直ちに応援職員を保健所の感染症対策部門へ配置できるよう、コロナ禍で培った全庁支援体制の仕組みを継承していきます。また、感染症対応の総合的なマネジメントを担う人材を育成し、機動力を高めます。



② 専門職の応援受入れ体制の構築

感染症のまん延時に、地域の保健師など外部の専門職が迅速に保健所業務を支援できるよう、国の仕組みを活用した人材の把握、実践的な訓練等の実施による感染症業務に即応できる人材の確保及び受入体制の構築を行います。

③ 東京都、都内保健所及び医療機関等との連携強化

東京都が設置する連携協議会で、都内保健所や医療機関等と広域的に情報共有を図るとともに、区内医療機関や医師会等で構成するみなと地域感染制御協議会で合同訓練等を実施し、地域における感染症への対応力を高めます。

(3) 予防接種の充実

予防接種は、子どもから高齢者まで、感染症の発生を予防するために必要な免疫を獲得する上で、最も基本的かつ効果的な対策の一つです。定期予防接種の接種率向上のために周知の工夫や、デジタル化に向けた環境整備を行います。

具体的な取組

① 環境整備の推進

接種の必要なワクチンが年々増加する中、区民が正しい知識を持って安全に予防接種を受けられるよう、予防接種の効果や副反応・健康被害のリスクなど科学的根拠に基づく情報を提供します。

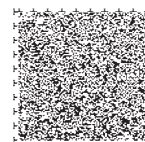
② 定期予防接種の接種率の向上

区民が日常的に利用している媒体を活用した周知を行うとともに、みなと母子（親子）手帳アプリによる予防接種のスケジュール管理やメールでの通知等の機能を活用することで、接種率の向上を図ります。

③ 電子予診票の発行などのデジタル化に向けた環境整備

拡充

予防接種情報の全国的なデジタル化に向け、スマートフォンのアプリ等を活用した予診票の記入・提出のほか、接種記録の閲覧ができるなど予防接種を利用する人にとって利便性の高いデジタル環境の整備に積極的に取り組みます。



施策2 安心できる地域保健・地域医療体制の推進

SDGsのゴール
との関係



現状と課題

(1) アフターコロナにおける医療提供体制の強化

新型コロナウイルス感染症による受診控えから一転して受診者が増加傾向にある区内医療機関の状況においても、区民が夜間や休日の急な体調不良時に受診できる医療提供体制を確保することで、真に医療を必要とする人が二次救急、三次救急の高度な医療を円滑に受けられる医療提供体制整備が求められます。

また、区は区内の12の入院医療機関、約60の診療所、港区医師会等で発足された「みなと地域感染制御協議会」に参画し、医療機関が集積する港区の地域特性を踏まえた連携・取組を進め、感染症対策に取り組めます。

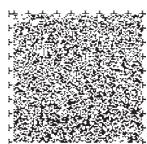
(2) かかりつけ医に関する普及・啓発

国は「初期の治療は地域の医院・診療所」で行い、「高度・専門的治療を病院」で行うという医療機関相互の役割分担を推進しています。区民が身近な相談相手となるかかりつけ医を見つけやすいよう、関係団体との意見交換を行い、積極的な情報発信が求められています。

(3) 東京都及び区の防災計画の改定を踏まえた災害保健医療体制の整備

10年ぶりに「東京都地域防災計画」が修正されたこと及び6年ぶりに「港区地域防災計画」が大規模修正されたことを踏まえ、首都直下地震に備え災害時のフェーズに応じた医療体制の確保、妊産婦等への支援体制の整備や医療依存度の高い区民への支援体制について関係団体と連携、訓練の実施が必要です。

コロナ禍で実施することができなかった訓練について、より実践的な内容を行うことで災害時の保健医療体制を強化します。



(4) アフターコロナにおける健康づくり活動の促進、食育の推進

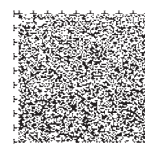
コロナ禍の行動制限における運動機能の低下や、人との繋がりの希薄化を解消するため、関係機関や健康づくりサポーター等と連携し、予防・医療・リハビリテーション等の周知及び情報共有、活動支援を行います。また、食育を通じた健康づくりをめざし、食育を実践しやすい環境の整備を推進します。

(5) マイナンバーカードの健康保険証利用の促進を通じた業務の効率化

国は保険医療機関・薬局にマイナンバーによるオンライン資格確認を原則義務化しましたが、十分にシステムの導入が進んでおりません。重複投薬の防止や受付業務の効率化等、区民に質の高い医療を提供するため、区内の保険医療機関・薬局等のオンライン資格確認のシステム導入を推進し、地域における診断及び治療等の医療の質の向上をめざします。

施策の考え方

「みなとタウンフォーラム提言書」より、地域の実情に合わせた総合的な地域医療体制の実現が求められていることやコロナ禍における人との繋がりの希薄化を受け、区内の病院や診療所、医師会、歯科医師会、薬剤師会や事業者等を中心とした様々な関係機関との更なる連携強化をポイントとして位置付けています。



小項目と具体的な取組

(1) 地域医療体制の充実

地域医療体制の充実を図るため、周産期医療・小児医療や休日・夜間診療の充実、かかりつけ医等に関して普及・啓発や幅広い情報発信に取り組めます。また、区は、令和4（2022）年度に地域医療連携担当課長を設置するとともに、同年10月にみなと地域感染制御協議会に参画し、区内医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を取ることで、地域医療体制の強化に取り組んでいます。

具体的な取組

① 周産期医療・小児医療の充実

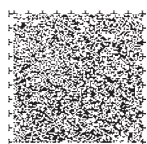
区内における周産期医療及び小児医療体制の確保及び充実を図るため、港区周産期医療・小児医療連携協議会を設置し、区内の周産期医療及び小児医療に関わる医療機関等と連携することで、医療体制の確保及び充実を図ります。

② 休日・夜間診療体制の充実

休日診療（休日における発熱・腹痛・歯痛等の急病患者への対応）や小児初期救急診療事業（平日・土曜の夜間における小児の救急患者に対する初期救急診療）を通じて、地域全体での切れ目のない医療提供体制の整備に取り組めます。

③ かかりつけ医に関する普及・啓発

かかりつけ医の推進に関しては、区民が体調不良時、かかりつけ医に相談できる環境の整備を行うため、港区医師会や医療機関等と連携を図るとともに、周知を充実してまいります。



（２）災害時における保健・医療体制の整備

首都直下地震等の災害時に区民が迅速かつ適切な医療を受けることができるよう、港区災害医療コーディネーター、区内病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携を強化し、災害のフェーズに応じた医療体制の確保や、要配慮者である妊産婦等や医療依存度が高い人への支援体制の整備を推進します。

具体的な取組

① 災害医療体制の整備

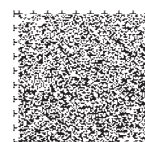
区内の災害拠点病院をはじめとした医療機関、港区災害医療コーディネーター、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、災害医療連携会議や合同訓練等を通じて、地域の災害医療体制を強化します。

② 妊産婦等への災害時支援体制の整備

母子救護所の乳幼児・妊産婦用の物品の備蓄、品川港助産師会等と連携して母子救護所運営訓練を実施する等、災害時の保健医療体制を整備していきます。

③ 医療依存度が高い人への支援体制の整備

在宅で人工呼吸器を使用し、災害時個別支援計画を作成している人を対象に自家発電装置と蓄電池の給付を行っています。



(3) 支え合いによる地域保健活動の強化



区民が住み慣れた地域で生涯にわたって健やかな生活が送れるよう、地域包括ケアの推進を図るため、医療と介護、各関係機関、健康に関する自主活動グループなどの連携を強化し、お互いが支え合うことで高齢者や難病患者等の在宅療養支援や区民の健康づくりを推進します。

具体的な取組

① 地域リハビリテーション体制の充実

港区地域リハビリテーション推進会議や関係機関と情報共有・意見交換、区民講座等を実施し、切れ目のないリハビリテーションサービスの提供を実施します。

② 難病対策の充実

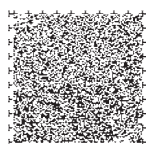
難病患者の住み慣れた地域における療養を支援するため、難病対策地域協議会や関係機関と情報共有・意見交換を実施し、地域での支援体制、相談体制を強化します。

③ 健康づくりサポーターによる活動の促進

地域における健康づくり活動を行う区民や団体、NPOや企業等の自主活動グループを健康づくりサポーターとして登録し、その活動を支援することで地域における区民等の健康づくりを支援します。

④ 地域における健康づくり活動の促進

区民一人ひとりが、主体的に健康づくりに取り組めるよう、社会全体で支援する必要があります。区では、区民の身近な地域において、食育を実践しやすい環境を整えるため、食生活改善に取り組んでいる民間団体の活動を支援します。



施策3 子どもの健康を守る体制をつくる

SDGsのゴール
との関係

現状と課題

(1) 安心して出産・子育てができる環境の整備

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などを背景として、孤独感や不安感を抱える夫婦、子育て世帯が増加しています。安心して子どもを産み、育てられる環境の整備とともに、母子の状況に応じた適切な支援が提供できる体制の構築が重要です。

(2) 乳幼児健康診査受診率の向上

乳幼児健康診査は、乳幼児の健康を守るために重要な取組です。健診の質を担保しつつ、子どもの疾病や障害の早期発見に加え、子育てに関する支援を推進するため、乳幼児健康診査の受診を推進することが重要です。

施策の考え方

保護者が子育てに自信を持って取り組めるよう、妊娠中から効果的な情報提供や、出産直後から十分なケアが受けられる体制を構築します。

また、安心して子育てに取り組めるよう、母子保健と子育て支援がスムーズにつながる支援体制を構築します。

加えて、子育て支援にも重点を置いた健診を実施します。健診の質を担保し、感染症対策を講じた安全・安心な健診の実施を推進します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

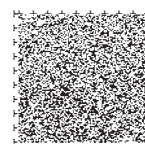
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 妊娠期・産後の母子への支援の充実

母子保健の面から、出産・子育てに関する不安を軽減し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を強化します。

具体的な取組

① 助産師による母子保健相談

助産師が妊産婦の不安等に電話・面接相談等により対応し、個々の状況に応じた支援を行います。必要に応じて個別の支援プラン（サポートプラン）を作成するほか、関係機関とも連携して包括的、継続的な支援を実施します。

② みなとプレママ応援事業（港区出産・子育て応援事業）

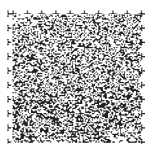
全ての妊婦への面接を実施し、妊娠期に行政の専門職が関わることで、身近な相談体制を周知します。出産・育児等の見通しを一緒に確認することを通じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぎます。

③ 産後ケア事業

産後の母子の心身のケア、授乳・沐浴方法等の育児指導、乳児の発育又は発達に関する相談等を通じた休養や育児不安の解消を目的に、宿泊型・通所（デイサービス）型・訪問（アウトリーチ）型の産後ケア事業を実施します。

④ 不妊に悩む方への支援

不妊に悩む夫婦等に対し、自由診療及び先進医療に要した経費を補助し経済的な負担軽減を図るとともに、不妊・不育症等の相談にピア・カウンセラーが応じる相談ダイヤルを設置し、不妊等に悩む方への心理的負担の軽減に取り組みます。



(2) 母子保健サービスの推進と関係機関との連携強化

出産直後から安心して自宅で育児に取り組める環境を整備するため、相談等による支援を行います。また、保護者の孤独感や孤立感の解消を図るため、地域における友達づくりの場を提供します。

さらに、関係機関との連携を強化し、妊産婦や乳幼児の状況について継続的・包括的に把握できる体制の構築を一層推進します。

具体的な取組

① こんにちは赤ちゃん訪問（港区出産・子育て応援事業）

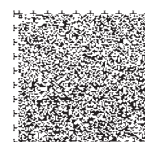
生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師又は助産師が訪問し、育児相談、産後の体調の相談、母子保健サービスの紹介等を行うことで、育児への不安を解消します。

② 地域における友達づくりの場の提供

保健師や助産師等が授乳や育児の相談に応じるとともに、乳幼児の月齢や、多胎児、未熟児、ダウン症児とその保護者同士の交流の場を提供するなど、子育てにおける相談体制と孤立防止に取り組みます。

③ 乳幼児及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化

子育て世代包括支援センター機能を子ども家庭総合支援拠点機能と統合し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」を設置することで、子育て世帯に対する包括的な支援体制を強化します。



(3) 妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進

妊婦、子どもの疾病や障害の早期発見に加え、要支援家庭の早期発見、保護者の育児不安、育児ストレス等の軽減及び虐待予防に重点を置き、妊婦健康診査及び乳幼児健康診査を実施します。

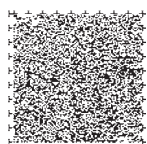
具体的な取組

① 乳幼児健康診査の受診率向上

母子保健法に基づく乳幼児健康診査を推進します。3歳児健康診査はその後の成長に及ぼす影響の重要性や、乳幼児健診の場における育児不安解消等育児支援の面から、全ての児童が受診できるよう受診率向上に取り組めます。

② 妊婦健康診査の推進

母子保健法に基づく妊婦健康診査を推進します。多胎妊娠の妊婦健康診査の追加助成、超音波検査の追加助成など、国や東京都の最新の動向に合わせて制度を見直します。



施策4 全世代にわたる健康増進と食育の推進

SDGs のゴール
との関係

現状と課題

(1) 生活習慣病予防対策の推進



区民の死亡原因のうち、生活習慣に起因するがん、心疾患・脳血管疾患等の循環器系の疾患及び慢性閉塞性肺疾患等の呼吸器系の疾患は、全体の約 60%を占めており、生活習慣病の予防対策が引き続き重要な課題です。

(2) がん検診の質の向上



死亡原因の 1 位であるがんに対しては、禁煙等の生活習慣改善に加え、早期発見・早期治療のためにがん検診の推進が重要です。区は、令和 3（2021）年度から 2 か年度にわたり、学識経験者、医師、区民等が参画する「港区が実施するがん検診のあり方検討会」を開催し、がん検診の体制等に関する議論を行いました。

(3) がん予防・がん在宅緩和ケア等に関する普及・啓発の推進



がんに関しても、患者とその家族が住み慣れた地域で質の高い生活を送れるよう支援するため、がん在宅緩和ケア支援センターを拠点に、在宅がん患者とその家族の不安軽減及び療養生活の質の向上を図っています。

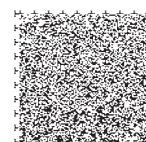
(4) 食育の推進



これまで取り組んできている乳幼児や学齢期の子どもを対象とした食育に加え、乳幼児期から高齢期までの全世代に対する食育推進の計画を定め、在勤・在学を含む区民等に対する食育を一層強化する必要があります。

施策の考え方

生涯を通じて QOL（quality of life、生活の質）を高く過ごすためには、健康に対する意識の改善と、生活習慣病の予防・改善の取組が必要です。個人の健康は、家庭、地域、職場等の社会環境の影響を受けます。そのため、職場や教育機関等の関係機関との連携を強化し、多面的に健康づくりを支援します。



小項目と具体的な取組

(1) 生活習慣病等の予防・改善



生活習慣病の発症予防・重症化予防や健康の保持増進に関する知識の普及と実践の促進を図ることにより、健康でいきいきと生活できるよう支援します。

具体的な取組

① 健康教育、健康相談

医師等による健康講座や、健康増進普及月間等のパネル展示など生活習慣病予防、健康的な生活習慣に関する普及・啓発を行います。また、がんや新型コロナウイルス等も含めた身近な健康上の相談に応じる健康相談を実施します。

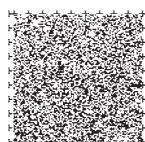
② 健康診査

拡充

特定健康診査、基本健康診査、区民健康診査（30 健診）を推進し、健診結果に基づく適切な保健指導を実施することで、生活習慣改善につなげます。

③ 区立健康増進センターでの生活習慣病予防

港区医師会と連携した健康度測定に基づく運動プログラムの作成や魅力的な教室事業等の実施を通じて、区民の健康づくりを支援します。



(2) 口と歯の健康づくりの充実



歯周疾患は全身の健康と関連しており、歯・口腔の健康は社会生活の質の向上にも寄与します。歯周疾患の予防、口腔機能の獲得、維持、向上等歯・口腔の健康づくりを推進する必要があります。

具体的な取組

① お口の健診

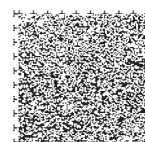
区民がそれぞれのライフステージにおいて健康で質の高い生活を送ることができるよう、20 歳以上の区民を対象にお口の健診を実施します。口と歯の健康づくりを総合的かつ計画的に推進します。

② 8020 達成者表彰

80 歳になっても 20 本以上の歯を保つ 8020 運動を推進するため、お口の健診の受診者で歯科医師の推薦した区民に 8020 達成者表彰を実施します。

③ 障害者歯科診療の推進

みなと保健所内の港区口腔保健センターにおいて、一般の歯科診療所で受診困難な障害者の歯科診療等を行います。



(3) がんの早期発見の推進



「港区が実施するがん検診のあり方検討会」の議論を踏まえ、国が推進する、がんによる死亡率減少効果が科学的に証明されている5つのがん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん）の検診を高い精度管理のもとで実施する体制を構築するため、港区医師会等の関係団体との連携を強化します。

具体的な取組

① 科学的根拠に基づくがん検診の推進

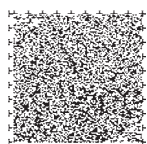
国が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、死亡率減少効果が科学的に証明されたがん検診を推進します。指針に基づかないがん検診について正しい知識を啓発し、区民の適切な受診行動を支援します。

② がん検診の精度管理向上

検診過程においても国立がん研究センターの定める基準を遵守できるよう、港区医師会等と連携した検診実施医療機関に対する研修や、チェックリストを活用した検診実施の確認等がん検診の制度管理向上に取り組めます。

③ がん検診の受診率向上

がん検診の受診率向上に取り組めます。特に 20 歳から始まる子宮頸がん検診では、健康無関心層である若い世代への啓発の強化として、世代別に工夫したデザインのリーフレットを作成するなど、効果的な受診勧奨に取り組めます。



(4) 地域で支えるがん対策の充実



がん患者及びその家族が、がんと診断された初期段階から住み慣れた地域でがん緩和ケアを受けられるよう、医療・看護・福祉等の連携推進を図り、がん在宅緩和ケア支援センターを拠点とした事業を展開していきます。

具体的な取組

① がん在宅緩和ケア支援センターでの普及・啓発

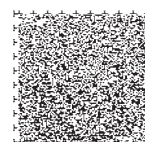
がんと診断されたときから、治療と並行して様々な悩み、つらさや痛みを和らげるがん緩和ケアの中心となる「がん在宅緩和ケア支援センター」を中核とし、患者自身、家族、緩和ケアに関心のある方への情報提供を行います。

② がん治療に伴う外見ケア（アピアランス）助成

がん治療に伴う脱毛や乳房の切除による外見のケアのためのウィッグ、胸部補整具等の購入費を補助し、がん治療中の区民の就労や社会生活を支援します。

③ がん患者の在宅緩和ケア支援

在宅で療養するがん患者が容態急変したときや家族の負担軽減のために入院が必要となったときに受け入れ可能な病床を確保し、北里大学北里研究所病院において受け入れることで、患者や介護をする家族の負担を軽減します。



(5) たばこ対策の推進



喫煙は、肺がんやCOPD（慢性閉塞性肺疾患）等の疾患の原因となるほか、副流煙により家族等の周囲の人への健康にも悪影響を及ぼします。健康増進を目的とした禁煙支援や、受動喫煙防止対策に取り組む区民、事業者等を支援します。

具体的な取組

① 禁煙相談、禁煙支援薬局

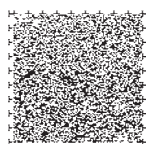
港区薬剤師会と連携し、区内の身近な薬局で禁煙相談を実施します。また、禁煙専門相談員による禁煙相談、講話をみなと保健所で実施します。

② 禁煙治療費助成

20歳以上の区民を対象として禁煙外来治療に要した経費を助成し、禁煙を通じた健康づくりを支援します。

③ 受動喫煙防止対策巡回指導等

建物の管理権原者等が、受動喫煙防止のために喫煙専用室を設置するなど健康増進法に定める責務を果たすことができるよう、巡回指導や電話・窓口での相談を通じて支援します。



(6) 生涯を通じて食べる喜びや楽しさを実感できる食育の推進



港区ならではの食育を推進するため、全世代を対象にライフステージに応じた取組を展開します。昼間人口が多く、在勤・在学者を含めた区民等の食育・健康づくりを支援するため、職域・産業保健、健康経営企業とも連携した取組を実施します。

具体的な取組

① 港区ならではの食文化の醸成

新規

地域特性を生かした食育を推進し、港区ならではの食文化を醸成するため、家庭や地域での共食の推進、地域において食育に取り組む団体ネットワークづくり等の支援、食を通じた多文化・多様性の理解促進に取り組めます。

② 生涯を通じた食育の推進

新規

食育基本法に基づく生涯を通じた食育の理念を普及・啓発するため、乳幼児期、学齢期、働き盛り世代及び高齢期にわたる全世代を通じた食育にきめ細かに取り組めます。

③ 持続可能な食を支える環境整備

新規

地球環境に配慮し持続可能な食を支える環境を整備するため、食の安全に関する普及・啓発、食品ロスの削減、災害に備えた食糧・栄養対策に取り組めます。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

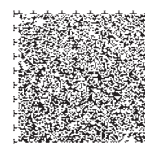
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



施策5 こころの健康づくり、自殺対策の推進

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) うつ病などを含む気分障害の増加



社会情勢の急激な変化や個人のライフスタイル、働き方の多様化等に伴い、うつ病を含む気分障害患者が増加しています。身近な人の「うつ病を疑うサイン」に気づいた時や心身面での不調を感じた時は早期に適切な相談機関へつながることができるよう、相談窓口に関する周知を強化する必要があります。

(2) 安心して生きていくための必要な包括的取組



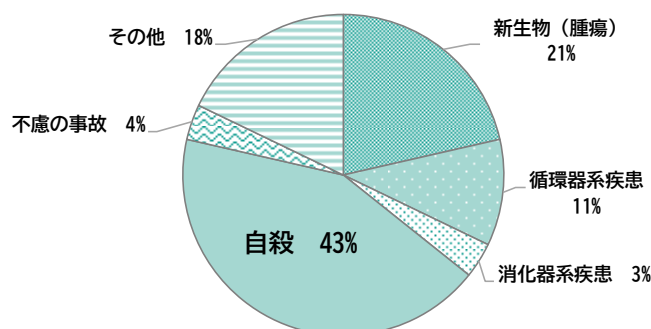
新型コロナウイルス感染症の影響や経済状況の悪化、人間関係やコミュニティの変化等により様々な問題を抱える人が増加しています。全ての人が安心して生きていけるようにするためには精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な支援を含む包括的な取組が必要です。また、地域で生活する人々がこころの病気に対する関心や理解を深め、こころの病気に対する偏見をなくすことも必要です。

(3) 子ども・若者が相談でき、自殺のサインに気づける人を増やす

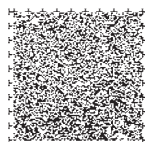


令和4（2022）年の0歳から39歳の死亡した人の原因別死亡率を見ると、自殺により死亡した人は全体の43%にのびます。子どもや若者は、悩みを持つことや相談することを恥ずかしいと思い、悩みを抱えていても自発的に大人や専門家に相談できないで、一人で苦しんでいる傾向にあります。子どもや若者への支援とともに、彼らの発しているサインに気づけるよう、子どもたちと日々接する人々への働きかけが必要です。

【令和4（2022）年 港区の0～39歳の原因別死亡率】



※出典：港区の保健衛生 令和5年度版事業概要
原因別死亡数R4年1月1日～12月31日：概数



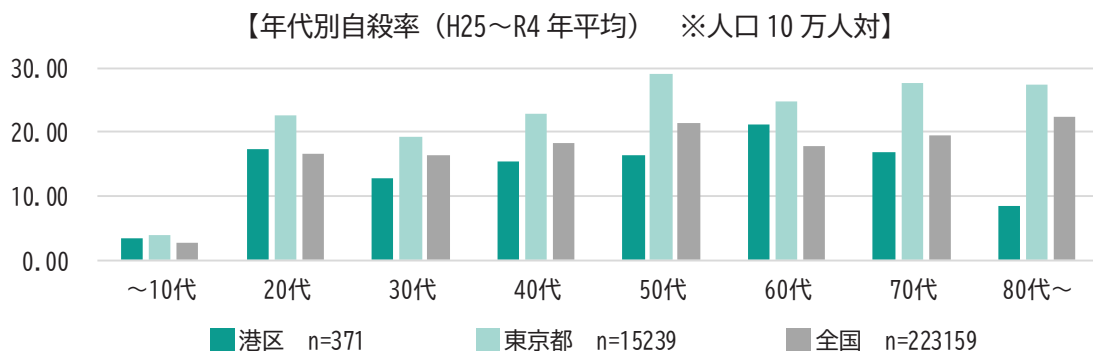
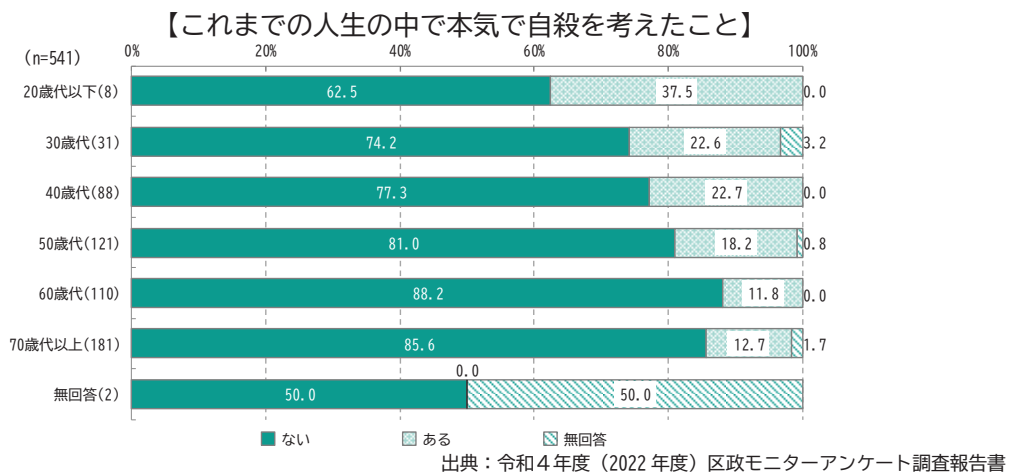
(4) 自殺のリスクが高い人への支援



厚生労働省の地域における自殺の基礎資料では、令和4（2022）年に自殺した人の約2割が自殺未遂をしています。自殺未遂者は繰り返し自殺企図をする可能性が高く、早期に再企図を防ぐための取組が重要です。また、区政モニターアンケートの結果、3人に1人が身近な人を自殺（自死）で亡くしていることがわかりました。身近な人を自殺（自死）で亡くされた方は、自殺のリスクが高いとされていることから、気持ちを分かち合うための場や必要な情報の提供、自助グループ等の活動支援など、遺された人を支える支援が重要です。

施策の考え方

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題のほか、地域・職場の在り方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、生死感などが複雑に関係して起こってくるものであり、全ての人が安心して生きられるようにするためには、包括的な取組が重要です。自殺対策を「生きる支援」と捉え、自殺の危機経路に即して対策を実施するためには様々な分野の人々や組織が密接に連携して推進していく必要があります。あらゆる世代の一人ひとりへの支援や地域に向けた情報発信とともに、関係機関との連携を強化し取組を推進します。



小項目と具体的な取組

(1) 自殺予防のための情報提供と普及・啓発



様々な悩みを抱えた人が問題解決に向けた手がかりを見つけることができるよう、多方面からの情報提供を行います。また、区の自殺対策の取組について総合的に発信し、区民や関係機関等への自殺対策の理解促進を図ります。

具体的な取組

① 自殺の実態把握

区の自殺の状況分析や区民等への各種調査を実施し、事業評価及び効果的な施策の展開につなげます。

② 自殺対策についての理解促進

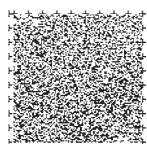
S N S等を活用した自殺対策事業の周知や不特定多数の人に向け自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画の放映等を行います。また、様々な機会をとらえ、区民等への自殺対策の理解促進を図ります。

③ 自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底

国の設定する「自殺予防週間」「自殺対策強化月間」に合わせ、区では、毎年9月～10月に「港区こころといのちのキャンペーン」を実施し、自殺対策の周知の徹底を図るとともに、普及・啓発を強化します。

④ 相談窓口の周知

こころの病気やつらい体験、暮らしの中での問題などで「死にたい気持ち」が強まった人が適切な相談機関につながるができるよう、また相談を受けた人が適切な相談機関につなぐことができるよう相談窓口の周知を強化します。



(2) 相談、支援の充実による自殺防止



相談機関との連携を密にし、相談支援体制を強化することにより、自殺につながる様々な要因に対応できる機関の相談の充実を図ります。また、自らゲートキーパーとして活動できる区民を養成するとともに、区職員等で様々な分野で専門性の高い相談窓口職員の育成を行うことにより「生きる支援」ができる人材育成を推進します。

具体的な取組

① 相談の充実

こころの病気の早期発見・早期治療、対応の仕方などについて、予約制で精神科医が相談に対応し、必要な専門機関につなげます。また、継続相談が必要な場合は区の保健師等が対応し、地域での生活を支援します。

② 相談機関の連携、協力

相談窓口を所管する部署や関係機関、いのち支える自殺対策推進センターをはじめとする各種民間団体等と連携・協力し、相談支援体制の強化を図ります。また、各種会議での協議を通じ、自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

③ 生きる支援のための人材育成と専門性の向上

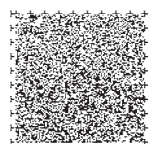
全職員がゲートキーパーとしての役割を理解するとともに、区民と直接接する職員がゲートキーパーとして対応ができるよう人材育成を推進します。また、区民等がゲートキーパーの役割について理解を深められるよう周知します。

◆ゲートキーパーの役割◆

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る人のことで、「命の門番」とも言われています。特別な資格は必要ありません。その人の立場により求められる役割は異なります。悩みを抱えた人に寄り添い、孤立を防いで、周囲の人々がゲートキーパーとして支援すること、そして、社会全体で自殺のリスクを低下させることが重要です。

港区がめざすゲートキーパーの役割

一般的	全ての人	✓ ゲートキーパーの役割について知っている ✓ 周囲の人の異変に気づき、声をかけることができる ✓ 相談窓口を知っている ✓ 子どものSOSに気づくことができる
	小中学生 高校生 大学生	✓ つらいときには「助けて」と言ってもいいことを知っている ✓ 周りでつらい立場にいる友達に声をかけることができる
専門的	民生委員・児童委員、コミュニティ・リーダー、区職員 等	✓ 悩んでいる人の話を聴くことができる ✓ 必要な相談窓口につなぐことができる ✓ 日々の生活の中で見守る
	保健師、福祉職等専門職	✓ 自殺企図、自殺念慮のある人に対応ができる ✓ 必要な専門機関につなぐことができる ✓ 地域で見守る体制を整える



(3) こころの健康づくりの推進



広く区民に向けて正しい知識の普及・啓発を図るとともに、医療機関、関係機関と連携しこころの病気を抱える人が地域で安定した生活ができるよう支援します。子どもや若者、働き盛り世代へはこころの健康づくりを通じ、自殺予防への取組を推進します。

具体的な取組

① 地域に向けてのこころの健康づくり

こころの病気を抱える人が地域の中で安定した生活が実現できるよう、様々な関係機関と連携し支援するとともに、正しい知識の普及・啓発を図ります。また、こころの病気を抱える人の家族のこころの健康を支援します。

② 子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組

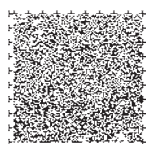
子どもや若者へのＳＯＳの出し方教育や発信されたＳＯＳに対応できる職員の養成等、子どもやその周囲の人々への働きかけを行います。また、自殺リスクの高い子どもの早期発見・対応ができるよう教育機関と連携し仕組みの構築を図ります。

③ 職場のヘルスケア

医療機関や区内産業団体等と協力し、働く人や会社の関係者を対象とした講演会を開催します。また、港地域産業保健センターや労働基準監督署との連携を一層強化し、職場のヘルスケアを推進していきます。

④ 適切な精神科医療の受診支援

精神疾患の未治療や治療を中断した対応困難なケースに対し、多職種チームによるアウトリーチ支援事業を実施します。また、こころに不調を感じた時に、自ら相談することができるよう、ＳＮＳや健診等を活用し相談先の周知を行います。



(4) 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援



自殺未遂者や自殺企図を繰り返す人とその家族が、安心して生活することができるよう、各機関と協力し包括的な支援に取り組める体制を整備します。また、自死遺族やその他の死別による遺族等への総合的な支援の充実や区民等への自死遺族等に対する理解促進を図ります。

具体的な取組

① 自殺未遂者とその家族への包括的支援

自殺未遂者や自殺企図を繰り返す人とその家族に対して、専門の相談員による寄り添い型支援を実施し、「生きるための支援」を実施します。また、区内救命救急センターとの連携体制を構築し、自殺未遂者への支援体制を整備します。

② 遺族等への総合的支援の充実

自死やその他の死別による遺族等の悲嘆に対し、自死遺族の集いを開催し、自死遺族等へのグリーフケアを推進します。また、身近な人を亡くした遺族に対し死亡届提出時、各種手続きや相談先の周知を行い、必要な支援につなげます。

③ 遺族等への支援をしている団体との連携

自死遺族や、様々な死別の遺族等へ支援を行っている団体の会議や研修会に積極的に参加し、必要な人に必要な情報が提供できるよう連携の強化を図ります。

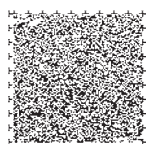
④ 自死遺族等への支援に関する啓発

職員向けゲートキーパー研修や区民向けゲートキーパー養成講座等において、自死遺族の心情や支援についての内容を含め周知啓発を行います。

◆わかちあいの会みなど ～身近な人を自死（自殺）で亡くした方へ～◆

身近な人を自死（自殺）で亡くされた時、遺された方は自分を責めたり、自分が生きていることを申し訳なく思ったり、時には怒りを感じてしまったり…。わかちあいの会は、身近な人を自死（自殺）で亡くした方が、胸の内の語り合い、聴き合い、支え合う、遺族のための会です。みなど保健所では隔月で「わかちあいの会みなど」を開催しています。コロナ禍の中でも感染対策を講じながら休むことなく開催してきました。予約不要で匿名の参加もできます。安心して参加できる場を用意してお待ちしています。

区ホームページ
「わかちあいの会みなど」のご紹介→



施策6 快適で安心できる生活環境の確保

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 施設における衛生環境の維持向上

区内には飲食店、理・美容所、宿泊施設など不特定多数の人が集まる施設や医療関係機関が多数あります。区民の健康を守るため、コロナ禍での感染症対策の経験も踏まえ、施設の衛生環境を維持向上させる取組を推進する必要があります。

(2) 安心できる生活環境の確保

食の安全やねずみ・衛生害虫、動物愛護に対する区民の関心が高まっています。それらに応えるため、食の安全・安心の確保を図るとともに、ねずみ・衛生害虫対策や動物愛護に関する啓発・支援等の取組を推進する必要があります。

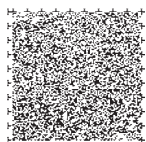
また、DXを推進し事業者の自主衛生管理の取組を支援するとともに、区民等へ様々な方法での確かつ適切に生活環境に関する情報提供や普及・啓発を行う必要があります。

施策の考え方

コロナ禍で事業者への立入検査などを一部制限したため、営業実態の把握が難しい状況が続き、改正食品衛生法（※1）や改正動物愛護管理法（※2）などの周知に影響が出ました。そのため、アフターコロナに向けて改正内容等の普及・啓発を強化し、速やかに新たな制度を定着させるとともに、定期的な監視指導で既存制度の適切な運用の維持・継続を図る必要があります。

※1 改正食品衛生法：食品衛生法等の一部を改正する法律

※2 改正動物愛護管理法：動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律



小項目と具体的な取組

(1) 食品の安全の確保



食品衛生法で制度化された「HACCP（※）に沿った衛生管理」を定着させるため、事業者に必要な導入支援や定期的な監視を行うとともに、区民等に食品衛生情報を提供して食品衛生の向上を図り、食品の安全を確保します。

具体的な取組

① 食の安全・安心の充実

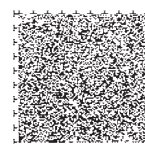
港区食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者へ監視指導を行い結果を区民に公表します。区民等から寄せられる食品への異物混入等の苦情について、東京都などの関係機関と連携し、健康被害の拡大防止を図ります。

② 食中毒対策の推進

食中毒予防のため、生や加熱不十分の食肉を提供する飲食店の監視を強化し区民には食品衛生の普及・啓発を行います。食中毒が発生した際は、迅速に調査し原因究明と被害拡大防止を図り、再発防止等の指導を行います。

※HACCP：Hazard Analysis and Critical Control Point

「危害要因分析重要管理点」と訳し、各原料の受け入れから食品の製造・出荷までの工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づき管理する手法



(2) 医療・医薬品の安全の確保

区民等に必要な情報を随時区ホームページに掲載するとともに、区民からの医療等に関する相談に対応します。また、区内の医療・薬事関係機関に対して適宜監視指導を行い、医療・医薬品の安全の確保に努めます。

具体的な取組

① 区民への情報提供及び相談体制の充実

臨床経験のある看護師を配置した医療相談窓口において、区民からの専門性の高い医療に関する相談にも対応します。また、広報みなとや区ホームページを活用した医療・医薬品等に関する情報提供の充実を図ります。

② 医療機関等への指導及び情報提供の充実

診療所、歯科診療所等に対し、安全体制の強化のため衛生指導を行います。また、医療安全や院内感染防止等に関する研修機会を提供して、区内医療機関の医療安全体制の充実を図ります。

③ 医薬品販売業者等への情報提供及び指導の充実

薬局・医薬品販売業者に対し、医薬品の安全確保のため衛生指導を行います。また、区ホームページやSNSを通じ、法令改正等必要な情報提供の充実を図ります。

(3) 環境衛生対策の充実

施設の衛生的で安全な環境の維持向上のため、衛生指導や普及・啓発を行います。

具体的な取組

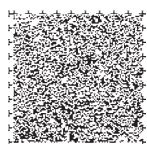
① 施設の衛生指導・啓発

年間計画に基づき、立入検査や水質検査を実施します。

また、衛生管理講習会の開催、区ホームページ等を活用した資料の掲示による啓発を行い、自主管理体制構築支援に取り組めます。

② 無許可施設対策の強化

無許可営業が疑われる施設に対し、警察署や消防署など関係機関と連携した対応を推進します。また、事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、必要な情報を提供することで、事業の適正な運営を確保します。



(4) 快適な生活環境の確保

快適で住みやすい生活環境の確保に向け、室内環境やねずみ・衛生害虫対策について、啓発や相談対応を行います。

また、人と動物が共生できる地域社会づくりをめざし、動物愛護への理解を深める取組を行います。

具体的な取組

① 室内環境の相談対応

アレルギー疾患、室内の化学物質や飲み水等の室内環境に関する区民からの相談に対し、必要な調査・助言を行います。また、パンフレットの作成・配布、妊婦や乳幼児の保護者への講話など、効果的な啓発を図ります。

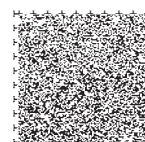
② ねずみ・衛生害虫対策

SNSや出前講座等を活用して、ねずみ・衛生害虫の総合的防除の考え方や対応について普及・啓発を図ります。

また、ねずみ・衛生害虫に関する区民からの相談に対し、必要な調査・助言を行います。

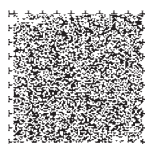
③ 動物愛護の推進

去勢不妊手術費用の助成や支援品の作成により、適切な地域猫活動を推進します。また、福祉部門と連携し、高齢者ペット飼育問題の早期把握や情報共有をするとともに、リーフレットを用いて飼い主本人に働きかけます。





小項目	具体的な取組	進捗管理事業	所管課
① 港区ならではの食文化の醸成	(1) 家庭や地域での共食の推進	①健康講座（食育関連） ②国産野菜の活用促進 ③日本の食文化の啓発 ④港区子ども食堂ネットワーク	健康推進課 子ども政策課
	(2) 地域の食育ネットワークの推進	①健康づくりサポーター ②地域の栄養士ネットワークの支援	健康推進課
	(3) 多文化・多様性の理解促進	①大使館等との連携による食文化の紹介 ②宗教食に対応した備蓄物資整備	国際化・文化芸術担当 防災課
② 生涯を通じた食育の推進	(4) 乳幼児期の食育推進	①はじめての離乳食教室 ②離乳食づくり方テキスト ③乳幼児食事相談会 ④保育園運営マニュアル（保育園給食）	健康推進課 子ども政策課 保育課
	(5) 学齢期の食育推進	①港区学校教育食育推進指針	学務課
	(6) 働き盛り世代の食育推進	①働き盛り世代の健康ハンドブック ②THP指針を踏まえた健康経営の支援 ③給食施設の巡回指導	健康推進課 生活衛生課
	(7) 高齢期の食育推進	①高齢者の低栄養対策 ②みんなの食と健口講座	健康推進課 高齢者支援課
	(8) 生涯を通じた食育推進	①食と健康ハンドブック	健康推進課
③ 持続可能な食を支える環境整備	(9) 食の安全に関する理解を深める	①港区食品衛生消費者懇談会 ②生涯学習出前講座 ③食品衛生月間 ④食品衛生フェスティバル ⑤児童館等における手洗い教室 ⑥食品衛生講習会	生活衛生課
	(10) 食品ロス削減の実践	①港区食べきり協力店登録制度 ②フードドライブ、未利用食品回収 ③「食品ロスになりがち食材」活用レシピ集	みなとりサイクル清掃事務所
	(11) 食事における環境負荷低減	①環境に配慮した食品選択・調理の啓発 ②環境体験学習を通じた食育	健康推進課 環境課
	(12) 災害に備えた食育対策	①災害時の食事に関する普及・啓発 ②医療救護活動マニュアル ③母子救護所備蓄物資整備 ④災害食及び備蓄食啓発プログラム	地域医療連携担当 健康推進課

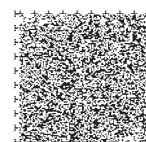


港区自殺対策推進計画 事業一覧



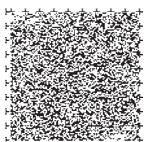
小項目	具体的な取組	進捗管理事業	所管課
①自殺予防のための情報提供と普及・啓発	(1) 自殺の実態把握	①自殺統計及び区民アンケートからの状況把握・分析	健康推進課
	(2) 自殺対策についての理解促進	①SNSを活用した自殺対策推進事業の周知 ②自殺予防やゲートキーパーについての啓発動画等による周知	健康推進課
	(3) 自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底	①港区こころといのちを支えるキャンペーンの実施 ②自殺対策強化月間の実施	健康推進課
	(4) 相談窓口の周知 ☆	①インターネット検索連動広告による相談窓口の周知 ②「生きるための支援」相談機関一覧の作成と啓発	健康推進課
②相談、支援の充実による自殺防止 ★	(5) 相談の充実 ★☆	①精神保健福祉相談と保健師による健康相談の実施 ②SNSを活用した相談の推進 ③ひきこもり青少年等に対する相談・支援事業推進 ④子ども家庭支援センターにおける相談・支援 ⑤女性相談の実施 ⑥生活困窮者自立支援事業の実施 ⑦消費生活相談（多重債務等）の実施	区民課 健康推進課 子ども家庭支援センター 生活福祉調整課 産業振興課
	(6) 相談機関の連携、協力 ★	①精神保健福祉関係機関との連携・協力体制の強化 ②自殺対策関係機関との連携の強化 ③思春期問題に対応した機関との連携の推進 ④区内医療機関との連携の推進 ⑤精神保健福祉センターとの連携の推進 ⑥東京都や民間団体の相談機関との連携の推進	健康推進課
	(7) 生きる支援のための人材育成と専門性の向上 ★	①ゲートキーパー・リーダーの養成 ②新任職員等に対するゲートキーパー研修 ③職員向けゲートキーパーマニュアルの作成と活用 ④区民対応職員に対するゲートキーパー研修 ⑤保健師、福祉職員に対する事例検討会 ⑥精神保健分野に係る職員への研修	健康推進課 人事課

★自殺総合対策大綱重点施策関連事業、☆東京都自殺総合計画重点施策関連事業



小項目	具体的な取組	進捗管理事業	所管課
③ こころの健康づくりの推進	(8) 地域に向けてのこころの健康づくり	①精神保健福祉に関する講演会等の開催 ②思春期講演会の開催 ③こころの病気を抱える人への支援 ④こころの病気を抱える人の家族への支援	健康推進課
	(9) 子どもや若者へのこころの健康づくりと自殺予防の取組 ★☆	①みなと子ども相談ねっとによる相談支援 ②子どものSOSの出し方に関する教育の実施 ③大学や私立学校を対象としたSOSの出し方に関する講座 ④子どものSOS対応研修 ⑤子ども施設における職員の意識啓発 ⑥心のケアの充実	健康推進課 子ども家庭支援センター 教育指導担当
	(10) 職場のヘルスケア ★	①職場のメンタルヘルス講演会の実施 ②労働基準監督署と連携した労働者向け事業の周知の強化 ③地域産業保健センターの周知と連携の強化	健康推進課
	(11) 適切な精神科医療の受診支援 ★	①アウトリーチによる相談の強化 ②うつ自己診断「こころの体温計」による相談支援 ③区民健康診査(30(さんまる)健診)受診者への若年認知症、うつ病等の相談先の周知 ④特定健康診査受診者への相談先の周知	健康推進課
④ 自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援	(12) 自殺未遂者とその家族への包括的支援 ★☆	①自殺未遂者対応支援事業の実施 ②区内関係機関との連携強化 ③区内救命救急センター等との精神科医療連携の推進	健康推進課
	(13) 遺族等への総合的支援の充実 ★☆	①港区自死遺族の集いの開催による支援 ②死亡届提出時における遺族に対する支援	区民課 健康推進課
	(14) 遺族等への支援をしている団体との連携	①遺族等支援団体等の情報収集と連携強化 ②遺族等支援団体の活動の周知	健康推進課
	(15) 自死遺族等への支援に関する啓発	①職員研修における自死遺族等への支援についての啓発 ②区民へのゲートキーパー研修等における自死遺族等への支援についての啓発	健康推進課

★自殺総合対策大綱重点施策関連事業、☆東京都自殺総合計画重点施策関連事業



第5章

生活福祉分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

生活に課題をかかえても、 自立して地域生活を送ることができる社会

生活保護受給者等に対し、就労及び健康管理上の支援を行い、個別の能力に応じた自立を支援します。

生活困窮者に対し、丁寧な相談により、生活を安定、再生するための就労支援や、家計改善等の支援を行います。

「社会参加に関する調査」の分析に基づき、包括的なひきこもり支援策の拡充と関係機関等と連携した効果的な支援を行います。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

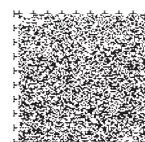
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

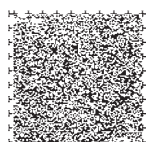
分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
低所得者等の 生活の支援及び 自立施策の充実	(1) 生活保護受給者等への支援の推進	
	(2) 生活困窮者への自立支援の促進	
	(3) ひきこもり支援の実施	



具体的な取組	
① 生活保護制度等の適正な運営 ③ 法外援護の実施	② 自立支援の実施 ④ 路上生活者等への支援
① 生活安定の支援 ③ 子どもへの支援	② 生活再生の支援
① 相談窓口の設置 ③ 当事者及び家族の居場所づくり	② 関係機関とネットワークづくり

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

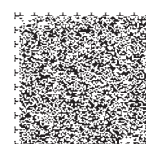
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



2 生活福祉分野の施策

施策1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 生活保護受給者の増加

令和2(2020)年度まで減少傾向にあった、生活保護受給者（以下「被保護者」といいます。）数は、その後増加に転じ、この傾向は続くと思われます。

多様で複雑な課題を抱える被保護者に対し、関係機関と連携し、状況の変化に応じて適切な支援・サービスにつなげるコーディネート機能を果たすため、ケースワーカーの計画的な育成が必要です。

健康管理、日常生活習慣の確立や基礎技能が被保護者の自立に向けて習得が必要なため、効果的な支援メニューを複数準備し、包括的な支援を進めます。

(2) 生活困窮者への支援

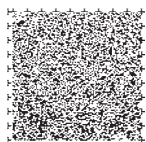
生活・就労支援センターの相談は増加傾向で外国人、若年層等、相談者の多様化がみられます。生活困窮者の生活再生のため、就労支援と債務整理や滞納等に関する助言など家計改善支援を一体的に実施します。

また、子どものいる世帯に対しては、学習の支援だけでなく、居場所づくり、日常生活の支援、親への養育支援等を通じて学習習慣を育成するなど、貧困の連鎖を防ぎ、将来の自立に向けたきめ細かな支援を行っています。

(3) ひきこもりへの支援

生活・就労支援センターでは、これまでも生活困窮の相談を発端とし、ひきこもり状態にある方の相談や、アウトリーチをとおして支援を行ってきました。

また、区では、学識経験者、区職員等から成る「ひきこもり支援調整会議」を設置するとともに、令和5(2023)年度に「社会参加に関する調査」を実施しました。調査結果等をふまえ、支援内容や関係機関等との連携を拡充します。



施策の考え方

区民の最後のセーフティーネットとして、相談者の状況を的確に把握し、生活保護を受けるべき人が受給できるようにします。生活保護受給者や、生活困窮者、就職氷河期世代、ひきこもり状態にある人等、一人ひとりの状況や能力に応じた支援を行うとともに、低所得世帯の子どもの支援を行うことで、貧困の連鎖を防止します。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

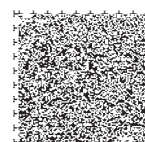
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



小項目と具体的な取組

(1) 生活保護受給者等への支援の推進

生活保護制度を適切に運用するとともに、生活保護受給者等の抱える多様な課題に対応できるよう自立支援事業を実施し、一人ひとりの能力に応じた経済的自立、日常生活自立、社会的自立を支援します。

具体的な取組

① 生活保護制度等の適正な運営

制度をわかりやすく説明し相談者に寄り添う相談業務を行います。各地区総合支所間の連携を強化しケースワーカーを計画的に育成し関係専門機関と連携して、受給者が必要な各種支援やサービスが利用できるようコーディネートします。

② 自立支援の実施

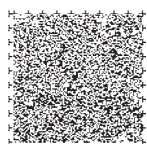
就労支援プログラムや健康管理支援事業などの自立にむけた支援事業を充実し、就労支援員、メンタルケア支援員等、専門性を有する職員とケースワーカーが連携することで、受給者一人ひとりの能力に応じた自立を支援します。

③ 法外援護の実施

区独自で、コミュニティバス乗車券や無料入浴券の給付、児童・生徒の通学用衣服費、運動用衣服費、修学旅行支度費、夏季及び冬季の見舞金を支給し、生活保護世帯等の日常生活の安定・向上及び自立を図ります。

④ 路上生活者等への支援

東京都や特別区と共同で路上生活者等の社会復帰に向けて「自立支援センター事業」を行います。従来の方法では十分な支援が難しかった就労自立を希望する、ネットカフェ利用者、女性、性的マイノリティ（LGBT）も、対象とします。



(2) 生活困窮者への自立支援の促進

生活困窮者の自立を支援するため、港区生活・就労支援センターにおいて就労支援や家計相談、子どもの学習相談など一人ひとりの状況にあった必要なサービスを提供するとともに、学習支援事業の充実を図ります。

具体的な取組

① 生活安定の支援

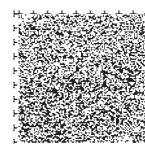
生活困窮に陥った人に対する住居確保給付金や就労支援をはじめとした自立相談支援体制を強化し、一人ひとりの能力に応じた包括的な自立支援を推進します。

② 生活再生の支援

生活習慣の確立、社会参加能力の形成、就労体験など、就労準備のための支援を行うとともに、家計の収支改善のため、家計管理に関する支援を行い、生活再生を図ります。

③ 子どもへの支援

生活困窮世帯の子どもに対する学習支援を強化し、進学や就職を選択するためのサポートを行うことで、貧困の連鎖を防止します。また家庭への支援をとおして、育成環境の改善を図ります。



(3) ひきこもり支援の実施

ひきこもりに関する相談窓口を設置し、個別具体的なアウトリーチにつなげます。また、港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、生活背景に合せた包括的な支援ができるよう、関係部署や関係機関と連携します。

具体的な取組

① 相談窓口の設置

拡充

ひきこもり状態にある方の生活状況やその背景等に合せた支援ができるように、ひきこもりに関する相談窓口を設置し、個別具体的なアウトリーチにつなげます。

② 関係機関とネットワークづくり

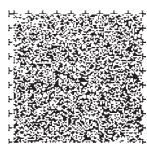
拡充

港区ひきこもり支援プラットフォームを活用し、多様な生活背景に合せた対応ができるよう、庁内の関係部署や外部の関係機関等と連携することで、包括的な支援につなげます。

③ 当事者及び家族の居場所づくり

拡充

ひきこもり状態にある方やその家族が、同じ状況にいる人々と交流し、情報を共有することで、社会参加の足がかりとなるよう、ひきこもり当事者のコミュニティを創設します。



第6章

地域福祉分野

1 めざす姿と施策の全体像

(1) めざす姿

住み慣れた地域で支え合い、
安心して暮らし続けられる社会

複雑化・複合化している一人ひとりの課題に寄り添った相談支援の充実や、医療・福祉関係機関が多く集積する港区の強みを生かした多機関・多職種連携による支援等、重層的な支援体制を整備します。地域コミュニティが希薄化していく中であっても、活動の支援や担い手確保の強化により地域福祉活動を支えます。

また、権利擁護支援のひとつとしての成年後見制度の理解促進に一層取り組み、全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会をめざします。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

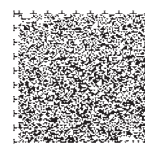
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



(2) 施策の全体像

施策（中項目）	小項目	関連計画
1 港区ならではの 地域包括ケアの 推進	(1) 地域包括ケアの推進体制の充実	 保健事業 健康診査
	(2) 重層的支援体制整備事業の実施	
	(3) 医療と介護の連携の推進	 健康診査
	(4) 効果的な情報発信	
2 安心して暮らし 続けるための地域 福祉活動の推進	(1) 地域福祉を推進する体制の強化	 地域防災
	(2) 地域における福祉活動の支援	 住 宅 文化芸術 子育て
	(3) 福祉のまちづくりの推進	 バリア
	(4) 公衆浴場の活用の推進と将来に向けた効果的な支援	
3 成年後見制度の 理解と利用の促進	(1) 適切かつ安心な成年後見制度の運用	
	(2) 権利擁護支援の推進	
	(3) 成年後見制度の理解促進	

【関連計画 凡例】



：港区住宅基本計画



：港区地域防災計画



：港区国民健康保険保健事業実施計画
（データヘルス計画）



：港区子ども・子育て支援事業計画



：港区バリアフリー基本構想

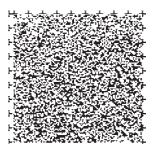


：港区文化芸術振興プラン



：港区国民健康保険特定健康診査等実施計画

関連計画等の詳細



具体的な取組

- | | |
|--------------------------------|-------------------------|
| ① 推進体制の強化 | ② 関係機関連携の推進による地域課題への対応 |
| ① 相談支援体制の充実 | ② アウトリーチを通じた継続的支援の充実 |
| ③ 地域社会への参加支援 | |
| ① 在宅療養推進体制の充実 | ② 医療機関等との連携体制の強化 |
| ③ 情報共有による多職種連携の推進 | |
| ① 区民等への啓発 | ② 支援者間における情報の発信と共有 |
| ③ 各種媒体による情報発信 | |
| ① 社会福祉協議会との連携・支援 | ② 事業者等の地域貢献活動への参加の促進 |
| ③ 災害時の安全の確保 | ④ 保健福祉行政への区民の参画の促進 |
| ① 民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等への活動の支援 | |
| ② ボランティア活動の促進 | |
| ① 福祉のまちづくりに関する普及・啓発 | ② バリアフリーマップの充実と普及 |
| ③ 道路等の整備・改善の推進 | ④ 建築物のバリアフリー化の推進 |
| ① 公衆浴場の魅力向上 | ② 助成制度の見直し |
| ③ 新たな民間公衆浴場の設置支援 | |
| ① 利用しやすい成年後見制度の運用 | |
| ② 利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視した運用 | |
| ③ 区長申立の適切な実施 | |
| ① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充 | |
| ② 法人後見を含む成年後見等の担い手の確保・育成等の推進 | |
| ③ 権利擁護支援の「チーム」による対応強化 | |
| ① 成年後見制度の周知啓発 | ② 「早期からの意思決定の重要性」の普及・啓発 |
| ③ 成年後見人等への支援 | ④ 各種手続きにおける成年後見等業務の円滑化 |

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

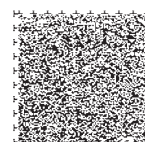
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



2 地域福祉分野の施策

施策1 港区ならではの地域包括ケアの推進

SDGs のゴール
との関係



現状と課題

(1) 住み慣れた地域で暮らし続けられる仕組みづくり

全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区はこれまで多様な社会参加ができるように地域全体が相互に協力し、支え合う地域包括ケアを推進してきました。

港区には、多様な医療機関や福祉関係機関等が豊富に集積しており、この環境を生かして多機関・多職種の連携を広げていくことで、港区ならではの地域包括ケアを更に推進していく必要があります。

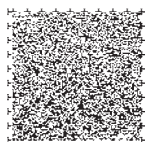
(2) 複雑化・複合化した福祉課題への対応

制度の対象とならない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応など、区民ニーズの多様化かつ複雑化に伴い、高齢、障害、子ども、生活困窮等の福祉分野ごとでは対応が困難なケースが浮き彫りになっています。

こうした課題に対応するため、令和4（2022）年8月に「福祉総合窓口」を設置してあらゆる福祉相談に対応する相談体制を整えました。相談者に寄り添った支援を充実するためには、より一層の包括的な支援体制の強化が必要です。

施策の考え方

全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりのため、関係する各機関や職種が連携し、医療と介護を一体的に提供する在宅療養の体制を一層推進するとともに、複雑化・複合化した区民ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」の令和7（2025）年度開始をめざします。



小項目と具体的な取組

(1) 地域包括ケアの推進体制の充実

地域包括ケアを推進する社会の実現に向け、学識経験者や地域における医療機関及び福祉・介護事業者等をはじめとした多機関・多職種連携による港区ならではの地域包括ケアの推進体制を充実させます。

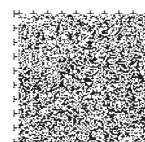
具体的な取組

① 推進体制の強化

地域から抽出された各分野相互の複合的・横断的な地域課題に対して、学識経験者、医療関係者、福祉関係者、地域関係者等で構成する会議体で共有、対策の検討を行い、地域で支える仕組みづくりの推進体制を強化します。

② 関係機関連携の推進による地域課題への対応

地域の在宅医療・介護・福祉部門等の関係者との各種連絡会等を行う中で、関係者のネットワークの構築や連携の推進を図るほか、地域課題の抽出等を行いその対応を検討します。



(2) 重層的支援体制整備事業の実施

多機関・多職種連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題を抱える区民を、分野や制度を超えて支援関係者が連携して支援するため、社会福祉法に基づく「重層的支援体制整備事業」による港区ならではの包括的な支援体制を構築します。

具体的な取組

① 相談支援体制の充実

福祉総合窓口に加え、区民が抱えるあらゆる福祉課題に対応するため、区の相談機関の連携による「分野を問わない」相談支援を実施し、地域全体で包括的に相談に対応します。

② アウトリーチを通じた継続的支援の充実

新規

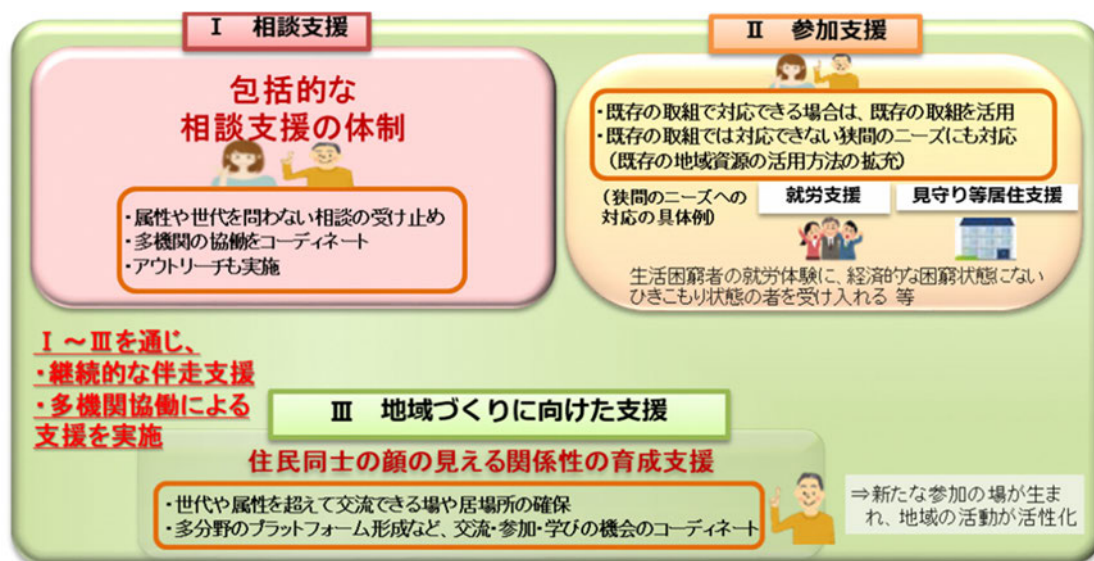
複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない区民に支援が届けるため、分野や制度を超えて関係機関と連携しながら本人と関係性を構築し、必要とする支援につなげます。

③ 地域社会への参加支援

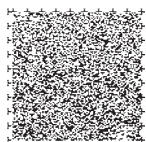
新規

社会参加に向けた支援を必要とする本人のニーズと地域資源の間を調整して、地域社会とのつながりを作るための支援を行い、地域社会への参加を支援します。

【重層的支援体制整備事業の全体像】



出典：厚生労働省ホームページ



(3) 医療と介護の連携の推進

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療や介護に関わる多機関・多職種連携等、更なる地域での繋がり の構築を推進し、地域における相談支援や在宅療養の支援体制の充実を図ります。

具体的な取組

① 在宅療養推進体制の充実

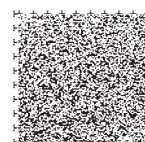
医師会等をはじめとした関係機関との連携のもと、港区在宅療養相談センターを中心とした在宅療養の支援体制を強化するとともに、安心できる在宅療養環境を確保するため、在宅療養後方支援病床の運用も推進します。

② 医療機関等との連携体制の強化

医療機関等と様々な情報、地域特性や課題を共有することで、関係性を築くとともに連携体制を強化し、更なる地域包括ケアの推進を図ります。

③ 情報共有による多職種連携の推進

地域包括ケアにおいて密接な連携が必要な医療機関や介護事業者等との情報共有を強化します。併せて、医療、介護のほか、地域で活動する関係機関の連携の推進を図ります。



(4) 効果的な情報発信

必要な情報を必要な人に適切に届けられることができるよう、ICTの活用を進めるとともに、対象者に適した方法を検討し、様々な手法での情報発信を積極的行います。また、関係機関等と連携した在宅療養等に関する普及・啓発を行います。

具体的な取組

① 区民等への啓発

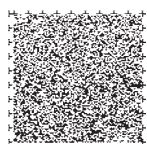
医療機関・介護事業者・地域の活動団体等との連携による区民対象の講座の実施等、在宅療養をはじめとした地域包括ケアに関する周知啓発を、区民のニーズを捉えながら実施します。

② 支援者間における情報の発信と共有

関係者の地域包括ケアに関するそれぞれの分野の知識やその役割などについて、相互に理解を深めるための機会を設けるとともに、支援者間で必要な情報の発信と共有を行います。

③ 各種媒体による情報発信

区ホームページやデジタルサイネージ、SNSの活用のほか、対象者に適した効果的な周知等の方法を状況に合わせて検討し、積極的な情報発信を行います。



施策2 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進

SDGs のゴール
との関係

現状と課題

(1) 複雑化・複合化する地域福祉課題の解決に向けた関係機関の連携

社会状況の変化により、複雑化・複合化する地域福祉課題を解決するためには、地域福祉の中核を担う港区社会福祉協議会をはじめとした関係機関との連携の強化が不可欠です。加えて、多種多様な企業が集積する港区の特性を生かした、事業者間のネットワーク形成や、地域貢献活動の推進が必要です。

近年、自然災害が多発しており、要支援者に対する実効性のある支援体制の構築や、災害ボランティアの育成が急務です。

(2) 地域福祉活動の支援と担い手の確保

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、ひきこもりなどの複合的な課題の表面化等、これまでは把握されていなかった地域課題が顕在化しました。

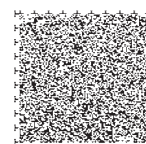
一方、地域コミュニティ活動の衰退や近所付き合いの忌避、全国的な就業率の上昇などにより、地域福祉活動の担い手が不足しています。

地域課題を解決するためには、地域のつながり・支え合いが不可欠であり、地域福祉を支える団体等の支援と、新たな人材の育成や発掘が必要です。

(3) 福祉のまちづくりの推進

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律や関係施策が改正又は制定されました。

年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に過ごすことができるよう、福祉のまちづくりを推進するとともに、公共的施設のバリアフリー情報を積極的に発信していくことが必要です。



(4) 公衆浴場への支援の強化

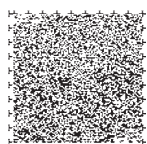
昭和 50 年代には区内に約 40 軒あった公衆浴場は、現在 4 軒（うち 1 軒は区立公衆浴場）まで減少しました。

現在、区内で営業を続ける民間公衆浴場は、「浴場設備の老朽化」や「経営者の高齢化」等の課題を抱えています。

区民の衛生保持のみならず、健康増進や区民相互の交流拠点となる公衆浴場の転廃業を防止するため、公衆浴場への支援の強化が必要です。

施策の考え方

地域福祉の中核を担う港区社会福祉協議会との連携の強化と、地域で活動する団体等との連携による各種啓発の充実や参加を促進します。複雑化・複合化する地域課題に対応するため、地域にある様々な資源や力を活用し、更なる地域のつながり・支え合いを進めます。誰もが安全・安心かつ快適に過ごせるよう、ソフト・ハードの両面から福祉のまちづくりを推進します。区民の衛生保持・健康増進や交流拠点となる公衆浴場の転廃業防止のため、支援を強化します。



小項目と具体的な取組

(1) 地域福祉を推進する体制の強化

複雑化・複合化する地域課題解決のため、港区社会福祉協議会が担う役割は一層重要になります。港区社会福祉協議会への支援と連携を進めるとともに、地域を支える福祉活動を推進する団体等との協働を進めます。また、事業の企画段階から区民の参画を得るなど、区民や地域の事業者等との協働体制を強化し、地域福祉を推進していきます。

具体的な取組

① 社会福祉協議会との連携・支援

港区社会福祉協議会は、多様なつながりと支え合いを促進する役割を担っており、地域課題解決のため、区民主体の活動を推進しています。区は、地域福祉活動を推進するため、港区社会福祉協議会との連携・支援体制を強化します。

② 事業者等の地域貢献活動への参加の促進

区内の企業等は、地域を構成する一員として、社会貢献への取組や区民との協働が期待されています。区は、港区社会福祉協議会と連携して、企業間の交流や情報交換を行う活動を支援するとともに、新たな事業者等の参加を促進します。

③ 災害時の安全の確保

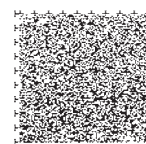
災害時の地域の協力体制づくりのため、実効性のある要配慮者支援体制の強化に取り組みます。また、地域福祉活動を実践する事業者等とのネットワークの構築や、災害ボランティアセンターの円滑な運営に向けた連携の強化を図ります。

④ 保健福祉行政への区民の参画の促進

施策や事業をより効果的に展開していくため、行政と地域との連携をより円滑なものとしします。区民の参画を促すため、取組やその成果を分かりやすく発信します。

◆団体応援寄付金◆

区内の公益的活動団体の活動がより一層、地域社会の発展につながるよう、港区版ふるさと納税制度における寄付金の一部を活用して団体を支援します。寄付を申し込む際に応援したい団体を指定すると、区は、この寄付金の7割を上限として、寄付者が指定した団体に補助金を交付します。



(2) 地域における福祉活動の支援

地域福祉課題の解決のため、地域福祉を支える各種団体等との連携の強化や、団体等の活動を支えるための支援を積極的に推進します。地域で活動する区民等を支援するとともに、活動場所の確保や活動の紹介などの普及・啓発に取り組みます。

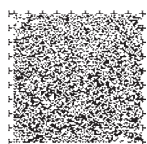
具体的な取組

① 民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等への活動の支援

地域福祉を支える重要な担い手である、民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等の福祉活動を支援します。また、新たな人材の発掘を進めるとともに、円滑な活動のための場の確保やデジタル機器の活用の推進等の支援を行います。

② ボランティア活動の促進

オンラインによる参加も可能なボランティアの育成、活動の普及・啓発、ネットワーク構築等に取り組む港区社会福祉協議会を支援します。また、各地区ボランティアコーナーの利用を促進するなど、積極的な活動に向けて支援します。



(3) 福祉のまちづくりの推進

年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安全で安心して快適に暮らすことができるよう、区有施設のバリアフリー情報のオープンデータ化を進め、より多くの区民が情報を取得しやすくなるよう取り組みます。また、民間の建築物に対し、施設建設段階でユニバーサルデザインの導入や案内サインの設置を要請するほか、公共性の高い施設については、バリアフリー化の費用を補助するなど、ハードとソフトの両面から人にやさしいまちづくりを進めます。

具体的な取組

① 福祉のまちづくりに関する普及・啓発

福祉のまちづくりに向けて、「心のバリアフリー」に関する普及・啓発を推進します。福祉施設での交流、スポーツや体験活動などを通じて、高齢者や障害者等との交流や理解の促進を図ります。

② バリアフリーマップの充実と普及

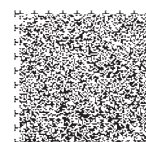
港区バリアフリーマップの掲載情報の充実に加え、区有施設のバリアフリー情報のオープンデータ化を進めます。また、外国人向けの案内を含めた効果的なPRを行い、更なる普及に努めます。

③ 道路等の整備・改善の推進

誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくりとして、坂道へのバリアフリー対策、案内表示等のユニバーサルデザイン化、電線類地中化等を推進します。また、快適な歩行空間の確保のために放置自転車対策や細街路の拡幅を行います。

④ 建築物のバリアフリー化の推進

建築計画に係る相談や建築確認申請等の機会を捉え、乳幼児のおむつ交換ができる場所を案内サインで分かりやすく表示するなど、誰でも利用しやすい環境づくりへの協力を建物管理者をはじめとした関係者へ要請します。



(4) 公衆浴場の活用の推進と将来に向けた効果的な支援

区民の衛生保持・健康増進や区民相互の交流拠点として重要な役割を担う公衆浴場の安定的な経営を維持するため、先進的な浴場設備等の整備や各浴場のブランディング等の支援を強化します。また、区内公衆浴場の減少に歯止めをかけるため、港区浴場組合が取り組む新たな民間公衆浴場の設置を支援します。

具体的な取組

① 公衆浴場の魅力向上

拡充

健康づくりや通いの場として、公衆浴場を区民相互の交流拠点としての機能強化を図ります。区内公衆浴場めぐりや独自グッズの開発など港区銭湯のブランディングを推進し、公衆浴場の魅力を向上します。

② 助成制度の見直し

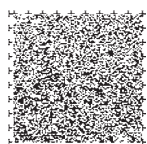
拡充

老朽化や突発的な故障等による改修費用等、公衆浴場の経営を継続する上で支障となる負担増に対し、適切に対応できる助成制度に見直し、区内の民間公衆浴場の安定的な経営を支援します。

③ 新たな民間公衆浴場の設置支援

新規

区内公衆浴場の減少に歯止めをかけるため、港区浴場組合が取り組む民間ビル等を活用した新たな民間公衆浴場の設置を支援します。



施策3 成年後見制度の理解と利用の促進

SDGs のゴール
との関係

現状と課題

(1) 成年後見制度を必要とする人の増加



区の人口増加に伴い、高齢者人口の増加は今後も続き、コロナ禍で外出もままならなかった状況下で高齢者虐待の通報件数や権利擁護の相談は増加の一途をたどっています。また、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳の所持者数も年々増加しており、今後、成年後見制度の必要性はますます高まることが予想されます。

(2) 権利擁護支援の必要性



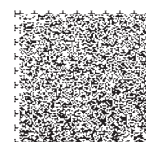
生活する上で自ら判断する能力が十分でない方の中には、自ら助けを求めることができず、自身の権利を侵害されていることに気づかない場合があります。その中には、身寄りがなく地域で孤立・孤独の状態にある場合もあります。こうした状況にある方に対し、地域ぐるみで権利を擁護する取組の強化が必要です。尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図るため、適切に成年後見制度が利用されるよう権利擁護支援に関する連携体制を整備することが求められています。

(3) 成年後見制度の周知啓発や担い手の確保と支援強化の必要性



区民が安心して成年後見制度を利用できるよう、成年後見制度の丁寧な周知・啓発を行うとともに、医療、福祉、金融機関等関係機関に対する成年後見制度の理解促進が必要です。

また、成年後見制度の安定的な運用を図るため、多様な成年後見人等の担い手の確保、育成、支援の取組の充実が必要であるとともに、円滑な活動を支援するための取組の強化を行います。



施策の考え方

成年後見制度が必要な人へ必要な支援を届け、意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用を図るため、権利擁護に関わる関係者の更なる制度の理解と連携を推進し、地域における包括的・重層的な支援体制をかたちづくっていくことにより、地域共生社会の実現をめざします。身寄りのない人や虐待事案等での適切な区長申立を実施し、権利擁護支援の推進について重点的に取り組みます。

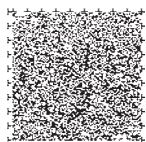
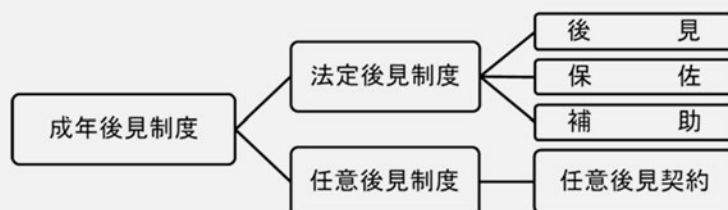
◆成年後見制度◆

成年後見制度は、認知症や知的障害その他の精神上的の障害などにより、判断能力が不十分であるため、法律行為における意思決定が困難な方々について、その判断能力を補い、その方々の財産等の権利を擁護する、「自己決定の尊重」と「本人保護」との調和を理念とする制度です。法定後見制度と任意後見制度があります。

法定後見制度 すでに判断能力が不十分な人を、家庭裁判所に審判の申立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が支援する制度です。判断能力に応じて以下の3つの類型があります。

類型	後 見	保 佐	補 助
対象	判断能力が全くない人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

任意後見制度 将来判断能力が不十分となった場合に備えて、公正証書により任意後見人を決め、支援してほしいことをあらかじめ決めておく制度です。



小項目と具体的な取組

(1) 適切かつ安心な成年後見制度の運用



成年後見制度利用に向けた相談対応の充実を図るとともに、意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用を図ります。また、福祉サービス等に関する情報共有や関係機関等との連携強化により迅速な相談対応やサービスの提供に努めます。

具体的な取組

① 利用しやすい成年後見制度の運用

拡充

相談しやすい体制を整え、必要な支援へつなげます。また確実な区長申立の実施、登録制度による成年後見人等候補者のマッチングを行うほか、安定した後見等活動を支援するため成年後見人等への報酬助成について検討します。

② 利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視した運用

成年後見人等や関係者が、被後見人の自己決定権を尊重した適切な意思決定支援や身上保護を重視した制度の運用に取り組むことができるよう、中核機関（区及び港区社会福祉協議会）による支援を強化します。

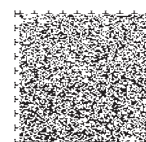
③ 区長申立の適切な実施

身寄りがなく、虐待等により権利擁護が必要な区民に対しては、積極的な調査を行い、区長申立を適切に実施します。

◆中核機関◆

中核機関とは地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担います。

- 本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートをを行う役割（協議会等の運営等）



(2) 権利擁護支援の推進



権利擁護支援を必要としている人を適切な福祉サービスへつなぎ、本人らしい生活を継続することができるよう、関係団体や関係機関等の連携を強化するとともに、日頃から情報共有を行います。また、区民後見人等の育成・支援等を推進します。

具体的な取組

① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充

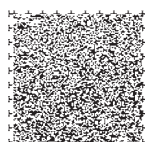
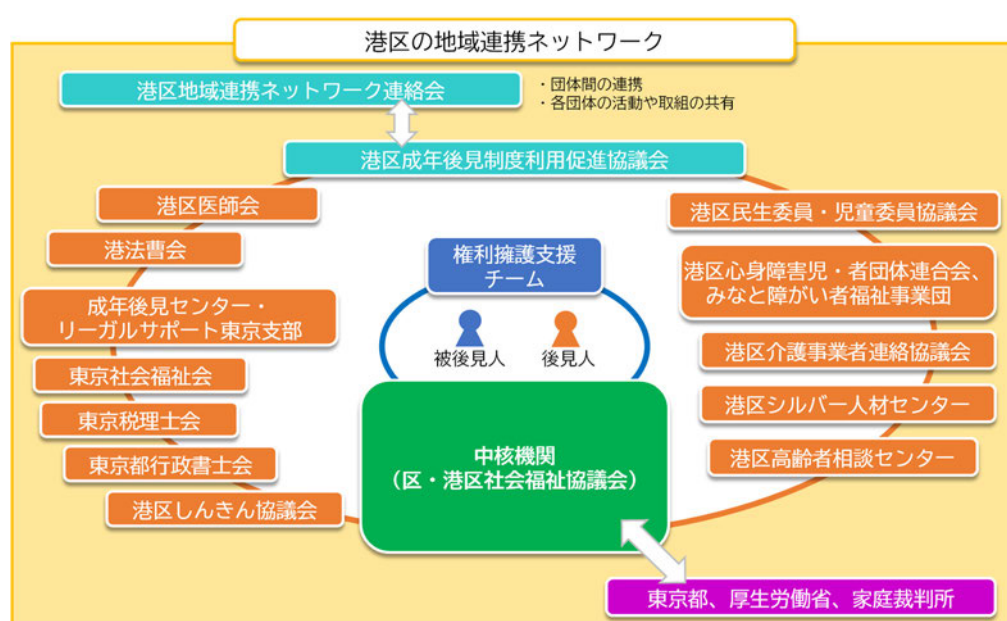
権利擁護に関する関係団体のネットワークの推進のほか、権利擁護に関する様々な既存の仕組みや支援体制が、相互に関連しながら多様な分野・主体が関わる包括的なネットワークを構築する取組を推進します。

② 法人後見を含む成年後見等の担い手の確保・育成等の推進

区民後見人等の育成・活動支援と親族後見人の支援の強化に取り組みます。また、港区社会福祉協議会による法人後見活動を促進するほか、港区社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の確保に取り組みます。

③ 権利擁護支援の「チーム」による対応強化

権利擁護支援が適切に実施されるよう、制度利用中はもとより制度利用開始前から、成年後見人等を含む関係者間で支援方針等を共有するとともに、困難事例や支援における課題が生じた場合は「チーム」による対応を行います。



(3) 成年後見制度の理解促進



成年後見制度を必要とする人が制度を確実に利用できるよう区民や権利擁護支援に係る関係者へ、関係団体や関係機関等と連携した周知啓発を実施すると共に、制度の適正な運用に向けて地域連携ネットワークを活用し、更なる制度の理解促進を図ります。

具体的な取組

① 成年後見制度の周知啓発

区ホームページやデジタルサイネージ、SNSの活用のほか、対象者に適した効果的な周知等により積極的な情報発信を行います。また、あらゆる場面を活用し、制度の理解や利用の促進に向けた周知啓発を行います。

② 「早期からの意思決定の重要性」の普及・啓発

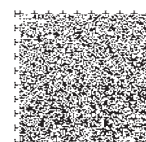
早い段階から将来に向けて自分の意思や考え方を示しておくことで、将来、関係者による意思決定支援を容易にすることが可能となります。適切な権利擁護支援を行うため、関係者や区民への普及・啓発を強化します。

③ 成年後見人等への支援

成年後見人等の支援や成年後見制度の適正な運用を図るため、区民後見人等の必要な知識の習得を目的とした研修等を行うほか、区の取組に対する理解を促し、成年後見人等同士の情報共有や意見交換ができる場を設けます。

④ 各種手続きにおける成年後見等業務の円滑化

区や金融機関等の窓口で成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることがないように、また、成年後見人等の円滑な活動を可能とするため、成年後見制度の理解促進を図ります。



第7章

分野横断的取組

複雑化、多様化したニーズに一体的に対応していくため、各分野に共通する課題に対して分野横断的に取り組んでいきます。

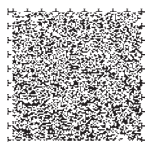
分野横断的な取組 1 人権・権利擁護

共通する課題認識

住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため、本人の意向を尊重しながら、意思決定のサポートや虐待からの保護など、あらゆる権利擁護に関する取組を推進していく必要があります。

各分野での具体的な取組

分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
子ども・子育て	5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	
	（1）子どもの最善の利益を実現する施策の推進	
	① 「子どもの権利条約」4つの原則の啓発 ② 子どもの意見を把握する取組の推進	72 ページ
	（2）児童虐待未然防止対策等の推進	
	① 要保護児童対策地域協議会を中心とした児童虐待対策等の推進 ② 養育支援訪問事業の充実 ③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進 ④ 要支援家庭等への支援の充実 ⑤ 児童及び妊産婦に関する包括的な支援体制の強化	73 ページ
	（3）身近な児童相談所における支援の充実	
	① 児童のニーズに応じた社会的養護の充実 ② 親子関係再構築支援の充実 ③ 施設退所後等の児童の自立の支援 ④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進 ⑤ 一時保護所の適正な運営の確保 ⑥ A I 等を活用した相談対応機能の強化	74 ページ



分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
子ども・子育て	（４）ヤングケアラー支援対策の推進	
	① 家庭が抱える様々な状況・課題の共有と支援 ② 子どもが声を上げやすい環境づくり ③ 子どもの身体的な負担軽減と心理的サポート	75 ページ
高 齢 者	4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	（２）高齢者の権利の擁護	
	① 高齢者虐待対応の充実 ② 成年後見制度の理解と利用促進 ③ 消費者被害の防止 ④ 困難事例等への適正な取組の推進	105 ページ
障 害 者	1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備	
	（１）心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進	
	① 差別解消の取組の推進 ② 心のバリアフリーの推進 ③ 意思決定支援の促進 ④ 虐待防止に関する取組の推進	136 ページ
健康づくり・保健	5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	
	（３）こころの健康づくりの推進	
	① 地域に向けてのこころの健康づくり	190 ページ
生 活 福 祉	（４）自殺未遂者の再企図防止と遺された方への支援	
	④ 自死遺族等への支援に関する啓発	191 ページ
生 活 福 祉	1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実	
	（１）生活保護受給者等への支援の推進	
	④ 路上生活者等への支援	204 ページ
地 域 福 祉	3 成年後見制度の理解と利用の促進	
	（１）適切かつ安心な成年後見制度の運用	
	① 利用しやすい成年後見制度の運用 ② 利用者の意思決定支援や身上保護の側面を重視した運用 ③ 区長申立の適切な実施	223 ページ
地 域 福 祉	（２）権利擁護支援の推進	
	① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充 ② 法人後見を含む成年後見等の担い手の確保・育成等の推進 ③ 権利擁護支援の「チーム」による対応強化	224 ページ

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

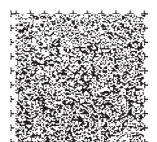
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



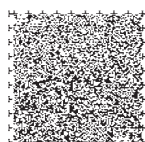
分野横断的な取組 2 情報発信の強化

共通する課題認識

施策をより効果的なものとするためには、必要とする区民等に確実に情報を届け、正しい理解を得ることが必要です。様々な対象に寄り添い、あらゆる手法で情報を発信していく必要があります。

各分野での具体的な取組

分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
子ども・子育て	5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	
	（2）児童虐待未然防止対策等の推進	
	③ 地域住民に対する虐待対策啓発活動の推進	73 ページ
	（4）ヤングケアラー支援対策の推進	
	② 子どもが声を上げやすい環境づくり	75 ページ
高齢者	1 心豊かで健康な生活への支援	
	（1）社会参加の促進	
	⑥ 情報発信の工夫と充実	88 ページ
	3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	
	（1）在宅生活を支えるサービスの充実	
	④ わかりやすい情報の効果的な発信	98 ページ
	4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	（4）生活支援体制の充実	
	② 地域活動情報の収集、発信	107 ページ



分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
障 害 者	1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備	
	（2）障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上	
	③ 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実	137 ページ
	2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
	（4）医療的ケアが必要な人のライフステージに応じた切れ目ない支援の充実	
	② 家族に対する相談支援、情報発信の強化	144 ページ
健康づくり・保健	1 感染症対策の強化・推進	
	（1）感染症対策の充実	
	① 感染症情報の積極的発信と迅速対応	168 ページ
	② H I V ・ 性感染症の検査体制の拡充と普及・啓発	
	（3）予防接種の充実	
	② 定期予防接種の接種率の向上	169 ページ
	3 子どもの健康を守る体制をつくる	
	（1）妊娠期・産後の母子への支援の充実	
	③ 産後ケア事業	176 ページ
	（3）妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進	
	① 乳幼児健康診査の受診率向上	178 ページ
	4 全世代にわたる健康増進と食育の推進	
	（1）生活習慣病等の予防・改善	
	② 健康診査	180 ページ
	（2）口と歯の健康づくりの充実	
	① お口の健診	181 ページ
	③ 障害者歯科診療の推進	
	（3）がんの早期発見の推進	
	③ がん検診の受診率向上	182 ページ
	5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	
	（1）自殺予防のための情報提供と普及・啓発	
	① 自殺の実態把握	188 ページ
	② 自殺対策についての理解促進	
	③ 自殺予防週間・自殺対策強化月間の周知の徹底	
	④ 相談窓口の周知	

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

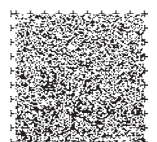
健康づくり・
保健

生活福祉

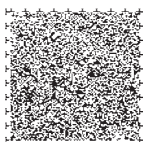
地域福祉

分野横断的
取組

参考資料



分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
生 活 福 祉	1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実	
	（3）ひきこもり支援の実施	
	③ 当事者及び家族の居場所づくり	206 ページ
地 域 福 祉	1 港区ならではの地域包括ケアの推進	
	（3）医療と介護の連携の推進	
	③ 情報共有による多職種連携の推進	213 ページ
	（4）効果的な情報発信	
	① 区民等への啓発 ② 支援者間における情報の発信と共有 ③ 各種媒体による情報発信	214 ページ
	2 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進	
	（2）地域における福祉活動の支援	
	① 民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等への活動の支援	218 ページ
	（3）福祉のまちづくりの推進	
	① 福祉のまちづくりに関する普及・啓発 ② バリアフリーマップの充実と普及	219 ページ
	3 成年後見制度の理解と利用の促進	
	（3）成年後見制度の理解促進	
	① 成年後見制度の周知啓発 ② 「早期からの意思決定の重要性」の普及・啓発	225 ページ



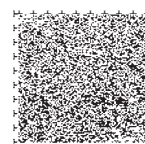
分野横断的な取組3 DX、ICTの推進

共通する課題認識

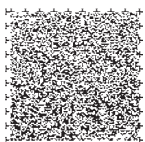
オンライン申請をはじめとした手段のデジタル化による利便性向上を端緒に、保健・福祉分野において将来的に変化がもたらされ、サービスの幅や、地域での支え合いにより果たすことができる役割を広げることが求められています。

各分野での具体的な取組

分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
子ども・子育て	5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	
	（3）身近な児童相談所における支援の充実	
	② 親子関係再構築支援の充実 ⑥ AI等を活用した相談対応機能の強化	74 ページ
	6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える	
	（1）相談事業・子育て情報提供の充実	
	① 子ども家庭支援センターの相談体制の充実 ③ 子育て情報提供の充実	77 ページ
高齢者	1 心豊かで健康な生活への支援	
	（1）社会参加の促進	
	⑥ 情報発信の工夫と充実	88 ページ
	（2）健康で自立した生活を維持するための支援	
	① ICTを活用した推進	89 ページ
	3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	
	（2）介護予防及び介護を行うための環境整備の充実	
	⑤ 介護ロボット及びICT機器導入の促進	100 ページ
	4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	（4）生活支援体制の充実	
	② 地域活動情報の収集、発信	107 ページ



分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
障 害 者	1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備	
	（２）障害者の多様な意思疎通支援及び情報アクセシビリティの向上	
	③ 情報アクセシビリティの向上とコミュニケーション支援の充実	137 ページ
	4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり	
	（２）あらゆる手段を活用した就労支援の推進	
	① デジタル技術を活用した就労機会の確保	152 ページ
健康づくり・保健	1 感染症対策の強化・推進	
	（３）予防接種の充実	
	③ 電子予診票の発行などのデジタル化に向けた環境整備	169 ページ
	3 子どもの健康を守る体制をつくる	
	（１）妊娠期・産後の母子への支援の充実	
	② みなとプレママ応援事業（港区出産・子育て応援事業）	176 ページ
	③ 産後ケア事業	
	④ 不妊に悩む方への支援	
	（３）妊婦健康診査、乳幼児健康診査の推進	
	① 乳幼児健康診査の受診率向上	178 ページ
	5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	
	（１）自殺予防のための情報提供と普及・啓発	
	② 自殺対策についての理解促進	188 ページ
	④ 相談窓口の周知	
	（２）相談、支援の充実による自殺防止	
	① 相談の充実	189 ページ
地 域 福 祉	1 港区ならではの地域包括ケアの推進	
	（３）医療と介護の連携の推進	
	③ 情報共有による多職種連携の推進	213 ページ
	2 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進	
	（３）福祉のまちづくりの推進	
	② バリアフリーマップの充実と普及	219 ページ



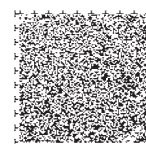
分野横断的な取組4 担い手確保、人材育成

共通する課題認識

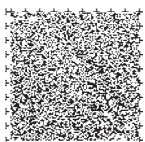
安定した行政サービスの提供や、地域共生社会における地域での支え合いは、それを担う人材の安定的な確保が不可欠です。地域の様々な担い手を安定的に確保できるよう、継続的な人材育成等に取り組んでいく必要があります。

各分野での具体的な取組

分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
子ども・子育て	3 子育て支援サービスの充実	
	（4）地域ぐるみで子育てをサポートできる仕組みの構築	
	② 地域における子ども・子育て支援者の育成	66 ページ
	4 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進	
	（2）青少年の健全育成のための支援	
	② 自主的・創造的な活動の支援 ③ リーダー育成の支援	69 ページ
	7 子どもの未来を応援する施策の推進	
高齢者	（3）地域で子どもの未来を応援する体制の整備	
	① 子どもの未来応援施策の普及・啓発	82 ページ
	1 心豊かで健康な生活への支援	
	（3）介護予防の効果的な推進	
	③ 地域人材の養成と支援	90 ページ
	2 認知症と共生する地域づくり	
	（1）認知症の理解促進	
	② 認知症サポーター養成の促進	92 ページ
	（4）地域で支え合う共生のための体制づくり	
	② 地域で支え合う体制の整備	95 ページ
	3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	
	（2）介護予防及び介護を行うための環境整備の充実	
	③ 介護事業者への運営支援の拡充 ④ 介護人材の確保、定着及び育成に向けた支援の推進	100 ページ



分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
高 齢 者	4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	（４）生活支援体制の充実	
	③ 地域の担い手の育成と支援	107 ページ
障 害 者	2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
	（５）事業者によるサービスの量の確保と質の向上	
	① 障害福祉サービス等事業所の参入促進、運営支援 ② サービス提供の担い手の確保、人材育成支援	145 ページ
健康づくり・保健	1 感染症対策の強化・推進	
	（２）新たな感染症に備えた体制の整備	
	① 感染症のまん延に備えた職員体制の整備	168 ページ
	② 専門職の応援受入れ体制の構築	169 ページ
	5 こころの健康づくり、自殺対策の推進	
生 活 福 祉	1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実	
	（１）生活保護受給者等への支援の推進	
	① 生活保護制度等の適正な運営	204 ページ
地 域 福 祉	2 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進	
	（２）地域における福祉活動の支援	
	① 民生委員・児童委員、保護司、赤十字奉仕団等への活動の支援	218 ページ
	3 成年後見制度の理解と利用の促進	
	（２）権利擁護支援の推進	
	② 法人後見を含む成年後見等の担い手の確保・育成等の推進	224 ページ



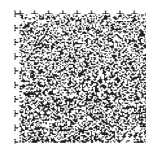
分野横断的な取組 5 生活拠点の確保

共通する課題認識

様々な課題を抱えていても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活拠点の確保に係る取組を推進していく必要があります。

各分野での具体的な取組

分野	施策（中項目）	
	小項目	該当ページ
高 齢 者	3 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実	
	（1）在宅生活を支えるサービスの充実	
	③ 高齢者の住まいの支援	98 ページ
	（2）介護予防及び介護を行うための環境整備の充実	
	② 介護保険施設等の整備の推進	99 ページ
障 害 者	2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
	（1）地域移行や親なき後を見据えた住環境の整備	
	① 障害者グループホームの整備	142 ページ
生 活 福 祉	1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実	
	（2）生活困窮者への自立支援の促進	
	① 生活安定の支援	205 ページ
	（3）ひきこもり支援の実施	
	③ 当事者及び家族の居場所づくり	206 ページ
地 域 福 祉	1 港区ならではの地域包括ケアの推進	
	（3）医療と介護の連携の推進	
	① 在宅療養推進体制の充実	213 ページ



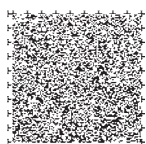
分野横断的な取組 6 多機関・多職種連携

共通する課題認識

多様化するニーズに対応していくには、様々な関係機関との連携が不可欠です。地域の様々な機関の様々なスキルを持つ職種の人材と連携することで、複合的な課題を的確な解決につなげていく必要があります。

各分野での具体的な取組

分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
子ども・子育て	2 保育施設における保育の質の向上	
	（１）保育内容の質の向上	
	① 多様な主体との連携による保育の質の向上策の推進	59 ページ
	（４）教育・保育の連携体制の整備	
	① 保育園、幼稚園、認定こども園、小学校での交流・連携 ② 保幼小合同研修会等の充実	61 ページ
	5 子どもの権利擁護を重視した環境づくり	
	（３）身近な児童相談所における支援の充実	
	① 児童のニーズに応じた社会的養護の充実 ② 親子関係再構築支援の充実 ③ 施設退所後等の児童の自立の支援 ④ 里親登録の拡大と支援の充実による家庭養育の推進 ⑤ 一時保護所の適正な運営の確保 ⑥ A I 等を活用した相談対応機能の強化	74 ページ
	6 支援が必要な子どもと家庭を確実に支える	
	（１）相談事業・子育て情報提供の充実 ② 相談体制の整備	77 ページ
高齢者	2 認知症と共生する地域づくり	
	（３）適切なサービスの利用の促進	
	② 認知症カフェの充実	94 ページ
	（４）地域で支え合う共生のための体制づくり	
	③ 認知症疾患医療センターとの連携	95 ページ



分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
高 齢 者	4 誰もが安心して暮らせる地域づくり	
	（1）安全で安心して暮らし続けられる地域づくりの推進	
	③ 高齢者のセーフティネットワーク構築の推進	103 ページ
	（5）医療及び介護の緊密な連携	
	① 在宅療養の多職種連携の推進	108 ページ
障 害 者	1 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備	
	（1）心のバリアフリーの普及及び権利擁護の推進	
	③ 意思決定支援の促進	
	④ 虐待防止に関する取組の推進	136 ページ
	2 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実	
	（2）日常生活を支えるサポート体制の強化	
	① 包括的な相談支援体制の強化	143 ページ
	3 特別な配慮の必要な子どもへの支援	
	（1）児童発達支援センターを中心とした支援の充実	
	③ 発達支援を必要としている子どもへの適切な環境整備	148 ページ
	（2）家族が安心して就労できる環境の整備	
	② 子どもを安全に預けられる場の確保	149 ページ
	（3）地域全体で支える発達支援体制の強化	
	② 地域の中で自分らしく過ごせる体制の整備	149 ページ
生 活 福 祉	4 障害特性に応じて就労できる仕組みづくり	
	（1）一般就労への移行と就労定着支援の強化	
	③ 障害者の就労支援ネットワークの強化	151 ページ
	1 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実	
	（1）生活保護受給者等への支援の推進	
	① 生活保護制度等の適正な運営	204 ページ
	（2）生活困窮者への自立支援の促進	
	③ 子どもへの支援	205 ページ
	（3）ひきこもり支援の実施	
	② 関係機関とネットワークづくり	206 ページ

総論

分野ごとの
計画

子ども・
子育て

高齢者

障害者

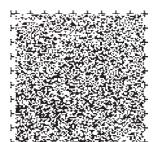
健康づくり・
保健

生活福祉

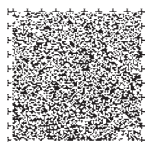
地域福祉

分野横断的
取組

参考資料

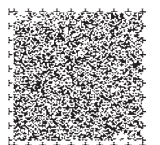


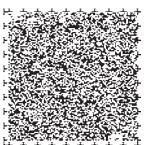
分野	施策（中項目）	
	小項目	
	具体的な取組	該当ページ
地 域 福 祉	1 港区ならではの地域包括ケアの推進	
	（１）地域包括ケアの推進体制の充実	
	① 推進体制の強化	211 ページ
	② 関係機関連携の推進による地域課題への対応	
	（２）重層的支援体制整備事業の実施	
	① 相談支援体制の充実	212 ページ
	② アウトリーチを通じた継続的支援の充実	
	③ 地域社会への参加支援	
	（３）医療と介護の連携の推進	
	① 在宅療養推進体制の充実	213 ページ
	② 医療機関等との連携体制の強化	
	③ 情報共有による多職種連携の推進	
	（４）効果的な情報発信	
	① 区民等への啓発	214 ページ
	② 支援者間における情報の発信と共有	
	③ 各種媒体による情報発信	
	2 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進	
	（１）地域福祉を推進する体制の強化	
	① 社会福祉協議会との連携・支援	217 ページ
	② 事業者等の地域貢献活動への参加の促進	
	③ 災害時の安全の確保	
	④ 保健福祉行政への区民の参画の促進	
	3 成年後見制度の理解と利用の促進	
	（２）権利擁護支援の推進	
	① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの拡充	224 ページ
	③ 権利擁護支援の「チーム」による対応強化	



參考資料

第3部





1 関連計画等一覧

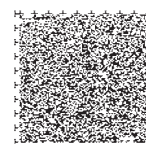
港区地域保健福祉計画は、港区の他の個別計画等と連携を図っています。

各分野の「施策の全体像」のページにおいて、アイコンで小項目ごとに関連する計画等を示しています。

名称等	内容	アイコン
港区住宅基本計画	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合したものととなります。	
港区バリアフリー基本構想	高齢者、障害者など誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針を定める基本構想です。	
港区地域防災計画	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。	
港区文化芸術振興プラン	「多様な人と文化が共生し文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界に開かれた『文化の港』」を将来像とし、誰もが文化芸術を通じて心ゆたかで潤いのある生活を送ることができる社会をめざす計画です。	
港区国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)	健康・医療情報を活用した、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康を保持増進することを目的とした計画です。	
港区国民健康保険特定健康診査等実施計画	被保険者に対して実施する、特定健康診査、特定保健指導の実施方法や目標に関する基本的な事項を定めた計画です。	
港区食品衛生監視指導計画	「食品衛生法」第24条の規定に基づき定める、食品等に起因する衛生上の危害の発生や拡大を防止し、区民の食の安全・安心を確保することを目的とした計画です。	
港区子ども・子育て支援事業計画	幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進することを目的とした計画です。	
港区学校教育推進計画	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育の更なる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。	
港区幼児教育振興アクションプラン	公私立幼稚園で協議を重ね、港区全体の幼稚園教育の更なる充実をめざすとともに、港区全体の幼児期の教育をリードする総合的な行動計画です。	
港区スポーツ推進計画	区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と今後のスポーツ施策の基本的な方向性を示した計画です。	
港区生涯学習推進計画	区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。	



関連計画等の詳細



2 くらしと健康の調査の実施概要

区における高齢者、障害者及び一般区民の新型コロナウイルス感染症感染拡大による社会変化後の課題や区民ニーズ、実態を的確に把握し、「港区地域保健福祉計画」等の改定の基礎資料とするため、令和4（2022）年度に「くらしと健康の調査—コロナ禍における保健福祉に関する調査—」を実施しました。

くらしと健康の調査では、高齢者調査、障害者調査、一般区民調査の3つの調査を実施しています。

※調査の詳細は、こちらからご覧いただけます。



【調査概要】

調査名称	調査名称	抽出条件・配布数	回収数(回答率)
高齢者	高齢者	無作為抽出：配布 4,000 件	2,252 件(56.3%)
	介護サービス事業所	調査対象者全数：配布 272 件	136 件(50.0%)
障害者	身体障害者	調査対象者全数：配布 2,581 件	1,322 件(51.2%)
	知的障害者	調査対象者全数：配布 516 件	249 件(48.3%)
	精神障害者	調査対象者全数：配布 1,375 件	511 件(37.2%)
	障害児	調査対象者全数：配布 453 件	199 件(43.9%)
	難病患者等	調査対象者全数：配布 948 件	529 件(55.8%)
一般区民		港区在住の 15 歳以上 65 歳未満の区民から無作為抽出：配布 3,000 件	941 件(31.4%)

■調査方法：郵送により配布、郵送又はWEBにより回収

■調査期間：令和4（2022）年7月28日（木）～8月19日（金）

■主な調査内容

○高齢者

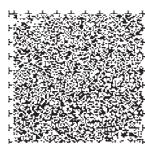
- ・生活状況等について
- ・災害に対する備えと災害時の行動について
- ・主な介護者について
- ・介護事業所の経営全般について
- ・介護事業者に対する行政支援について

○障害者

- ・親、保護者の就労状況等について
- ・余暇活動・文化芸術活動について
- ・居住の場について
- ・災害に対する備えと災害時の行動について
- ・偏見・差別について
- ・行政支援・団体支援について
- ・将来の生活について

○一般区民

- ・感染症について
- ・ドメスティックバイオレンス（DV）について
- ・児童虐待について
- ・里親制度について
- ・ひきこもりについて
- ・コロナ禍における経済面の変化について
- ・地域活動・社会活動について



3 港区の自殺対策について（区政モニターアンケート）の実施概要

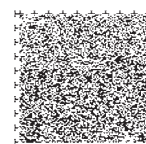
区では、自殺率の軽減を目指し、平成 31（2019）年 3 月に港区自殺対策推進計画（改定版）（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）を策定し、各種事業を展開しています。次期計画策定の基礎資料として、自殺に関する意識などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため調査を実施しました。

※調査の詳細は、こちらからご覧いただけます。



【調査概要】

- 調査方法：郵送により配布、郵送又はWEBにより回収
- 調査期間：令和 4（2022）年 9 月 1 日（木）～9 月 15 日（木）
- 調査対象者：令和 4（2022）年度区政モニター 766 名
- 回答数等：回収数 541 件、回収率 70.6%
- 主な調査内容
 - ・家計の状況について
 - ・相談相手について
 - ・相談を受けた経験について
 - ・ゲートキーパーの認知度について
 - ・港区の自殺対策の取組の認知度について



4 ヤングケアラー実態調査の実施概要

区ではヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。）の実態を正確に把握し、必要な支援につなげる対応策に取り組むことを目的として、ヤングケアラーの実態調査を実施しました。

※調査の詳細は、こちらからご覧いただけます。



【調査概要】

対象	調査方法	配布数	回収数(回答率)
①区立小学校に在籍している 小学1～3年生	学校で、学習用タブレット端末を利用して回答	5,430 人	4,550 人 (83.8%)
②区立小学校に在籍している 小学4～6年生	学校で、学習用タブレット端末を利用して回答	4,893 人	4,409 人 (90.1%)
③中学生	区立中学校在籍者は、学校で学習用タブレット端末を利用して回答 区立中学校在籍者以外は、郵送で依頼し、紙媒体又はオンラインで回答	5,761 人	2,711 人 (47.1%)
④高校生世代	郵送で依頼し、紙媒体又はオンラインで回答	4,813 人	887 人 (18.4%)
⑤高齢者・障害者・子育て家庭の支援に関わる事業所 (区立小・中学校を除く)	郵送又は電子メールで依頼し、紙媒体又はオンラインで回答	317 事業所	180 事業所 (56.8%)
⑥区立小・中学校	電子メールで依頼し、オンラインで回答	29 校	29 校 (100.0%)

■調査期間：令和4（2022）年9月14日（水）～10月14日（金）

■主な調査内容

・ヤングケアラーの認知度

○子ども向け調査

・家族の世話の状況

・世話をしていることによる生活への支障

・必要とする手助けの内容

○事業所向け調査

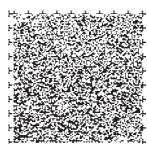
・ヤングケアラーに気付いたきっかけ

・支援を行うにあたり困難と感ずること

○小中学校向け調査

・実態把握の状況

・支援を行うにあたり困難と感ずること



5 港区地域保健福祉推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 区における地域保健福祉施策の計画的な推進を図るため、港区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- （1） 港区地域保健福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- （2） 港区地域保健福祉計画に基づく事業の推進に関する事項
- （3） その他必要な事項

（構成）

第3条 協議会は、区長が委嘱する30人以内の委員をもって構成する。

2 前項委員のうち公募区民は10人以内とする。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1号の港区地域保健福祉計画に係る協議が終了した日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選により定め、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（分科会）

第6条 検討事項を専門的に調査検討するために、協議会の下に分科会を置くことができる。

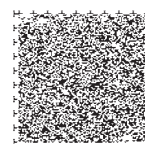
2 分科会は、協議会の委員をもって構成する。

3 分科会に座長を置き、座長は協議会会長の指名する委員をもって充てる。

4 座長は、分科会を招集し、分科会を主宰し、調査検討の経過及び結果を委員会に報告する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する分科会会員がその職務を代理する。

6 座長は、必要に応じ、分科会に分科会会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。



(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として、公開する。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成11年6月21日から施行する。

2 東京都港区地域保健医療推進協議会設置要綱（平成4年7月1日付4港保保第314号）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成23年3月15日から施行する。

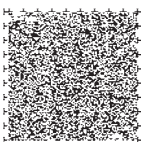
2 この要綱の施行の際、既にこの要綱による改正前の港区地域保健福祉推進協議会設置要綱第4条第1項の規定により区長が委嘱した委員の任期は、改正後の港区地域保健福祉推進協議会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

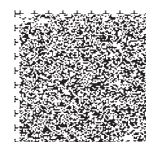


6 港区地域保健福祉推進協議会委員名簿

分野	区分	所属等	氏名
全体	学識経験者	明治学院大学名誉教授	◎河合 克義
高齢者	学識経験者	明治学院大学名誉教授	○岡本 多喜子
	関係団体等	港区社会福祉協議会事務局長	奥野 佳宏
		港区介護事業者連絡協議会居宅介護支援部副会長	川名 順子
		港区介護事業者連絡協議会通所介護部副会長	北澤 茂雄
	公募区民	公募区民	人見 かおり
		公募区民	福士 寿美江
障害者	学識経験者	東洋大学福祉社会デザイン学部東洋大学社会貢献センター長	高山 直樹
		立教大学コミュニティ福祉研究所研究員	丸山 晃
	関係団体等	東京都立港特別支援学校校長	岡戸 良雄
		港区心身障害児・者団体連合会副会長	吉田 佳子
		港区手をつなぐ親の会会長	吉田 佳子
	公募区民	公募区民	高井 玲子
		公募区民	永廣 証人
健康づくり・保健	学識経験者	聖路加国際大学名誉教授	遠藤 弘良
		国際医療福祉大学大学院 医学研究科公衆衛生学専攻教授	津金 昌一郎
	関係団体等	東京都港区医師会会長	坪田 淳
		東京都港区芝歯科医師会会長	岡崎 正史
		東京都港区麻布・赤坂歯科医師会会長	綱島 俊幸
		東京都港区薬剤師会副会長	龍岡 健一
	公募区民	公募区民	二藤 泰明
		公募区民	芳賀 勲
子ども・子育て	学識経験者	共立女子大学家政学部学部長	白川 佳子
	関係団体等	港区民生委員・児童委員協議会会長	田中 泉
		港区民生委員・児童委員協議会麻布地区主任児童委員	宇野 宏
		港区立小学校PTA連合会相談役	大島 俊建
	公募区民	公募区民	小野 春奈
		公募区民	クオン 真寿美

◎：会長 ○：副会長

令和5(2023)年10月18日現在



7 港区地域保健福祉推進本部設置要綱

(設置)

第1条 都心区港区の地域特性を踏まえた地域福祉及び地域保健の推進を図り、夢のあるとともに健やかにいきいきと暮らすことのできるまちづくりを実現するため、港区地域保健福祉推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 港区地域保健福祉計画の改定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉及び地域保健事業の実施並びに調整に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、保健福祉支援部長をもって充て、本部を招集し、主宰する。

3 副本部長は、みなと保健所長及び子ども家庭支援部長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 本部員は、総合支所区民課長の代表、保健福祉支援部高齢者支援課長、保健福祉支援部介護保険課長、保健福祉支援部障害者福祉課長、保健福祉支援部生活福祉調整課長、みなと保健所健康推進課長、子ども家庭支援部子ども政策課長及び教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長をもって充てる。

(会議)

第4条 本部は、本部員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 本部長は、必要に応じ、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 本部は必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、本部長の指名する部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。

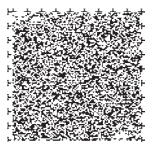
3 部会長は、部会を招集し、主宰し、調査・検討の経過及び結果を本部に報告する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 部会長は、必要に応じ、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。



(委任)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。
- 2 東京都港区地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成5年2月1日付4港厚管第439号）は廃止する。

付 則

(略)

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

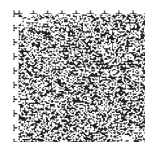
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

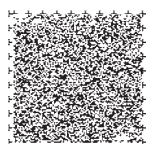
参考資料



8 港区地域保健福祉推進本部委員名簿

役 職	職 名	氏 名
本部長	保健福祉支援部長	山 本 睦 美
副本部長	みなと保健所長	笠 松 恒 司
	子ども家庭支援部長	中 島 博 子
本部員	保健福祉支援部高齢者支援課長	白 石 直 也
	保健福祉支援部介護保険課長	安 達 佳 子
	保健福祉支援部障害者福祉課長	宮 本 裕 介
	保健福祉支援部生活福祉調整課長	大 原 裕美子
	みなと保健所健康推進課長	二 宮 博 文
	子ども家庭支援部子ども政策課長	横 尾 恵理子
	教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当課長	篠 崎 玲 子
	麻布地区総合支所区民課長 (総合支所区民課長の代表)	川 口 薫

令和5(2023)年10月10日現在



9 港区高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 港区高齢者保健福祉計画の策定に当たり、区民や関係者の意見を反映させるため、港区高齢者保健福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この要綱において港区高齢者保健福祉計画とは、老人福祉計画、介護保険事業計画を含む計画とする。

（所掌事項）

第3条 委員会は、次の事項について協議し、区長に報告するものとする。

- （1） 港区高齢者保健福祉計画の改定に関すること。
- （2） その他必要な事項

（構成）

第4条 委員会は、区民及び学識経験者、医療関係者、福祉関係者等のうちから、区長が委嘱する16名以内の委員をもって構成する。

2 前項の区民委員のうち2名は、公募によるものとする。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する事項について区長に報告をした日までとする。

（委員会）

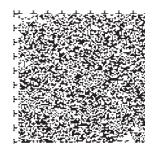
第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（運営）

第7条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることはできない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。



(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

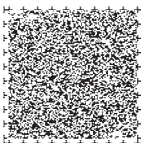
第9条 委員会の庶務は、保健福祉支援部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(略)

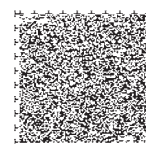


10 港区高齢者保健福祉計画検討委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	明治学院大学 名誉教授	◎岡 本 多喜子
	国際医療福祉大学大学院 教授	○野 呂 千鶴子
公募区民	公募区民	人 見 かおり
	公募区民	福 士 寿美江
医療関係者	一般社団法人東京都港区医師会 副会長	中 村 正 彦
	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会 副会長	西 辻 直 之
	一般社団法人東京都港区薬剤師会 副会長	青 木 美 子
介護事業者	港区介護事業者連絡協議会 居宅介護支援部	川 名 順 子
	港区介護事業者連絡協議会 通所介護部	北 澤 茂 雄
	港区介護事業者連絡協議会 訪問介護部	湯 浅 和 裕
	港区介護事業者連絡協議会 訪問看護部	豊 田 亜 弥
	社会福祉法人新生寿会 ありすの杜きのこ南麻布 施設長	宮 本 憲 男
福祉関係者 (関係団体)	港区民生委員・児童委員協議会 会長	田 中 泉
	社会福祉法人港区社会福祉協議会 事務局長	奥 野 佳 宏
医療機関関係者	公益社団法人東京都理学療法士協会 港支部長	新 井 保 久
	認知症疾患医療センター	川 端 奈 緒

◎:委員長 ○:副委員長

令和5(2023)年10月6日現在



11 港区障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 港区における障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、港区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な連絡調整に関すること。
- (3) 障害者の相談支援に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、障害者及びその家族並びに障害者の福祉に関する事業に従事する者、その他区長が必要と認めるもののうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 前項の障害者及びその家族の中から委嘱する委員は、区民からの公募によって選定する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。再任する場合においては、連続する在任期間は6年を越えないものとする。ただし、区長が専門知識活用等のため、特に必要と認める委員は、この限りでない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

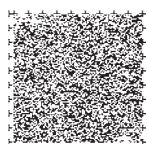
(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。



(会議録の調製)

第8条 会長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(専門部会)

第9条 検討事項を専門的に調査検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。

(幹事会)

第10条 協議会に諮る検討事項を調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、保健福祉支援部障害者福祉課が担当する。

(委任)

第12条 協議会の運営その他この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第3条の規定により港区障害者地域自立支援協議会委員に委嘱されている者に係る第4条の委員の任期については、なお従前の例による。

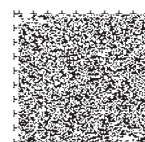
付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

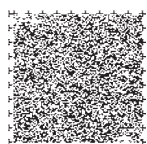
2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱第3条の規定により港区障害者地域自立支援協議会の委員に委嘱されている者に係る第4条の委員の任期については、なお従前の例による。



12 港区障害者地域自立支援協議会委員名簿

区 分	所属・役職	氏 名
公募区民	公募区民	高井 玲子
	公募区民	高田 千明
	公募区民	永廣 証人
	公募区民	高橋 由香
関係団体、 学識経験者等	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授	高山 直樹
	東洋大学 福祉社会開発研究センター 客員研究員	丸山 晃
	特定非営利活動法人 らく福祉会 理事長	吉澤 豊
	東京都港区医師会	中林 秀夫
	弁護士	青木 正賢
	港区民生委員・児童委員協議会会長	田中 泉
	東京都立港特別支援学校 校長	岡戸 良雄
	東京都立光明学園 統括校長	島添 聡
	社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局長	奥野 佳宏
	港区心身障害児・者団体連合会 副会長	吉田 佳子
	港区心身障害児・者団体連合会 事務局長	廣岡 孝
	相談支援部会 代表 社会福祉法人 友愛十字会	山本 恵理
	就労支援部会 代表 特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団	長瀬 伸一

令和5(2023)年9月4日現在



13 港区自殺対策関係機関協議会設置要綱

（設置）

第1条 港区における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、港区自殺対策関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 港区の総合的な自殺対策の推進に関すること。
- （2） 港区自殺対策推進計画の改定等に関すること。
- （3） 自殺対策に係る民間団体を含む関係機関の役割分担や連携に関すること。
- （4） 自殺対策の推進に係る知識の普及啓発に関すること。
- （5） 港区の自殺対策に関連する組織及び協力団体の育成に関すること。
- （6） その他区長が必要と認める事項

（構成）

第3条 協議会は、別表に定める基準により区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって構成する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（座長及び副座長）

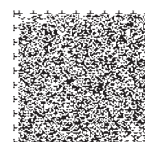
第5条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

（運営）

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、港区自殺対策推進計画の改定年度にあっては必要に応じて開催し、当該改定年度以外の年度にあっては原則として1年度に1回開催する。
- 3 協議会は、非公開とする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、臨時委員として協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。



(港区精神保健福祉連絡協議会との連携)

第7条 協議会は、港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱（平成11年4月1日11港み保第105号）に基づき設置する港区精神保健福祉連絡協議会と連携し、精神保健分野で必要な支援については総合的に取り組む。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、みなと保健所健康推進課において処理する。

(委任)

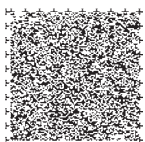
第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

(略)

別表（第3条関係）

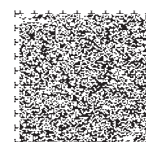
(略)



14 港区自殺対策関係機関協議会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者等	東京慈恵会医科大学 精神医学講座 教授	繁田 雅弘
保健医療機関	東京都済生会中央病院 精神科副医長	多田 光宏
	一般社団法人 東京都港区医師会	五十嵐 良雄
福祉関係団体	高輪地区民生委員・児童委員協議会 副会長	能城 裕子
区民委員	公募区民	齋藤 里絵
	公募区民	芳賀 勲
民間団体	特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク 代表	清水 康之
	特定非営利活動法人 メンタルケア協議会 副理事長	西村 由紀
	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 理事長	杉本 脩子
	特定非営利活動法人 Light Ring. 代表理事	石井 綾華
関係行政機関	三田警察署・生活安全課長	黒木 健次
	芝消防署 警防課長	坂口 晃
	三田労働基準監督署 副署長	津田 太郎
	東京都立中部総合精神保健福祉センター 副所長	菅原 誠
区委員	みなと保健所長	笠松 恒司

令和5(2023)年10月20日現在



15 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 港区における成年後見制度に関する施策の適切な運用を目的として、関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用促進を図るため、港区成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する施策に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関する施策の進捗状況に関すること。
- (3) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医師 1人
- (3) 障害者団体関係者 3人以内
- (4) 高齢者団体関係者 1人
- (5) 社会福祉関係者 4人以内
- (6) 法曹等関係者 5人以内
- (7) 民間事業者関係者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

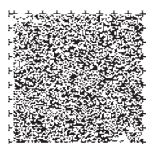
第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会長は、必要に応じ協議会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会は、公開することが適当でないと認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。



4 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

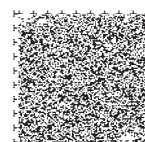
健康づくり・
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的
取組

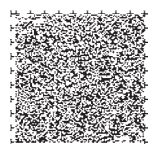
参考資料



16 港区成年後見制度利用促進協議会委員名簿

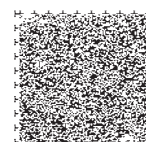
職 名	氏 名
明治学院大学 法学部長	今尾 真
港法曹会	八杖 友一
一般社団法人 東京都港区医師会	荒川 千晶
成年後見センター・リーガルサポート東京支部 港地区 リーダー	國賀 綾
公益社団法人 東京社会福祉士会	加瀬 祐子
東京税理士会 芝支部 業務対策部委員	近藤 直之
東京税理士会 麻布支部	小野 幸枝
東京都行政書士会 港支部 副支部長	黒澤 聡子
港区しんきん協議会 事務長	横井 有
港区民生委員・児童委員協議会 会長職務代理	古角 佐知子
港区心身障害児・者団体連合会 会長	堀 信子
港区心身障害児・者団体連合会 副会長	吉田 佳子
特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団 副理 事長	平井 照子
公益社団法人 港区シルバー人材センター 会長	吉川 顯
港区介護事業者連絡協議会 副会長	享保 奈々
高輪地区高齢者相談センター 管理者	内藤 麻里

令和5(2023)年8月23日現在

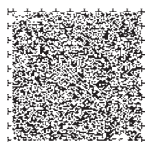


17 港区地域保健福祉推進協議会・分科会 検討経過

会議	回	開催日	主な議題
港区地域保健福祉推進協議会	第1回	令和5年6月9日	○「くらしと健康の調査」結果について ○令和4年度下期港区地域保健福祉計画の進捗状況について ○港区地域保健福祉計画等改定について（案）
	第2回	令和5年10月18日	○令和5年度上期港区地域保健福祉計画の進捗状況について ○港区地域保健福祉計画（素案）について ○令和6年度以降の検討体制について（案）
	第3回	令和6年2月2日	○港区地域保健福祉推進協議会各分科会等の検討状況について ○港区地域保健福祉計画 令和5年度改定版（素案）に寄せられた意見に対する区の考え方について ○港区地域保健福祉計画 令和5年度改定版（案）について
子ども・子育て分科会	第1回	令和5年7月4日	○子ども・子育て分科会の進め方について ○港区地域保健福祉計画進捗状況報告【子ども・子育て分野】 ○区で実施した各種子ども・子育て関連調査の結果等について ○港区地域保健福祉計画等改定方針【子ども・子育て分野】について ○重要テーマ及び必要な追加資料の調査について
	第2回	令和5年8月22日	○次期地域福祉計画（子ども・子育て分野）の政策体系（案）について
	第3回	令和5年10月11日	○港区地域保健福祉計画素案（案）【子ども・子育て分野】について
高齢者分科会 （港区高齢者保健福祉計画検討委員会）	第1回	令和5年6月14日	○港区高齢者保健福祉計画等について ○港区高齢者保健福祉計画等の改定について
	第2回	令和5年7月27日	○港区高齢者保健福祉計画等の改定について
	第3回	令和5年10月6日	○港区高齢者保健福祉計画等（素案）（案）について
	第4回	令和6年1月19日	○港区高齢者保健福祉計画等（案）について
障害者分科会 （港区障害者地域自立支援協議会）	第1回	令和5年7月13日	○各専門部会からの報告について ○港区地域保健福祉計画等改定について ○専門部会の設置について
	第2回	令和5年9月4日	○各専門部会からの報告について ○港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画（素案）について
	第3回	令和6年1月31日	○港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画（素案）について



会議	回	開催日	主な議題
健康づくり・保健分科会	第1回	令和5年8月30日	○港区地域保健福祉計画改定の流れについて ○次期地域保健福祉計画に定める項目について ○港区地域保健福祉に包含する計画について
	第2回	令和5年10月12日	○前回の議論及び反映状況について ○港区地域保健福祉計画（素案）について ○現行計画の進捗状況の報告
	第3回	令和6年1月24日	○前回の議論及び反映状況について ○港区地域保健福祉計画（素案）について
港区自殺対策関係機関協議会	第1回	令和5年10月20日	○令和4年の港区の自殺の状況について ○令和4年度港区自殺対策推進計画（改定版）の進捗状況について ○次期港区自殺対策推進計画について ○港区自殺対策関係機関協議会委員の追加について
	第2回	令和6年2月2日	○次期港区自殺対策推進計画の策定状況について ○計画の推進・評価体制について
港区成年後見制度利用促進協議会	第1回	令和5年8月23日	○港区成年後見制度利用促進基本計画進捗状況について ○港区成年後見制度利用促進基本計画の改定について
	第2回	令和6年1月26日	○令和5年度港区成年後見制度利用促進事業に関する取組と事業報告 ○令和6年度の取組 ○港区地域保健福祉計画（素案）について



18 区民説明会開催状況

回	開催日程		場所
1	令和5（2023）年 12月11日（月）	午後2時30分～	台場区民センター 第1・第2集会室
2	12月12日（火）	午後2時30分～	赤坂区民センター 研修室
3	12月14日（木）	午後2時30分～	高輪地区総合支所 会議室
4	12月15日（金）	午後2時30分～	本庁舎 9階会議室
5	12月16日（土）	午後2時30分～	本庁舎 9階会議室
6	12月18日（月）	午後2時30分～	男女平等参画センター（リーブラ）学習室C
7	12月20日（水）	午後2時30分～	麻布区民協働スペース1・2

総論

分野ごとの
計画子ども・
子育て

高齢者

障害者

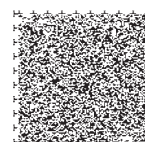
健康づくり・
保健

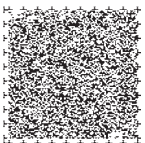
生活福祉

地域福祉

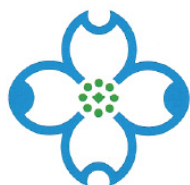
分野横断的
取組

参考資料





区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2023264-3711

港区地域保健福祉計画

(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

令和5(2023)年度改定版

令和6(2024)年3月発行

発行：港区

編集：港区保健福祉支援部保健福祉課

港区芝公園一丁目5番25号

TEL 03-3578-2111(代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

